

一関地区広域行政組合議会会議録

平成 28 年 3 月 24 日招集
第 3 0 回 定例会

一関地区広域行政組合議会

目 次

審議結果	4
議事日程	6
開会及び会議宣言	8
会議録署名議員の指名（那須茂一郎君・岩渕一司君）	8
会期の決定	8
施策推進方針の表明	8
一般質問	11
☆ 岩 渕 善 朗 君	11
1 第6期介護保険事業計画における施設整備について	
(1) 入居可能者数	
(2) 整備後の待機者数	
(3) 整備に伴う介護職員数と確保の見通し	
(4) 介護保険料の見通し	
2 公害防止対策協議会について	
大東同様に一関にも広域議員の参加が必要ではないか。	
☆ 菊 地 善 孝 君	17
1 一関清掃センターに係る最終処分場構想について	
建設場所、時期、その他の具体的な内容について	
2 一関清掃センター改築後の公害防止協定について	
協定の相手方にどのような方々を想定しているのか。	
3 一関清掃センター改築への地元合意について	
(1) 何をもって合意が得られたとするのか。	
(2) 相当数の方々の合意が得られない場合の対応をどうするつもりなのか。	
(3) 合意のタイムリミットをいつと考えているか。	
☆ 金 野 盛 志 君	29
1 ごみ袋の統一について	
(1) 資源循環型まちづくりは、政策の大きな柱であり、このためにも、ごみ袋の統一を入り口として早期に実現すべき	
(2) 東西で1人当たりの排出量に差があるのは、ごみ袋の違いによるのではないか。どのように分析しているか。	
☆ 岡 田 もとみ 君	33
1 新焼却施設等の建設問題について	
進捗状況等を伺う。	
2 第6期介護保険事業計画について	
(1) 地域包括支援センターの委託料と引き継ぎの進捗状況を伺う。	
(2) 地域ケア会議のあり方を伺う。	
(3) 3職種の配置の考え方を伺う。	
(4) 総合事業実施に向けて、平成28年度にすべきことは何と考えているか伺う。	

☆ 菅 野 恒 信 君	43
-------------------	----

1 介護充実の課題について

- (1) 介護報酬引き下げがもたらしたものと充実に向けた課題
- (2) 在宅・施設両面の充実
- (3) 「新しい総合事業」の進展
- (4) サービス提供を適切に行う体制
- (5) 高齢者虐待防止策の充実

2 地域経済・労働者に貢献する業務委託料について

- (1) 経営の実態把握
- (2) 労働者の実態と対策
- (3) 清掃サービスの向上

3 住民の願いにこたえる焼却場建設について

- (1) 狐禅寺地区住民の信頼回復につながる行政運営
- (2) 一関市・平泉町全体、住民全体で検討する抜本的方向

議案第1号	一関地区広域行政組合行政不服審査会等条例の制定について	55
議案第2号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	57
議案第3号	一関地区広域行政組合職員の退職管理に関する条例の制定について	59
議案第4号	一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	60
議案第5号	一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	60
議案第6号	平成28年度一関地区広域行政組合一般会計予算	62
議案第7号	平成28年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算	62
議案第8号	平成27年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）	82
議案第9号	平成27年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第3号）	82
議案第10号	あっせんの申立てについて	83

第 30 回 定 例 会 日 程 表

平成28年 3 月 24 日

日 次	月 日	曜 日	開議時間	会 議 別	議 事
1	3 月 24 日	木	午前 10 時	本 会 議	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 施策推進方針の表明 一般質問 議案審議

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
議案第 1 号	一関地区広域行政組合行政不服審査会等条例の制定について	3月24日	原案可決
議案第 2 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	3月24日	原案可決
議案第 3 号	一関地区広域行政組合職員の退職管理に関する条例の制定について	3月24日	原案可決
議案第 4 号	一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3月24日	原案可決
議案第 5 号	一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3月24日	原案可決
議案第 6 号	平成28年度一関地区広域行政組合一般会計予算	3月24日	原案可決
議案第 7 号	平成28年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算	3月24日	原案可決
議案第 8 号	平成27年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）	3月24日	原案可決
議案第 9 号	平成27年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第3号）	3月24日	原案可決
議案第 10号	あっせんの申立てについて	3月24日	原案可決

受理した議案

- 議案第 1 号 一関地区広域行政組合行政不服審査会等条例の制定について
- 議案第 2 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 3 号 一関地区広域行政組合職員の退職管理に関する条例の制定について
- 議案第 4 号 一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 平成28年度一関地区広域行政組合一般会計予算
- 議案第 7 号 平成28年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算
- 議案第 8 号 平成27年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 9 号 平成27年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第10号 あっせんの申立てについて

議 事 日 程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		施策推進方針の表明
日程第 4		一般質問
日程第 5	議案第 1 号	一関地区広域行政組合行政不服審査会等条例の制定について
日程第 6	議案第 2 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 7	議案第 3 号	一関地区広域行政組合職員の退職管理に関する条例の制定について
日程第 8	議案第 4 号	一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第 5 号	一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10	議案第 6 号	平成28年度一関地区広域行政組合一般会計予算
日程第 11	議案第 7 号	平成28年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算
日程第 12	議案第 8 号	平成27年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）
日程第 13	議案第 9 号	平成27年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 14	議案第 10 号	あっせんの申立てについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

平成28年3月24日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 平成28年3月9日
告示番号 第8号
招集日時 平成28年3月24日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（18名）

1 番	高 橋 幸 喜 君	2 番	岡 田 もとみ 君	3 番	勝 浦 伸 行 君
4 番	岩 渕 優 君	5 番	菊 地 善 孝 君	6 番	槻 山 隆 君
7 番	千 葉 満 君	8 番	那 須 茂一郎 君	9 番	岩 渕 一 司 君
10 番	金 野 盛 志 君	11 番	佐々木 清 志 君	12 番	小野寺 道 雄 君
13 番	岩 渕 善 朗 君	14 番	橋 本 周 一 君	15 番	佐 藤 雅 子 君
16 番	菅 野 恒 信 君	17 番	升 沢 博 子 君	18 番	武 田 ユキ子 君

欠席議員（0名）

職務のため出席した職員

議会事務局長	苫米地 吉 見	議会事務局次長	橋 本 雅 郎
議会事務局長補佐	細 川 了 子		

説明のため出席した者

管理者	勝 部 修 君	副管理者	青 木 幸 保 君
副管理者	田 代 善 久 君	副管理者	長 田 仁 君
広域行政組合事務局長	金 野 富 雄 君	介護保険担当参事	岩 本 孝 彦 君
環境衛生担当参事	佐 藤 福 君	広域行政組合事務局次長 兼 介護保険課長	尾 形 秀 治 君
広域行政組合事務局次長兼 一関清掃センター所長	千 葉 憲 明 君	広域行政組合事務局次長 兼大東清掃センター所長 兼川崎清掃センター所長	菊 池 覚 君
介護福祉主幹	高 橋 和 夫 君	環境衛生主幹	菅 原 克 義 君
会計管理者	清 水 高 司 君	監査委員	沼 倉 弘 治 君
監査委員事務局長	藤 倉 明 美 君		

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

第30回広域行政組合議会定例会

平成28年 3 月 24 日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議 長（武田ユキ子君） ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達しておりますので、平成28年 3 月 9 日一関地区広域行政組合告示第 8 号をもって招集の、第30回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

この際、ご報告を申し上げます。

管理者提案10件、討論通告 2 件を受理しました。

次に、管理者から平成28年度当初予算提案に当たり、平成28年度施策推進方針の表明の申し出がありました。

次に、岩渕善朗君ほか 4 名から一般質問の通告があり、管理者に回付しました。

次に、小野寺道雄君ほか 3 名から議案に対する質疑通告があり、管理者に回付しました。

次に、沼倉監査委員ほか 1 名から提出の監査報告書 6 件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付しておりますので、これによりご了承願います。

次に、議員派遣の決定をし、実施したものを、議員派遣報告書としてお手元に配付しておりますので、これによりご了承願います。

議 長（武田ユキ子君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議 長（武田ユキ子君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

議 長（武田ユキ子君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議 長（武田ユキ子君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を 2 名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

8 番 那 須 茂一郎 君

9 番 岩 渕 一 司 君

を指名します。

議 長（武田ユキ子君） 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日 1 日間といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日間と決定しました。

議 長（武田ユキ子君） 日程第 3、施策推進方針の表明について、先刻ご報告のとおり管理者から平成28年度施策推進方針の表明の申し出がありましたので、この際、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 第30回一関地区広域行政組合議会定例会の開会に当たりまして、平成28年度の施策推進の方針を申し上げます。

当組合は、一関市及び平泉町からの負託により、一般廃棄物処理などの衛生事務並びに介護保

険事務の共同処理に努めております。これまで組合運営が堅調に推移しておりますことは、議員各位並びに住民の皆様のご理解とご協力によるものであり、ここに深く感謝を申し上げる次第でございます。

今、地域社会は、人口減少と少子高齢化が進行する状況にあり、これに対応するためには、支え合い、ともに安心して生活できる環境を整備する必要があります。

このことから、組合は、一関市及び平泉町が広域行政として共同処理することとした事務の効率的、効率的な執行に努め、住民の福祉の向上のため、次の施策を推進してまいります。

まず、衛生事務について申し上げます。

エネルギー回収型廃棄物処理施設と最終処分場の建設については、県南地区ごみ処理広域化検討協議会において平成25年11月に策定されました「県南地区ごみ処理広域化基本構想」に基づき、現施設の老朽化及び最終処分場の埋立て残余容量が逼迫している状況等も踏まえ、新たな施設の平成33年度の稼働に向け、早急に計画を進めてまいります。

一関市が策定した「資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン」では、市内で発生する一般廃棄物やバイオマスなどをエネルギー資源ととらえ、その活用により地域内で資源やエネルギーが循環するまちづくりを進めることとしており、組合としても、廃棄物をエネルギーとして活用する、エネルギー回収型の一般廃棄物処理施設及び最終処分場の整備基本構想を策定してまいります。

新たな施設は、環境や安全性に十分に配慮をした最高レベルのものとして、地域に貢献できる、地域の発展につながるエネルギーセンターとして狐禅寺地区に整備しようとするものであります。

狐禅寺地区への建設については、平成12年に狐禅寺地区生活環境対策協議会と交わした覚書がございますが、私はこれを重く受けとめなければならないと思っているところでございますが、新たな提案として、エネルギー回収型の一般廃棄物処理施設を資源・エネルギー循環型まちづくりの中心施設に位置づけ、狐禅寺地区の振興発展に大きな役割を担う施設として提案させていただいたところであり、新施設等の構想などについて地元の皆様のご意見を伺いながら進めてまいりたいと思います。

また、一般廃棄物処理は、住民の日常生活に深くかかわりのある業務でございますことから、一般廃棄物の安定的、継続的な処理に万全を期すため、既存の廃棄物処理施設の計画的な補修工事を行ってまいります。

次に、放射性物質に汚染された農林業系廃棄物のうち、牧草の処理につきましては、一般廃棄物との混焼により焼却処理をしておりますが、大東清掃センター及び東山清掃センター施設周辺住民の皆様のご理解をいただきながら、円滑に処理を進めているところであり、平成28年度におきましても、安全な処理に万全を期すことはもちろんのこと、住民の皆様への的確な情報提供を行い、安全安心を最優先とした処理に努めてまいります。

なお、放射性物質濃度の低いシイタケほだ木などについては、焼却以外の処理方法について環境省、林野庁、岩手県と協議しながら、今後のあり方について検討してまいります。

また、一関清掃センターごみ焼却施設で、これまでに発生した8,000ベクレルを超える焼却灰につきましては、指定廃棄物として、放射線量の遮へい率が高いコンクリートボックスに保管しておりますが、飛散防止など引き続き適切な安全管理に努めてまいります。

舞川清掃センター及び東山清掃センターにおける焼却灰の埋立てにつきましては、これまでも国のガイドラインに定める方法に加えまして、組合独自の安全対策として、放射性物質の飛散と

漏洩防止対策を実施するとともに、放流水及び空間線量などの環境測定を定期的に行っているところをございまして、今後も住民の皆様の安全安心を確保するよう万全を期してまいります。

次に、家庭から出される一般廃棄物の収集につきましては、分別の徹底による減量化を進めるとともに、焼却処理において発生する灰をセメント原料として再資源化することにより、埋立て処分する量が極端に少なくなることを見込み、最終処分場については最小規模のものになるように検討してまいります。

なお、組合広報紙などを通じて分別の徹底を周知し、住民の皆様にさらなるご理解とご協力を得られるよう努めてまいります。

また、リサイクルに対する住民意識の高揚を図り、一般廃棄物のさらなる減量化と限られた資源の有効活用に向けて、分別方法や指定袋の統一を進めるとともに、小型家電回収事業につきましても、引き続き積極的に取り組んでまいります。

火葬場の運営については、引き続き指定管理者による管理を行い、管理運営の効率化と利用者へのサービスの向上に努めてまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

介護保険制度は、高齢者の暮らしを社会全体で支える仕組みとして、制度発足から17年目を迎えますが、今後も住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、適正なサービス利用の周知に努めてまいります。

地域では、人口の減少が今後さらに進むと予測される中、当組合管内における65歳以上の高齢者人口の割合は、平成27年、昨年12月末現在33.2%でございます。他の自治体と同様に高齢化が進む傾向にございます。特にも、介護の必要性が高くなる75歳以上の高齢者の割合が増加しており、この傾向は今後も続くものと見込まれることから、安定的な事業運営に努めてまいります。

いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年度を見据えて、中長期的な視野に立った施策の展開を図るため、「介護が必要になっても尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる」ことを基本理念とする第6期介護保険事業計画の着実な推進を図ってまいります。

まず、地域包括ケアシステムの構築に向けては、地域包括支援センターの機能強化や認知症高齢者支援対策の推進、生活支援サービスの充実・強化、介護予防の推進などの施策を推進してまいります。また、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などの増加に対応するため、在宅医療と介護の連携推進や訪問看護、訪問介護などの在宅サービスの充実に努めてまいります。

次に、認知症対策につきましては、本人やその家族を支援するため、相談業務などを専門に行う「認知症地域支援推進員」や保健師などが、認知症と疑われる方やその家族と面談をして、専門医の診断を行う「認知症初期集中支援チーム」を新たに設置し、住み慣れた地域で生活ができるようサポートしてまいります。

介護予防事業につきましては、引き続き高齢者が自立した生活が維持できるよう、健康づくりを推進するなど効果的に事業実施するとともに、平成29年度から介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業を合わせた新しい総合事業が始まりますが、多様なニーズにこたえるため、「生活支援コーディネーター」を配置して、介護予防、生活支援サービスなどの提供に向けて、自治会などと連携して進めてまいります。

介護サービスの拡充につきましては、平成27年度においてサービス設置候補者を決定いたしましたが、今後には、特別養護老人ホームの入所待機者の解消を図るため、特別養護老

人ホームや認知症高齢者グループホームなどの整備を促進してまいります。

なお、介護保険制度につきましては、第1号被保険者に該当する直前の64歳の方々を対象とした説明会を開催するなど、住民の皆様に対して制度を周知いたしまして、ご理解いただくよう努めてまいります。

また、人権を守り、人を大切にする介護サービスの質の向上を図るため、管内の介護サービス事業所の職員を対象に研修会を開催するとともに、介護人材の確保、定着に向けて取り組んでまいります。

以上、平成28年度の施策の方針を申し上げました。

放射性物質に汚染された農林業系廃棄物の処理を初め、エネルギー回収型の一般廃棄物処理施設、それから第6期介護保険事業計画の着実な推進など、広域行政組合が取り組むべき課題に対する施策は必要不可欠なものであり、今後のこの地域にとって極めて重要なものでございます。

広域行政組合の管理者として、その責務を重く受けとめ、一層の行政サービス向上と予算の効率的な執行に意を配し、住民の福祉の向上ため、誠心誠意取り組む所存でございます。

組合議会議員各位並びに住民の皆様のご理解とご支援をお願い申し上げまして、施策推進の方針といたします。

議長（武田ユキ子君） 日程第4、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上発言願います。

なお、時間は60分以内としますので、ご留意願います。

また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁に当たりましては簡潔明瞭に願います。

岩渕善朗君の質問を許します。

岩渕善朗君の質問は一問一答方式です。

13番、岩渕善朗君。

13 番（岩渕善朗君） おはようございます。

13番、岩渕善朗でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

1万8,000人を超える死者、行方不明者を出した、未曾有の大災害をもたらした東日本大震災から5年の歳月が過ぎました。この間、あらゆる困難と悲しみをこらえ、復興に向け懸命の活動を続けてきた皆様に、衷心より敬意と感謝を申し上げます。

いまだに収束の兆しも見えない東京電力福島第一原発事故を含め、復興は道半ばでございます。5年を経て、なお、被災自治体には問題が山積をしています。共に手を取り合い、課題解決に向け、前を向いて進みたいと思います。

まず、質問の大きな1点目、介護についてであります。

加齢とともに人の手を借りざるを得なくなることは、だれにでもあります。生老病死は人としてだれもが避け得ない行く道でもあります。急激な社会の変化、少子高齢化、家族の形態の変化により、介護保険制度の重要性がますます大きくなってまいりました。

厚労省は、介護保険財政の安定に向け、介護サービス利用者の負担増の検討を始め、サービス適用の条件を厳しく利用者を制限しようとしています。費用は抑えられましても、高齢者の暮らしに大きな影響を及ぼすと言わざるを得ません。

在宅介護では、経済の担い手でもある10万人とも言われる介護離職者の問題、老々介護、昨今

の晩婚化による子育てと介護のダブルの負担、福祉施設での介護職員の人材確保では、他の職種との比較で平均賃金が月額10万円もの差があり、年間20万人もの介護離職者が出ていると報じられています。また、介護報酬の引き下げの一因に、昨年の1月から8月までに前年よりも上回る55件の介護サービス事業者の倒産があるとの報道がありました。

先ほど、施策推進の方針がありましたが、第6期介護保険事業計画における施設整備計画について伺いをいたします。

どこにどのような施設を整備し、入居可能者数は何名になる予定でしょうか。また、整備後の待機者の人数を伺います。さらに、施設整備に伴う介護職員数とその確保の見通し、今期第6期中の今後の整備計画を伺います。

介護保険料は、65歳以上の第1号被保険者、40歳以上の第2号被保険者に区分され、40歳以上が保険料を負担します。介護保険制度の開始時から毎年度、保険料は上昇を続けています。高齢化が進み、サービス利用者の増加とともに給付費がふえます。65歳以上の高齢者は、平成25年には日本の全人口の30%を占めるとも言われています。当広域行政組合管内では40%にもなるのでしょうか。当然のことですが、保険料の上昇は避けられません。どのぐらいを見込んでいるのかを伺います。

次に、大きな2点目、大東清掃センター、一関清掃センターの隣接自治会住民との公害防止対策協議会について伺います。

大東清掃センターと一関清掃センターの公害防止協定書に基づく対策協議会の構成員に違いが見られます。一番の違いは、協議会の構成員に広域行政組合の議員を含むか含まないかです。これは、かつて大東清掃センター建設時のダイオキシン問題が大きな社会問題になり、建設について隣接自治会住民の皆様と行政、市民代表の議員を交え、公害防止の対策について理解と協力をお願いしたというものと理解をしています。

今、大東清掃センター、東山清掃センターでは、特に隣接自治会住民の皆様に、一関広域13万人余の市民のために放射性物質に汚染された牧草を少しでも減らそうと苦渋の選択をお願いして、今後さらに3年もの間、汚染牧草焼却をお願いしているところでございます。広域行政組合の議員として、公害防止対策協議会の参加は、隣接自治会住民との問題の共有、実態把握にとって最低限の義務であろうと、このように思っています。

一関清掃センターでもお願いをしている立場は同じであります。同様に、構成員に加えてもらい、隣接自治会住民の皆様と行政当局、市民代表の3者が、公害防止はもとより、立地に伴うさまざまな対策を議論し、問題の共有、実態把握をすることが必要ではないかと思います。いかがお考えかを伺います。

以上、壇上よりの質問とします。ご清聴ありがとうございました。

議長（武田ユキ子君） 岩渕善朗君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 岩渕善朗議員の質問にお答えいたします。

まず、第6期介護保険事業計画における特別養護老人ホーム等の入所見込み者数であります。既に整備されている特別養護老人ホームやグループホームなどの施設・居住系のサービスの定員は2,199人でございまして、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画期間中に施設整備を見込む定員392人を合わせた定員数は2,591人となります。

このうち、平成27年度に実施いたしました地域密着型サービス設置事業者の公募により、小規

模特養 3 事業所で定員が 87 人、グループホームが 3 事業所で定員 45 人の施設整備を決定いたしましたので、整備後には合計 132 人の入所が可能となります。また、第 6 期介護保険事業計画で整備を計画している小規模特養などの施設の定員、これが 260 人でございます。この施設整備については、平成 28 年度において事業者の公募などを行ってまいります。

次に、特別養護老人ホームの入所待機者数の見込みでございますが、平成 27 年 4 月 1 日現在の特別養護老人ホームの入所待機者は 794 人ございまして、このうち在宅の入所待機者は 263 人、そのうち早期に入所が必要な方は 172 人となっております。

今後の入所待機者数の見込みにつきましては、第 6 期介護保険事業計画では、現時点において平成 28 年度に小規模特養が花泉地域、大東地域、平泉町にそれぞれ 1 事業所ずつの計 3 事業所、87 人の増となります。グループホームが一関地域、花泉地域、大東地域にそれぞれ 1 事業所ずつの計 3 事業所、45 人の増となりますことから、合わせて 132 人の入所待機者の解消につながる見込みでございます。

介護保険料の算定についてでございますが、現在の介護保険料は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間の介護サービス費用の利用者負担分を除く見込み額のうち、65 歳以上である第 1 号被保険者の保険料の割合を 22% としております。

当組合の介護保険料の基準額は月額 5,191 円で、県内の 24 団体の中で安いほうから 7 番目となっております。また、岩手県の平均は 5,574 円、全国平均は 5,514 円でございます。

また、被保険者一人一人の介護保険料につきましては、所得の低い方に過重な負担がかからないよう、所得に応じて 0.45 から 2.0 の係数を乗じて、11 段階に区分をしているところであります。

今後の見込みにつきましては、第 6 期介護保険事業計画の策定に当たって、5 年後の平成 32 年度及び 10 年後の平成 37 年度にかけて、高齢化の進行により介護サービスを利用する人が急増すると想定しております。在宅サービス、施設・居住系サービスの整備や生活支援サービスの充実強化などの計画が実施され、国の制度に変更がないものとして試算いたしますと、保険料基準額は平成 32 年度には 6,800 円ほど、平成 37 年度には 8,100 円ほどとなると見込んでいるところであります。

次に、狐禅寺地区生活環境対策協議会と当組合との協議における組合議会議員の出席についてでございますが、まず、大東清掃センター公害防止対策協議会につきまして、組合、地元自治会及び地元自治体の 3 者が取り交わした公害防止協定書の規定に基づきまして、この協定を適正に運用するため設置したものでございます。

その構成員は、大東清掃センター周辺の自治会の会長及び地域住民代表、それから組合議会議員 2 名、一関市大東支所及び千厩支所の衛生担当課長というふうになっております。

一方、一関清掃センターにありましては、施設周辺の真滝 2 区から真滝 6 区の地域住民で構成されました狐禅寺地区生活環境対策協議会と組合が、平成 12 年 12 月に「狐禅寺地区の生活環境保全に関する協定書」を取り交わし、この協定書に基づき、組合は同協議会に対して、協定書に定められた事項について、定期あるいは随時に協議または報告をしているところでございます。

双方の協議会のあり方につきましては、それぞれの協定締結時における協定当事者の意思を反映したものでありますことから、見直す場合にも協定当事者の意思を尊重しなければならないと考えているところであり、狐禅寺地区生活環境対策協議会からそのような意見がある場合には、協議をして対応してまいりたいと考えております。

なお、特別養護老人ホームの整備する場所及び介護職員の確保について、その詳細を事務局長

から答弁させます。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） それでは、私からは、介護職員の確保について、お答えをいたします。

介護職員は採用が困難で、また、早期に離職する人が多いことから、全国的に介護従事者が不足しており、平成26年度の公益財団法人介護労働安定センターの調査によりますと、平均勤続年数は5.1年、年間離職率は16.5%となっているところであります。

また、離職の理由については、平成25年度の介護労働実態調査によりますと、職場の人間関係、これが24.7%、法人等の理念や経営への不満が23.3%、ほかによい仕事があったが18.6%、収入が少ないが17.6%などとなっております。

また、一関市の職員が市内の介護老人福祉施設や介護老人保健施設、グループホームなど22カ所を訪問し、管理者から職員確保について現状等について伺ったところ、介護職員を募集しても応募がない、看護師など必要な資格を有する方の確保が難しい、結婚や出産などによる離職があるなどの状況にあり、介護度の高い入所者へのマンツーマンでの対応がふえていることもあわせ、職員の人員はぎりぎりですと足りないなど、介護現場では介護従事者が不足している状況で、人材の確保、育成・定着が課題になっているところであります。

また、職員の確保の状況について、当組合が本年1月に管内の小規模特別養護老人ホームやグループホームなどを対象に調査を行ったところ、ほとんどの事業所で必要な人数は確保しているものの、運営に余裕がない、求人を行っても応募がなく引き続き募集を行っているという実態でありました。

介護人材の確保については、一関市では平成27年度は、介護職員初任者研修を終了した日から1年以内で市内の介護事業所に一定期間継続して勤務した方を対象に、介護職員初任者研修の受講料に対し5万円を上限に2分の1の額を助成する「介護職員初任者研修奨励金事業」や、介護保険施設の管理者などを対象とした「介護職員トップセミナー」の開催など、介護職員の確保・育成と職場環境の改善のための取り組みを進めているところであり、さらに、平成28年度から新たに奨学金の貸与を受けて介護福祉士などの資格を取得した方であって、市内の介護事業所に就職し定着した場合、奨学金の返還額の一部を助成する「介護人材確保奨学金返還補助事業」や、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、介護施設に一定期間勤務した場合に返還義務を免除する修学資金の貸し付けを行う「医療介護従事者修学資金貸付事業」を実施し、介護職員を目指す方の拡大に取り組むこととしているところであります。

また、平泉町においては、新たに平成28年から一関市と同様の「介護職員初任者研修奨励金事業」に取り組むこととしております。

介護報酬の改定による職員への影響については、平成27年度に介護報酬が全体でマイナス4.48%、介護職の処遇改善分や、重度者、重い介護度の方への対応への加算分を差し引きますと、全体でマイナス2.27%の改定となったところであります。

組管内で定員80人規模の特別養護老人ホームなどを運営する社会福祉法人の試算によりますと、介護報酬改定により介護職員の処遇改善分などの加算を加えても、年間の収入は約1,000万円減少する見込みとのことであります。

このような中にありましても、介護報酬改定のうち処遇改善分はプラス1.65%の伸びが確保されており、介護職員の給与は年々改善されてきているところでありますが、平成28年度におきましても、事業所への実地指導や新規指定事業所の選考の際に、各事業所に対し職員の処遇や体制

の充実、資質の向上、職員の確保に努めていただくよう求めてまいりたいと考えております。

次に、第6期施設整備計画での地域ごとの計画であります、まず地域密着型サービス事業所について申し上げます。

認知症対応型共同生活介護、グループホームであります、第6期計画では西部地区に6事業所、このうち決定済みが4事業所、残りが2事業所、18床となっております。東部地区は募集定数4事業所に対し決定済みが1事業所、残整備数が3事業所、27床となっております。

次に、小規模特養であります、西部地区4事業所の応募数に対し2事業所を決定いたしました。残りが2事業所、58床であります。東部地区は4事業所の募集に対し1事業所決定しておりますので、残りが3事業所、87床となっております。

小規模多機能型居宅介護については、西部1事業所であります、決定済みが1事業所となっております、残整備数はございません。

次に、看護小規模多機能型居宅介護、複合型サービスとっておりますけれども、これについては、西部地区1事業所であり、決定済みがございません。したがって、残が1事業所、29人分となっております。東部地区についても、応募数が1事業所ありますが、これについても決定はまだありませんので、残整備数が1事業所、29人となっております。

次に、広域型のサービス事業所ありますが、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームであります、西部地区に1事業所の募集をしておりますけれども、決定済みはございませんので、残整備数が51事業所、50床、介護老人保健施設、老健が西部地区1事業所の応募募集数に対し決定済みはございませんので、残事業所が1事業所、20床となっております。

全体を通じて申し上げますと、応募数は、募集総数は21事業所、479床であります。これに対して、現在の決定整備数が9事業所、156床でありますので、残りが12事業所、318床となっております。

以上であります。

議長（武田ユキ子君） 13番、岩渕善朗君。

13 番（岩渕善朗君） ありがとうございます。

介護で一番問題になるのは、多分、介護従事者、要するに介護職員の数だと思っています。奨励金や奨学金制度ができました。これが、例えば今回、156床整備になったと、これの人員にこの制度が間に合うのか間に合わないのか、今から奨励金、奨学金では職員にはならないと思いますが、この156床できるものの職員体制は、満足に手当てがなっているのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 平成27年度において新たな事業所の公募を行いまして、委員会で事業者から聞き取りを行いました。特に介護職員の確保はどうなのかというあたり、それから、その処遇についても伺ったところであります。

採択をいたしました事業所については、見通しが立っているというようなお答えをいただいております。ただ、事業所を始めて直ちにといかないようなところもありますけれども、めどは皆さん、お持ちのようでありましたので、現在、決定した人数については、事業所については、職員は確保できるものと、そのように考えております。

議長（武田ユキ子君） 13番、岩渕善朗君。

13 番（岩渕善朗君） それでは、平成28年度からの奨学金の申し込み状態はどういう状況になっていきますか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） これからというように伺っております。

議長（武田ユキ子君） 13番、岩渕善朗君。

13 番（岩渕善朗君） どこへ奨学金を出すのかはよくわかりませんが、年度当初、もう間もなくですね、あと1週間、10日で新年度になるのですね。その申し込みというのはいつから始めたのですか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） これについても直接的には一関市のほうで行うわけですが、これから調整をしていくというふうに伺っております。

議長（武田ユキ子君） 13番、岩渕善朗君。

13 番（岩渕善朗君） 介護施設でやっぱり今新しい事業所ができるというのは確かにいいことなんです。けれども、既存の事業所の人員さえも、先ほどの話だと余裕がないと、そういう答弁でございました。新たに勤続年数がわずか5.1年平均とか、16.5%がいなくなると、そういう施設の中でさらに156床分の人員を本当に集められるのか私は危惧しております。事業者間で職員の引き抜きとか、事業所としてはそのとおりでしょうが、利用者としては困る状況にならないように、ひとつ指導を、きちっとした、徹底した指導をお願いをしたいと思います。目標はさらに318床という目標があるようですが、これについてはどのぐらいの人数が欲しいのですか、職員。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 手持ち資料を今用意してお答えしたいと思います。

ただ、先ほど引き抜きとか、そういうことはないのかというようなお尋ねもございました。これについてもヒアリングで聞いておりますけれども、今回、新たに採択した事業者の中には異業種の分野から介護に参入する方もございます。その方は、現在やっている介護以外の事業の中で社員に介護の資格取得をさせていると、50人ほどもう用意しているというような事業所もございますし、それから、それ以外の事業所でも他の事業所から職員を引き抜く、そういったことは全く考えていないというような内容でありましたので、影響はないのかなと。それから、その管理者、あるいは中心になる方についても、いわゆる定年で退職される方々の再任用、再任用というか、他事業所をやめた方々をスタッフとして採用して取り組んでいくというような内容でございました。

資料が届き次第、お答えしたいと思います。よろしくお願いいたします。

第6期計画の全体となりますが、495人が必要というふうな数字となっています。

議長（武田ユキ子君） 13番、岩渕善朗君。

13 番（岩渕善朗君） これから500人になんなんとする介護職員を集めなければ計画ができないと、そういう状況ですね。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 数字上はそうになるかと思います。

議長（武田ユキ子君） 13番、岩渕善朗君。

13 番（岩渕善朗君） 大変な職種でございます。先ほど私が申し上げましたとおり、年を取ればだれでも歩けなくなる、動けなくなる、すべて介護が必要になるとは言いませんが、大抵の人は介護が必要になる、これは必要なんですね。この中でだれがその介護を担うかということが一番の問題になるんですが、今現在で在宅介護を政府は進めているようなんですが、これには限界があ

ると私は思っています。在宅介護をすることによって仕事をやめる、介護離職になる、そうすれば日本経済はその分だけマイナスになります。制度の仕組みがきちんとなければだんだんじり貧になる、サービス利用者の数が減らされる、サービスの中身が悪くなる、こういう状況は間もなく、介護、多分私も必要になると思っておりますが、非常に憂慮するところであります。行政として、ひとつこの辺を考えていただきたいと思います。この点について、管理者、ひとつお願いをします。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 介護職員の確保でございますが、現在、高校生の進路の場合の説明会等において、当市が、あるいは平泉町が用意してあるそういうふうな支援の方法、あるいは一関市、あるいは平泉町が取り組む子育ての支援とか、そういうふうな、いろいろな地域で住み続けることが、いわゆる魅力のある、そんなふうなもののそういう環境を整備をしながら、この地域に若者が定着していただけるような中で介護職員の確保も図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 13番、岩渕善朗君。

13 番（岩渕善朗君） 2点目の対策協議会、地域との協議会の話でございますが、大東清掃センター、東山清掃センターでは地域の皆様と膝詰めのお話をして、苦渋の選択をお願いを申し上げて、さらに途中経過の報告、そういうものを協議会の中で、協議会の中のそういうものを組合議員の皆様へ報告をして、それで意識の共有、無理に苦渋の選択をお願いしているんだよと、そういう立場で理解をもらって今牧草を焼却しているわけです。これは一関、平泉全体の問題であります。確かに迷惑施設をお願いをしている、だけれどもこの迷惑が迷惑でないようにするためには、お互いに膝をつき合わせて中身の話、そういうものも必要だと思います。ひとつ、この辺をお含みをいただきまして、いい方向に進んでいただければと思っております。

以上で質問を終わります。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 先ほど、岩渕善朗議員のご質問の中に、いわゆる介護職員数、何人必要なのかというところで、資料を取り寄せて私が欄を読み違えてしまいました。

495と言ったのは、いわゆるベッド数でありまして、職員数については253人となります。訂正をお願いいたします。

以上であります。

議長（武田ユキ子君） 岩渕善朗君の質問を終わります。

次に、菊地善孝君の質問を許します。

菊地善孝君の質問は、一問一答方式です。

5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 日本共産党一関市議団の菊地善孝でございます。

通告の一関清掃センターに関する3件について順次質問いたしますが、建前論ではなく現実を踏まえた議論をし、その改善、前進に役立つ内容となるよう踏み込んだ答弁を期待したいと思います。

まず、最終処分場構想について答弁を求めたいと思います。

施策推進方針では、第一に平成33年度稼働、2つにエネルギー回収型の一般廃棄物処理施設及び最終処分場、3つに狐禅寺地区に整備する云々と述べております。最高レベル云々とも述べて

おります。時期、場所についてはお聞きしましたが、最高レベルの最終処分場とは、具体的に何を想定しているのか答弁を求めたいと思います。

第二に、同センター改築後の公害防止協定について、相手方としてどのような方々を想定しているのか具体的に答弁されたい。

当市は、平成12年に狐禅寺地区生活環境対策協議会と交わした覚書を重く受けとめなければならない、構想などについて丁寧に説明し、地元の皆さんのご意見を伺いながら進めると述べています。

そこで第一に、地元の皆さんとは対策協議会15人ほどのことをいうのか、それとも、真滝2区、3区、4区、5区、6区の居住者一般を指すのか、それとも、この議場の議員をもって当てるのか、あるいは代議員の方々を想定しているのか、具体的に答弁を求めたいと思います。

その第二は、重く受けとめなければならないとは、どういうことを言おうとしているのかも説明を求めたいと思います。

今までの議会で、事情変更の法理に該当する事由は何かという私の問いに当局は答弁不能となっています。改めてこの点について答弁を求めるものであります。

第3点目は、大きい3点目ですけれども、地元合意についてさらに具体的に説明を求めたいと思います。

私は、地元の方々との関係は、この1年間、停滞どころか溝が深まり広がっていると判断しているものであります。この考え方、方針を対策協議会に明らかにして丸3年が経過していますが、時間の経過とともに溝が深まり深刻になっており、一般住民との合意は当然望むべくもない状況と判断をせざるを得ないのであります。役所内で言葉だけが踊っているようにさえ思えてならない。

そこで、第一に、何をもって合意が得られたとするのか説明を求めたい。

その第二は、相当数の方々の合意が得られない場合の対応をどうするつもりなのか説明を求めたい。

築後34年から35年目を迎える老朽施設、当初の性能の50%ほどの処理状況を合わせ考えるとき、向こう1年間に要しても合意とならなかった場合は、進退を含む責任問題として扱わなければならない。責任ある答弁を求めたいと思います。

その3番目は、合意のタイムリミットはいつと考えているのか、平成33年度稼働であれば、常識的には既に過ぎているのではないかと考えるものであります。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 菊地善孝君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 菊地善孝議員の質問にお答えいたします。

まず、新最終処分場についてのお尋ねがございました。

現在、真滝2区から真滝6区の皆様に仮設焼却施設、それから新焼却施設、新最終処分場の建設に関しまして、施設の安全性などについて説明を丁寧に、ご理解をいただけるよう努めているところでございます。

これまでの説明会では、現在の最終処分場の埋立て量をもとに、東山及び舞川清掃センターの埋立て終了時期及び新最終処分場の使用期間と容量の概要について説明をしてきたところでございます。

新最終処分場の基本構想につきましては、施設の規模、埋立ての方式、排水の処理方法などについて検討して、整備に向けた方向性を定めてまいりたいと考えているところでございます。また、現時点においては、新最終処分場の具体的な建設場所を特定しておりませんが、今後、基本構想の策定を通じて地元の皆さんと協議をしながら、適地を選定してご理解をいただいてまいりたいと考えております。

新最終処分場については、一関市が進めております「資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン」において、廃棄物をできるだけ捨てない、できるだけ燃やさない、できるだけ埋めない、そういう方針でもって廃棄物の減量化、資源化を進めることとしておりますことから、当組合といたしましても、まずはできるだけ燃やさない、そのために分別の徹底を図る、さらには焼却により発生する焼却灰、これをセメント原料として再資源化をすることにより、埋立て処分量が大幅に減少することを見込み、最終処分場の規模をできるだけ最小規模のものとなるように検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、一関清掃センターの公害防止協定についてでございますが、現在の協定は、施設周辺の真滝2区から真滝6区の住民で組織されました狐禅寺地区生活環境対策協議会と組合が、平成12年12月に狐禅寺地区の生活環境保全に関する協定書を取り交わしたものでございます。この協定の規定に基づいて、一関清掃センターの一般廃棄物焼却施設及びし尿処理施設の維持管理や施設周辺の環境整備などについて、これまで協議を重ねてきたところでございます。

新施設の協定書につきましては、施設計画の策定とあわせまして、協定の内容や締結の仕方について協議をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、一関清掃センター新施設などの建設についてでございますが、平成26年3月8日、ちょうど2年前になるわけでございますが、狐禅寺地区生活環境対策協議会の役員、代議員の皆様に対し、県南地区ごみ処理広域化基本構想の策定の経過などを含めて説明をいたしました。新施設の建設について提案をさせていただき、平成26年4月と7月には、真滝2区から6区までの皆さんに新施設の建設について、民区ごとに説明をさせていただいたところであります。

現在、この提案に対して、必ずしもすべての方からご理解をいただいている状況とはいえませんが、平成27年7月と11月に狐禅寺地区生活環境対策協議会の会長、副会長、幹事の皆様との懇談会を開催して、7月の懇談会では、一関市の資源・エネルギー循環型まちづくり推進本部における方向づけの検討状況や、放射能の影響による健康不安の解消の取り組み状況などについて説明をして、地域振興策についてのご意見、ご提言をいただいたところ、提案に賛成、あるいは推進すべきとの趣旨の発言もいただきました。

また、11月の懇談会におきましては、10月に一関市が策定した「資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン」及び「エネルギー回収型廃棄物処理施設の余熱等の活用イメージ」について説明したところ、提案した新施設等の計画に対して、推進すべきであるという趣旨の意見もいただいたところであります。

また、「文章だけの説明ではなかなかわかりにくい」、あるいは「実際に取り組んでいるところを視察してみたい」との意見をいただいたことから、現在、「資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン」で想定される施設並びにエネルギー回収型廃棄物処理施設及び余熱活用の施設などがどのようなものか理解していただけるよう、これまで視察を行った他の自治体の施設について、写真や動画による映像資料の作成を進めておまして、さらには狐禅寺地区から18人の地元の皆様の参加をいただき、2月29日から2日間の日程で、茨城県の宮の郷木質バイオマス発電所、

笠間・水戸環境組合、福島県広野町仮設焼却施設などの視察を行ったところでもあります。

今後、狐禅寺地区の皆様にご理解を深めていただくため、映像による説明などの機会を設けてまいります。新施設の建設についての最終判断は、さまざまな状況を総合的に見極めて行うべきであると考えているところでもあります。

現在の焼却施設は稼働から35年が経過し、施設の老朽化が進んでおりますが、新施設が建設されるまでは現在の施設を使用しなければならないことから、日常点検による各機器の保守のほか、計画的な補修工事により焼却施設の稼働を維持するとともに、新施設の整備について早急に進めてまいりたいと考えております。

議 長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 答弁だったのでしょうか、今の。全くポイントとなるところ、ほとんど避けているのではないですか。私は答弁を求めているのです、事前通告してヒアリングも受けて。不誠実ではありませんか、事柄の性格からしても。随時、一つ一つ説明を求めます。

冒頭話したように、演壇から話したように、事はかなり緊迫しているのです。建前論では済まないのですよ、これは。いつかこの席で話させていただきましたけれども、施設が稼働できなくなった、プラントが動かなくなったときには、管理者、私ども議員も責任のとりようがない事柄ですよ、これは。にもかかわらず、現局面においてもこのような答弁、あるいは答弁をしない、こういう姿勢については、冒頭に極めて好ましくないということだけをはっきり述べさせていただきます。

抽象的すぎるのではないですか。

具体的に聞きます。

第1点目、最高レベルの最終処分場とは何なのですかと聞いているのですよ。いろいろ答弁されましたね。具体的な場所はこれからだけれども、分別の徹底だとか埋設する量を減らしていかだとか、出た灰についてはコンクリートの材料にしていきたい、それが最高レベルの最終処分場なのですか。全く日本語になっていないのではないですか。教えてください。

議 長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 現在、我々が想定している最高レベルの施設ということですが、国内では山口県防府市の防府クリーンセンター、これはストーカプラス安全施設がついた施設、それに加えてバイオガスも合わせたような施設になっておりまして、これが国内では最高レベルだと言われております。また、それとほぼ遜色がないと言われているのが兵庫県姫路市のエコパークあぼし、それから埼玉県さいたま市の桜環境センターの施設が最高レベルというふうに認識しておりますし、そのように聞いております。

今回、現在、DVDを作成しておりますけれども、今言った3施設について視察をさせていただきまして、その内容を今後、地元の皆さんにも示していきたいと、そのように考えているところでもあります。

議 長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） わからないね、聞いていて。

私は市議会の場で再三、今議会、特に指摘したのだけれども、答弁があまりにも抽象的すぎるから再三用いた用語に定量的に答えていると、定量的に答えてという言い方を何回もしている。

同じことを言わせてもらいます。

最高レベルというのは、何についてどういうふうなレベルにしたいということですか。最終処

分場におけるさまざまな数値ありますね、規制数値があります。それらをこれ以内にしたい、こういうことを答弁して初めて答弁と言えるのですよ。どうですか、さまざまな規制値があります、最終処分場については。それらについてどの位置まで未満にしたい、その数値を示してください。このぐらい再三言われているのだから、当然そのぐらいのことは考えた上での施政方針なり住民に対する説明しているのでしょう。答えて、定量的に。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 国で決めた環境基準がありますけれども、それよりも下がる形で当然やっていくことになると思いますけれども、そこらも含めてこの基本構想の中で策定していきたいということを現時点では考えているわけであります。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 国の規制値を下回る、満たすと、これは最高レベルとは言わない。満たさなければ許可にならないのですよ。

例えば、大東清掃センターを改築するに当たって私どもは、私自身、当時検討した中心メンバーの一人ですから、大東清掃センターのダイオキシンの規制値を100倍厳しいものにしましたよ。大変な迷惑かけたし、今後間違ってもそういうものを出すわけにいかない、最終的には国の規制値の100倍厳しいもの、これが公害防止協定内容になっているのですよ。それを皆さんの努力の中で、今までに一度も違反したことがない、難なくクリアしてきている、そういうものを私は答弁として求めているわけです。何が最高レベルなのですか。言葉遊びではありませんから、ここは。どうですか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 今、議員のほうから何が最高レベルかということのお尋ねですが、定量的にという部分についても基本構想の中で私はある程度具体化されていくものというふうに認識しております。今の段階で、これから、まだ基本構想が全くこれからという段階で、そしてその今の段階で具体的なもの、定量的なものを示すというのはなかなか難しいことだろうと思います。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） こんな話はないでしょう。

私はこの施策推進方針の関係、何回も何回も読ませてもらいました。言葉が踊っているだけです。だって、基本構想をどこかのコンサルか何かに委託するわけでしょう、予算も計上してあるから。そのときに丸投げするのですか。それとも、最高レベルのものをつくりたいのだ、こういう発注の仕方をするのですか。だったら、こんな記述は不適切ですよ。どうですか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 当然のことながら、丸投げするつもりは全くございません。こちらの考えていることの基本的な考え方というのは当然示すことになりますし、丸投げとか、そういう無責任なことをやるつもりは全くありません。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） ならば答えてください。だって、最高レベルという、私この議場でも何回も聞いている。最高レベルという言葉言われている。

私どもね、大東清掃センターを建てかえるに当たって、地元の人たちとどういうふうな話し合いをしたか、一冬かけたわけですけどもね、当時の大東町長と二人三脚等々でかけたわけですけども、たったの一度も最高レベルなんて話したこともない。できたものは、つくったものは

最高レベルでした、当時、国内では。しかし、最高レベルなんていう表現一度も使ったことない。できる限りのことをやった。その結果としてできたものが最高レベルになったのです。今ではそうではないと思うのですけれども。

最高レベルのものを住民に対して理解いただくときに、最高レベルという言葉を使う以上は当然覚悟が必要、あるいはそれを裏づけるだけの定量的なものが必要なのですよ、当然。そうではないですか。そういうものがなくて、言葉だけが「最高レベルです、丸投げするものではありません」、丸投げするのでないとするならば、この規制値について少なくとも国の規制値の半分以下にするとか7割、規制値の倍厳しくするとか、そういうふうなものが主だった規制値についてだけでもあるはずではないですか。それがあって初めて、行政における正式な文書として最高レベルという表現が出てくるのではないですか。いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 最高レベルという言葉だけをとらえてそういう言い方をされると困るのですけれどもね、目指すべきところというふうな観点でその言葉をとらえていただければいいと思います。あくまでも、我々の目指すべきところは、そういうところを目標にして、これから基本構想の策定に入っていくのだということでございますから、その到達点といいますか、目指すべきところを最高レベルという言葉で置きかえていただければ私は理解できると思いますけれども。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

（傍聴人の不規則発言あり）

議長（武田ユキ子君） 静かにしてください。

ちょっとお待ちください。

傍聴人に申し上げます。これ以上静粛にできない場合は退席していただきますので、よろしくお願いいたします。

5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 続けます。

最高レベルという表現をこういうふうな形で再三使うということは誤解を生むと思うのですよ、私は。現時点で基本構想できていないわけですし、基本構想をまだ発注していないわけですから、だとするならば、今管理者が話したような形、あるいは思いだとするならば別な表現があってしるべき、この言葉だけがこういう形でボツと出てくるのではなくてね。

さっき私が若干の経験を述べさせていただいたけれども、現在の技術でできる最高度のものを追求していくとか、最高レベルのものをという表現するならば、その前後に何か入れなければならぬと思うのですよ、私は。一番いいのは、最高レベルというのはこういう、こういう分野については国の規制値の倍厳しくするとか、どうするとか、そういうものがあって初めて説得力というのが出てくるのだらうと思うのですよ。私はそのことを述べて、今後の当局の言動については、もう少し慎重であるべきだ、表現等々についても工夫されるべきだと、こういうふうに思います。

次に移ります。

次は2つ目で聞いた、特に事情変更の法理について全く答弁がなかったと思います。約束は守るのですと、平成12年に狐禅寺地区生活環境対策協議会と交わした覚書を重く受けとめなければならない、構想などについては丁寧に説明し、地元の皆様のご意見を伺いながら進めていくのですということなのであります。平成12年に狐禅寺地区生活環境対策協議会との覚書、これを言

葉どおり重く受けとめたならば、このような言動にはならないのです。ただし、行政ですから、その後のさまざまな事情の中で協定、契約、これらを結んだけれども変更せざるを得ない、こういうことはあり得るのです、これは、一般論としては。その場合には、事情変更の法理に該当するものを含んでいなければならないのです。前回の議会、前々回の議会でもこのことを質問しているはずでありますけれども、一体この間当局が言っている中で、約束を守れない、約束をそのまま履行したのでは行政目的を果たせない、だから、こういう事情の中で変更せざるを得ない、それは何ですか。行政ですから、法令その他に従って動いているわけで、事情変更の法理以外に説明つく理屈はないのです、これは。知事答弁を聞くまでもなく。事情変更の法理に該当する部分は何なのですかという聞き方をしています。

一つ、さっきの答えの中で言っているのか広域化計画云々ということを話していました。それ以外はこれに対して触れたと思われる部分はないのです。重ねて説明を求めます。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 昨年この議会で菊地議員から、事情変更の条理についてどうなのかというご質問が確かにあります。私は、今回のこの覚書に関する件に関して、直ちにこれを事情変更の条理に基づいてどうのこうのという、それ以前の問題として、まずは現在の覚書の策定された、締結された経緯というものを十分踏まえて、そして新たな提案としてこういうことを考えていますけれどもどうでしょうかということで提案をしている、まだそれが継続しているのですよ。提案中です。それを理解していただくために説明を尽くす今過程でございます。ですから、事情変更の条理云々のところまで、その具体的な内容に踏み込んでのところは全く今の段階では考えていないところです。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 奇々なことを聞くものですね、公式な場で。

今提案中だと、提案をする前提としてこの事情変更の法理にかなうものでなければならないという組み立てです。そうではないですか。提案をするのは自由です。公費を使って当時の一関市長であり管理者である方が結んだ、それに当然拘束されます。その内容からして変更が許されるのは、事情変更の法理にかなうものでなければならないわけです。そういう提案をする以上はかなうと判断したわけでしょう。何点か理由があるわけでしょう。それを聞いているわけです。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 先ほど申し上げましたとおり、2年前の3月に提案をさせていただいた、そのときには、覚書の存在を認めながら、十分それを重く受けとめながらも新しい提案をさせていただいたということでございます。そのときに、事情変更の条理に該当するのはこれ、これというところまでは示しておりません。その時点では事情変更の条理というものはあまりきちっと整理した状態で提案したとはいえなかったかもわかりませんが、いずれ覚書を重く受けとめた上で、これまでの狐禅寺地域の地域振興に対する行政としての対応の状況等、内容等も念頭に置きながら、そして新しい提案をさせていただいている、新たな地域振興のために一緒になって取り組んでいきませんかという提案をさせていただいたわけでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 私はこのことが、ここのところがある意味では地元との亀裂が深まっている要因の主要な部分の一つだろうという視点から重ねてお聞きしますけれども、今新たな振興策云々ということを言われました。だとすると、新たな振興策と一体でセットで話をすれば約束を

たがえてもいいのだという、そういう理解なのですか。そうではないでしょう。あくまでも契約、約束はあるのだから、それを行政目的を達成するために変更させていただかなければならない、かくかくしかじかの理由ですよ。それには該当しないですよ、振興策というものは。この話し合いをしている過程の中で、その妥協を図る目的で振興策というもの、それは出てくるのですよ。大東の場合もそういうところまで踏み込んだ露骨な話はしませんでしたけれども、当時の町を中心として最大限の努力をしました。やることはやりました。しかし、それが条件ではないですよ。それが条件ではない。もう一度聞きます。約束はある、約束は尊重しなければならない、守らなければならない、ここまでは同じ立場です。行政目的を達成するためにどうしても変更させていただかなければならない、その理由が何なのですか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） これまで管理者がご答弁を申し上げてきているところでございますが、やはりこの平成12年の覚書というふうなものは、今でも重要なもの、重大なものだというふうに思っております。やはりこれらに関しましては、これらの今後の地域の振興や、もちろんその環境や安全性に十分配慮しながら取り組んでいるわけでございますが、そういうふうなものもあわせて、新たな提案として今後とも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 議長にお願いしたいのだけれども、答弁拒否しているわけです、答弁拒否しているわけです、答弁できないでいるわけです。促してください。私、同じことを何回も言うのはいやなタイプ、こういう性分なものだから。

新たな提案をする、振興策を提示する、それは事情変更の法理には該当しないのです、そんなことは。噛み合った話をしましょう。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 管理者からも答弁してあるところでございますが、事情変更の法理というふうなものではなくて、新たな提案をさせていただいているというところでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） いいですか。

再三答弁しにくいのだろーと思えますけれども、これは避けて通れないのです、これは約束が厳然としてあるわけだし、それを尊重して後任にある現在の正副管理者等々は前任者が取り交わしたこれらに拘束されますから、これを避けるわけにはいきません。たとえ、さっき管理者は2年前、私は3年前だと思っただけけれども、現地に、狐禅寺に説明したのは。2年前ということなので2年前と言いますけれどもね、説明したと。その時点ではこの事情変更の法理をきちっと踏まえた整理をしていなかったかもしれないという答弁もありました。後づけでもかまわないから、この事情変更の法理に該当する内容というのは何なのですか。後づけでもかまいません。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 事情変更の法理について後づけでもいいということでございますけれども、これまで従来の覚書を乗り越えたところで新しい提案をさせていただいたという認識でございましたので、正直申し上げまして事情変更の法理についても体系づけた、これこれがそれに該当するということまで現時点で整理されておられません。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 私としては今の管理者の答弁は不満ですけれども、正直なお話いただいたの

だろうと思います。正直なところだと思います。ですから、これ以上はこの部分は深追いをしませんが、後づけであっても整理すべきだと思います、そのことは。そうしないと、今までのような、今、田代副管理者も何回か答弁されたのだけれども、前段の管理者の答弁を含めて、あのような答弁を繰り返されたのではまさに、俗な言い方だけれども、めちゃくちゃになってしまいますよ。世の中の戒めの中に石が流れて木の葉が沈むと、同じ意味で無理が通れば道理が引っ込むということわざもあります。これを行政が地でいったのではないと、後づけであっても整理をする。もし整理ができないのであれば、できないことを率直に認めて、でも行政目的あるわけですね。この行政目的は、平泉町を含めると今でも13万人近くの人口あるわけですが、事業所もあります。この事業所から排出される、生活から排出される可燃ごみの処理は避けて通れない、そのためにご協力をいただきたいのだ、こういう形で整理をされた方が反対されている方々含めてすっきりするのではないかと思います。言いわけではなくてですね、このことは避けては通れないと思いますので、そういうふうな意見を今回は言うことにとどめたいと思います。

次は、3点目の問題として、何をもって合意が得られたと説明するのかということです。何をもって合意が得られたと説明するのか。いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 先ほど管理者からも答弁を申し上げているところでございますが、やはり新施設の建設についての最終判断というふうなものは、いろいろな状況を総合的に見極めて行っていかなければならないというふうに考えているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 論語の問答集やっているのではないのですから、論語の問答集ではありませんから。

今、住民と住民の相当数の人たちと意見が一致していない、しかし、引き続き皆さんはこの狐禅寺地区に特定をして、この地域に施設を改築したい、設置をしたいと言っているのでしょうか。合意がなくても進めるという答弁なのですか、今のは。地元合意が得られなくても進めますという、こういう意思表示なのですか、今の答弁は。そうではないでしょうか。住民との合意、これが前提だという立場でこの方針もつくられているのではないですか。だとするならば、その合意というのは何をもって合意が得られたとするのかと聞いているのです。どうですか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） やはり、これまでもこの新しい施設の建設について、あるいは仮設焼却施設の建設について、いろいろ説明をさせていただきながら、あるいは安全性の確保についても健康に関する講演会など、あるいは現在新しい施設として稼働しているところもごらんをいただきながら、ご理解をいただけるような、そういうふうな取り組みをしてきたところでございます。

ただ、答弁でも申し上げてありますように、現在、合意を得られているというふうな状況にはないというふうな判断に立っているところでございます。やはり、これらにつきまして、合意というふうなものの判断については、なかなか難しいところでございます。そこで今後いろいろな話し合いを進めていく中で、合意が得られたというふうな形、あるいは建設に着手をするような、そういうふうな最終判断に立てるような、そんな取り組みをしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 答弁になっていない、答弁になっていないです。

さっきね、別な項目でこういう答弁もしていますね。すべて考え方について当局が提示している考え方に賛成を得ている状況にはないと、しかし、正副代表ですね、これは地元の対策協議会だと思うのですけれども、正副代表、幹事の方々という表現なさっています。この組織はトータルして15人でしょう、さっき答弁された。そうすると、どうなのかしら、この対策協議会等々の15人の役員の人たちの合意さえいただければ、過半数の合意がいただければ、住民の合意を得られたという判断に立つのですか。それとも、別な物差しがあるのですかと聞いているのです。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 今までの経緯からして、まずはこれまで協議をしてきた協議会の役員の皆様方と、まずはそこと話し合いをするのがまず第一段階だろうと思って、今それを継続しているわけでございます。そして、その際にさまざまなご意見をいただいております、そのご意見に対応するために、例えば、説明資料を紙ベースではなくて今度はこの映像も使ったらどうかとか、さまざまご意見をいただいて、ご理解をいただけるために少しずつ改善を加えながら、まずはその役員会の皆様方を対象としてお話をさせていただいていると。次の段階というのは当然あるわけでございます。それは今後の推移を見ながら考えていきたいと思っております。

議長（武田ユキ子君） 5 番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 私どもも、今回、市議会に続いてこの広域で発言するに当たって基礎調査をしました。そうしたら、この1年間、この対策協議会の役員の方々との接触はあったようですが、いかにですか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 代議員を対象とした懇談なり説明というものの機会はなかったところであります。

議長（武田ユキ子君） 5 番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 私は、さっき、これも演壇から話をしたのだけれども、地元、この対策協議会の役員の方々、当時の役員の方々に初めてこのプランの、当時はアウトラインだったのかもしれませんが、説明し始めてから丸3年になりますね、丸3年。溝が埋まるどころか、深まり広まっていったという状況、ごく最近この1年間だけ見ても、まだこの15人ほどの人たちとの接触だけになっているというのは、努力はなさっているのだろうし難しい問題であるから、そうならざるを得なかったというとなえ方もできないわけではないのでしょうか、少しスピードがあまりにも遅いのではないか。

私どもの考え方、私ども共産党市議団の考え方は、ここに固定しないで、もっと広いところから適地を探すべきだと、そういう意味で白紙に戻すべきだという提起を当初からしているわけです。結果としてですよ、結果として狐禅寺になるかもしれませんが、これは仮の話として。ならないかもしれませんが、しかし、最初からこういう約束のあるところに当局の判断だけで特定して進めるということは、物事は急がば回れということもあるわけだから、決して当初の予定どおりいかなかったときには、取り返しのつかないことになるのではないかという思いもあって提起をしているのです。

しかし、皆さんは一貫してそうではない選択をして行政を進めているわけですね。であるならば、こういうふうなスピードではないのではないのですか、皆さんの立場として。どうしてい

つまでも、2、3、4、5、6区の居住者の人たちとの委任関係があるとは思えないこの役員の方々に限定をして物事を進めるのですか。もっと広く情報を伝え、当局なら当局の立場というもの、こうせざるを得ないということの説明をもっと広くやって、ご意見をいただくというスタンスに変えない限り、来年の3月、ちょうど1年後ですね、また同じことになるのではないですか。いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、管理者からはそういうふうな映像等の部分に関しまして、今後、狐禅寺地区の皆様映像による説明などの機会を設けていただいて、そういうふうなものを設けまして、そういう新しい施設、いわゆるそういうふうなものについての理解をしていただけるような、そういうふうな取り組みをしていかないと、なかなか前には進めないのかなというふうに考えているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） それではね、百歩か五十歩か譲って私のほうから歩み寄って、噛み合った話をしましょう。

その映像なり何なりを使つての説明会というのは、新年度からは一般の居住者の人たちまで対象にして行うのだというふうに聞いていいのですか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） そこまでの間にいろいろなステップがあろうかと思います。そういうふうなものもいろいろ検討しながら、やはり住民の皆様理解をもらうということが必ず必要なことでございますので、そういうふうにいただけるような、そんなふうに歩みを進めてまいりたいと思っております。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 何を答弁しているのですか。やるのですか、やらないのですか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） やりますと言っているということでございますけれども。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） それでは私の聞き方が悪かったのでしょうか。もう少しわかりやすい率直な答弁をされたほうが住民の人たちもわかりやすいと思うのです。期待したいと思っております。

次にお聞きしたいのは、築後35年、さっきの答弁でもね、35年、そして、もう当初の性能からすると50%ぐらいに処理能力が落ちている。

私はいつかこの席で、あるいは議員全員協議会だったでしょうか、全国には築後40年たっても動いている施設がこのぐらいありますというふうなことを胸張って聞かされた記憶があるのですが、私はそのプラントごとに違うと思うのね。ここまで処理能力が落ちているプラントは、いつ稼働できなくなってもおかしくないと思う。まだ築後、年数は経過しているけれども、そんなに性能そのものは落ちていないというのであれば、それは大事に使っていれば相当の残存年数あるという施設もあるかもしれない。しかし、現一関清掃センターのこのプラントについては、そういうふうには考えられないのです、おおよそ。

そこで、さっきも聞いたのだけれども、1年後また同じ状況になっていると、住民合意が得られていないと、こうなったときはどう責任を果たしますか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） やはり、私、決して前に、いわゆる40年を越しているところはいっぱいありますからというふうなことで、胸を張ってお話をしたような、答弁したようなつもりはございませんが。

そこで、やはりこれは35年を経過してございますので、やはり一日も早く新しい施設に着手をしたいというのは、これは皆さん同じだと思います。

そこで、我々といたしましても、そういうふうな一日も早く新しい施設の建設に着手できて、そして一般廃棄物の処理がこれからも十分にできていくような、そんなふうな環境をつくってまいりたいというふうに思っています。

議 長（武田ユキ子君） 5 番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 私はそんな答弁を期待して質問しているわけではありません。既に地元の説明し始めて丸3年だと、来年の3月になれば丸4年になるわけですね。それでも、今日のような、現時点のような形になる可能性は、私は極めて対住民との関係からして高いと思う。

きょうは通告していないから私の一方的な発言にしておきますけれども、ヒ素の問題出ましたね。あれの汚染された土壌、2回目の検査で規制値にまでは達していなかったということが明らかになって安堵したのだけでも、その土を手を踏まないで地元に戻元しましたよね。何であんな無神経なことができるのかしらと思っています。

そういうふうな緊張感のない、そういう意味でも緊張感のないようなことをやっているということは、私は1年後でも恐らく同じような内容になるのだろうと思うのですよ。そうなったときの責任どう取りますかと聞いているのです。

議 長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 合意が得られない場合どうするかということのご質問のようですが、合意を得られるために今、最善を尽くしているわけですので、得られない場合というふうなことは今想定しておりません。

議 長（武田ユキ子君） 5 番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） そういう答弁もあると思うのです。

しかしですよ、施設がここまで老朽化していて住民合意を取るどころか、さらに溝が深まり広がってしまっているという、私はこういうふうな進め方そのものについても責任が相当あると思いますけれども、今の状況から想定されることは、まず変化がなかろうと。変化がなくて36年目、施設が迎えると。ということは、もしその後、とんとん拍子に仮にいったにしても四十数年稼働させなければならないのです、プラントは。大変なことですよ、これは。管理者とすれば、私は精いっぱいの努力をしているということでありましょう、やっただいていてと思うし。しかし、事をここまでこじれさせてしまった以上、責任問題が生じるのではないですか。

議 長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 事をとここまでこじれさせてしまったという言い方をされましたけれども、私は今、誠意を持ってご理解をいただくために最善を尽くしているということでございますので、今の現状をどう評価されるかは、それは議員の判断でございますけれども、今はご理解をいただくために最善を尽くしているというところでございます。

議 長（武田ユキ子君） 5 番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） これ、私も議員の末席をけがしている一人でありますから、あえて憎まれ口をたたきたいと思います。

1年後同じような内容で事が進まないということになれば、私はこの場で進退問題まで言及せざるを得ないと思いますよ。それだけ重要な、市民生活から見たらですよ、それだけ重要な課題だということです。そのことだけを述べておきます。

最後に、合意のタイムリミットはいつと考えているかということでもあります。

平成33年といいますと、新年度、平成28、29、30、31、32、33、6年しかありません。6年のできるのですか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 合意のタイムリミットについてのご質問でございます。

私といたしましても、これをいたずらに長引かせるつもりは全くございません。一日も早くという気持ちが念頭にあるわけでございますけれども、今のこの状況、そしてこれまで説明をしてご理解いただくために努力をしてきた経緯を踏まえて、少なくとも丸2年間、議員は3年とおっしゃいましたけれども、正式に地元へ提案したのは2年前でございます。今の状況から見て、あとは現在の施設の老朽化の度合い、そして新しい施設を建設する期間等を考えますと、もういくら延びてもここ1年というふうに考えているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） わかります、気持ちは。いつかご案内いただいた栃木だったのでしょうか、あそこでは最短で6年前後でつくったという施設ありましたね。それは受け入れていただいた地元が、どちらかというと受け身ではなくて主導的にといいますか、自分たちも参加する中で積極的に建設計画等々に参加したということの中で、異例なスピードで完成した施設、それでも6年前後かかったのですね。

先ほど来から紹介している大東清掃センター、これはとんでもないダイオキシンが出て、その後いろいろなところに迷惑をかけたわけですが、実際建設をして竣工するまで大体18カ月ぐらいでしょうか、17から18、少し多めに見ても19カ月ぐらいでしょうか、1年半ぐらいですね。これは同じ場所に建てかえさせていただいたということだから、アセスの問題だとか、いろいろな部分で特別なことがあったからだろうと思いますけれども、それはあくまでも地元との合意がきちっとできたあとの期間であって、大東の場合は。今回のこの一関清掃センターの場合については、発注する以前の問題でこういう状態ですから、私は本当に大変だなと思います。

今、どんなに延びてもあと1年という答弁もありました。あと1年以内に発注しなければならないというふうなことなののでしょうか。それとも、この1年の間にはどうやってでも、とにかく合意までこぎつけなければならないという趣旨の発言なののでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 合意まであと1年、ここ1年で何とかご理解をいただくように努力していくということです。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 終わります。

議長（武田ユキ子君） 菊地善孝君の質問を終わります。

午前の会議は以上とします。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時00分

議長（武田ユキ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

金野盛志君の質問を許します。

金野盛志君の質問は、一問一答方式です。

10番、金野盛志君。

10 番（金野盛志君） 私は、通告しております廃棄物の減量化の観点から、ごみ袋の統一化について伺います。

指定ごみ袋の統一というのは、先の議員全員協議会で説明があったとおり、平成19年6月から検討を開始したと。現在では、大東は5種類、一関は1種類とのことであります。

今、一関市が目指している資源・エネルギー循環型まちづくりの前提として、私はごみの分別、減量化が必須だというように思います。そうした意味において、合併後10年が経過する中で、このごみ袋の統一について東西で大きな違いがあります。

（傍聴人の不規則発言あり）

議長（武田ユキ子君） 傍聴人に申し上げます。

ご静粛にお願いします。

10 番（金野盛志君） この間、当局では、先ほど言いましたように、平成19年6月から検討を開始したという努力をしていることは承知しておりますが、この間の中で、資源・エネルギー循環型まちづくりというのを打ち出して具体的に進めている段階となっております。また、総合計画においても、ごみの減量化を明示しています。

私は、これらの関係を踏まえて、ごみ袋の統一化、収集方法といいますが、袋への記名、こういうようなことを図るべきと考えますが、まずその基本的な考え方について伺いをいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

議長（武田ユキ子君） 金野盛志君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 金野盛志議員の質問にお答えいたします。

管内における指定ごみ袋の統一についてのお尋ねがございました。

現在、一関清掃センター、大東清掃センター管内では、それぞれ規格の異なるごみ袋を使用している状況でございます。

袋の種類については、議員のご質問にもございましたが、一関清掃センター管内が1種類、大東清掃センター管内が5種類、この大東清掃センターの5種類は可燃、不燃、それから瓶、缶、資源ごみ、こういう5種類でございますが、また、大東清掃センター管内では袋に地区名、氏名を記載する欄を設けているところであります。

指定ごみ袋の規格や記名の統一については、これまで住民や関係団体の代表で組織する廃棄物処理懇話会を開催いたしまして、その懇話会で検討した経緯がございますが、氏名を記載することにより排出者の責任を明確にすべきであるとの意見がある一方で、個人名が特定されてプライバシーが守れないという指摘もあり、意見集約に至らず、現在、統一に至っていないところでございます。

なお、平成26年においては、一関清掃センター管内の指定ごみ袋の形状について、より使いやすい取っ手つきのタイプのものに変更したところであります。

当組合では、指定ごみの統一は早急に取り組むべき課題というふうにとらえております。構成市町に対して、改めて公衆衛生組合連合会などの意見集約を依頼しているところでございます。

その結果をもとに廃棄物処理懇話会による協議、検討を行い、パブリックコメントなどにより住民の皆様方からご意見をいただきながら進めていきたいと考えております。

議員からもご指摘がございましたとおり、資源・エネルギー循環型のまちづくりを進める上で、このごみの減量化というものは非常に大切なことでございますし、そのためには、しっかりとした分別をしていくということが不可欠でございますので、そういう前提に立って、平成28年度中にはごみ袋の統一についての方向性を決めていきたいというふうに考えております。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10 番（金野盛志君） 再質問をいたします。

こういうごみ袋が東西で異なっているわけですが、その結果において、東西においての可燃ごみの全体の収集量、1人当たりの量というのはどのような違いになっているか、お願いをいたします。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 今、手元にデータがございまして、これは平成26年度の家庭系の一般廃棄物と事業系一般廃棄物を合わせた搬入量の数字でございますが、一関清掃センターが2万6,766トン、1人1日当たりに直しますと約900グラムということになります。

大東清掃センターでは1万1,914トン、これを1人1日当たりに直しますと約630グラムでございます。

このうち、家庭系一般廃棄物の1日1人当たりの排出量を比較しますと、一関清掃センター管内が約620グラム、大東清掃センター管内が約510グラム、この差でございますけれども、一関清掃センターのほうが約110グラム多くなっているわけございまして、この要因として考えられますことは、台所からの一般廃棄物、いわゆる生ごみでございます。この搬入量による差ではないかというふうに考えているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10 番（金野盛志君） 議員全員協議会でいただいた資料によると、いわゆるこの資料の中には全く資源・エネルギー循環型まちづくりという記述がないのですけれども、いわゆるいろいろな説明会において、これは広域行政組合が行ったと思うのですけれども、今、市ではこういう資源・エネルギー循環型まちづくりをやりますよという、そういうことをその懇話会というようなところにお話ししているのですか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン、これについては平成27年10月に策定されました。懇話会はそれ以前にやっているものですから、そこらあたりについては話してはいないという状況でありました。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10 番（金野盛志君） 私は政策の一本化といいますか、その流れをやるためには、この資料には1行も「資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン」、あるいはそういうことが記述が全くないのですね。やっぱりこの辺を広域行政組合としても、大もとの市の政策をとらえて、そういうことをやっていかないと、どこかでごみは処理しなければならない、ただし、そこに過大な負荷がかからないようにするというのも大きな市民の私は役割だと思うのですね。そういう観点から、その点を要望しておきます。

それから、今答弁あった中で、袋に名前を書くのはプライバシーの保護で抵抗があるとのこと、

このとおりだと思います。しからば、分別が不十分で置かれたごみ、いわゆるイエローカードが貼られたごみというのは、どのようにしてその後、処理しているのですか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 違反ごみの取り扱いのルールでありますけれども、集積所に排出された一般廃棄物のうち分別が不十分なものには、黄色のシールを貼って収集はしないということにしております。この場合、そのごみ袋は、記名方式をとっている大東清掃センター管内では、排出者が持ち帰って分別して収集所に再度出すということになっておりますし、指定ごみ袋を記名方式としていない一関清掃センター管内においては、数日間、集積所にごみ袋を残して排出者の持ち帰りを促し、それでも、なお引き取る人がいないごみ袋については、集積所を管理している自治会の役員の方、あるいは当番という方を置いているところもありますけれども、そういう方々が再度分別して集積所に排出する取り組みがなされているようであります。また、その収集所の地域の申し合わせにより、一関清掃センター管内では、指定ごみ袋に番号とか、だれが出したかわかるようなことを記載して、そういう取り組みをしているところもあると承知しているところがあります。

現在、指定ごみ袋の統一に向けた検討を進めているところでもありますけれども、適正な分別及び排出については、住民の皆様のご理解とご協力はやっぱり欠かせないと思っております。広報や分別の説明会等を開催いたしまして、一層周知に努めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10 番（金野盛志君） 答弁の揚げ足を取るようで悪いのですが、当番とかごみ巡視員の方がそれを分けているということになれば、かえってプライバシーの保護に私はならないと思う。

東のほうははっきり名前が書いてあるから、はい、だれだれさんのごみ残っていたと、こういように言って、その方が持ち帰って、例えば可燃ごみの中に何かうまくないが入っていたなということでやっているのですね。

こちらで、だれが出したかわからない、一関管内は。それを当番の方がやっているということになれば、私はプライバシーの保護の観点から見れば矛盾していることをやっているのではないのかなと思うのですが、再度答弁を願います。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） ご指摘のとおりだと思います。プライバシーというのは、名前だけがプライバシーというものではないと思いますけれども、現在、一関地域の収集所では、やはり分別がうまくできないところがあるので、そういう取り組みが地域の申し合わせとしてやっているところがあると。いずれ、きちんと分別ができるような取り組みをやっていかなければならないと、そのように思っております。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10 番（金野盛志君） そのように対応をお願いしたいと思いますし、そして、市のほうの一般会計の中にごみ巡視員という予算が平成28年度で364万8,000円という、かなりの金額が予算化されています。ここは市議会ではありませんので、そのことを問うわけではなくて、このごみ巡視員という方は収集に当たり、収集は広域行政組合ですので、収集に当たり、どのような役割をしているのですか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 一関市では、一般廃棄物の適正な分別及び再利用について住民の意識啓発を図るため、ごみ問題対策巡視員という方を456人の方に委嘱しております。一般廃棄物の分別や不法投棄の監視など、地域の環境美化に取り組んでいただいているというふうに承知しているところでもあります。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10 番（金野盛志君） このごみの問題については、例えばこういうことがありました。ご承知のように、千厩には気仙沼市の仮設住宅があります。その際に、その方々がごみを出す場合に、気仙沼市はいわゆる一関清掃センターと同様なごみの収集方法をやっているものですので、その方々も最初は袋を分けたりなんかということができないままごみを出していたと。ところが、収集車はそれを持っていかないと、残されるということで、その中に仮設住宅の自治会長を中心にして、しっかりごみの分別は千厩といいますか、大東管内はこうですよということを勉強した結果、ほんのわずかな期間でそういうことは周知できたのですよね。

私は、確かにこの議員全員協議会で配られたいろいろな、法だとかプライバシーだとか、いろいろなことがありますけれども、私は、資源・エネルギー循環型まちづくりをやっぱり実施するための前提として、やっぱりごみはしっかり分別して量を減らすということを市民全体の考え方にしないと、ある特定のところにだけ処理してもらえばいいのだという、そういう考え方に立ってはこれは困ると思うのですね。やはり、確かにその理解、市民理解を得るということは必要でしょうけれども、手順は必要でしょうけれども、私は今、今年といいますか、今こそ本当にそういうことをやる時期ではないのかなと思っています。そのことだけ最後に答弁いただいて質問を終わります。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 今、議員からご意見いただきましたとおり、やはり資源・エネルギー循環型まちづくり、これを市全体の問題として、この広域行政組合もその主要な部分にかかわっていくわけですので、これを全市的な課題としてとらえて、これを実現させるためには、やはりごみの減量化、そして家庭から排出されるものをごみとしてとらえないで、むしろ資源としてとらえて、その大前提のもとに分別をしっかりと管理していくということで、市民の皆様方の、全市民の理解と協力をいただきながら、この問題に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

議長（武田ユキ子君） 金野盛志君の質問を終わります。

次に、岡田もとみ君の質問を許します。

岡田もとみの質問は、一問一答方式です。

2 番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） 日本共産党の岡田もとみです。

通告に従って質問を行います。

初めに、新焼却施設等の建設問題について伺います。

当局が新しい施設建設場所を狐禅寺地区とする提案を住民に説明してから丸2年となりましたが、地元住民との合意については膠着状態のままここに至っております。新聞報道によれば、地元自治会の総会で引き続き建設に反対していくことを確認したということです。これが地元住民の総意だと確認されたのではないのでしょうか。

しかし、管理者の平成28年度施策推進方針では、新たな施設を狐禅寺地区に整備するというこ

とであります。2年がたったこの時点においても、地域住民の理解は得られていない状況でありながら、建設場所などの選定について全市的な取り組みとはせずに、これまでの方針と変わらない狐禅寺地区とした経緯、進捗状況についてお伺いいたします。

次に、第6期介護保険事業計画について伺います。

介護保険制度は、地域の高齢者が安心して生活できるよう、行政と介護事業者、地域が連携し、必要なサービスを提供することが基本方針です。しかし、介護報酬の引き下げによって事業者は厳しい運営を迫られ、切れ目のないサービスの提供に支障を来すような事態が起こりかねません。

盛岡では既に事業者が撤退しているという状況だったことから、私はこの間の組合議会において、一般会計から繰り入れても事業所の支援策を強化すべきだと求めてきました。これまでの調査活動の中で、地域包括支援センターでは、決まった委託料の中でもう何年も昇級ができない、介護事業者は特に地域包括支援センターの赤字を介護事業全体でカバーし何とか運営している、そこに介護報酬の引き下げによる各事業の減収となれば、赤字続きの地域包括支援センターから撤退するしかなくなるというのが現状です。

管内では、1カ所の地域包括支援センターで事業所が変わり、引き継ぎが行われていますが、こうした状況を防ぐためには、地域包括支援センターへの委託料を増額する必要があると思います。

そこで、質問の1点目は、地域包括支援センターの委託料と引き継ぎの進捗状況についてどうなっているのかお伺いいたします。

2点目は、地域ケア会議のあり方について伺います。

第6期計画では、医療と介護の連携や認知症高齢者への対応のほか、地域ケア会議の推進などが包括的支援事業と位置づけられるために地域包括支援センターの業務となります。地域ケア会議での個別ケースの支援が自治体職員、包括職員、ケアマネージャー、医師など、他職種の方々の共通理解となること、また、地域ケア会議での個別の支援策や地域課題について上部組織が吸い上げ、課題解決のための検討を行うシステムの構築が大事だと思いますが、そのようにしていくのかお伺いいたします。

3点目は、3職種の配置の考え方についてお伺いします。

管内では、現在65歳以上の高齢者の人口が3,000人を超える地域包括支援センターに3職種、保健師、または経験のある看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の配置を基準として配置をしています。高齢者の人口が3,000人に満たない地域は、隣接する地域との広域でうまく地域包括支援センターの業務が行われているようになっています。しかし、6期計画の中でそうした地域にも地域包括支援センターを設置することとなっているため、関係者からは不安の声が寄せられています。旧自治体を生活圈域とする地域包括支援センターの設置をしようとするならば、3職種の保健師などの人材確保について、市町との連携によって職員の配置を検討するなど特段の配慮をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

4点目は、平成29年度4月までに実施するとしている新総合事業の実施に向けて関係者からは、ヘルパーやデイサービスが外され、ボランティア等で対応していくというものを広域行政組合がどうつくろうとしているのかタイムスケジュールを明らかにしてほしいとの要望も出ております。そこで、平成28年度のすべきことは何と考えているのかご紹介いただきたいと思います。

以上、壇上からの質問といたします。ご清聴ありがとうございます。

議 長（武田ユキ子君） 岡田もとみ君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 岡田もとみ議員の質問にお答えいたします。

まず、新施設などの建設についてでございますが、現在の施設は、昭和56年度の稼働開始から間もなく35年が経過し、老朽化が進んでおり、最終処分場についても埋立て残容量がひっ迫している状況にございますことから、新施設の整備が急務となっております。

平成27年11月26日に開催した狐禅寺地区生活環境対策協議会の会長、副会長、幹事の皆様方との懇談会において、「エネルギー回収型廃棄物処理施設の余熱等の活用イメージ」、それから10月には一関市が策定した「資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン」について説明させていただいたところでございます。その際に、文章だけではなかなかわかりにくいので、あるいは実際に取り組んでいるところを視察したいというご意見、ご要望等もいただいたことから、現在、「資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン」で想定される施設並びにエネルギー回収型廃棄物処理施設及び余熱活用施設などがどのようなものか理解していただけるよう、これまで視察を行った他の自治体の施設について、写真や動画による映像資料の作成を進めているところでございます。

また、狐禅寺地区からその際に18人の参加をいただきまして、2月29日から2日間の日程で、茨城県の宮の郷木質バイオマス発電所、笠間・水戸環境組合、福島県広野町の視察研修を行ったところでございます。今後、狐禅寺地区の皆様にご理解を深めていただくため、映像による説明などの機会を設けてまいりたいと思います。

東日本大震災から5年がたって放射性物質濃度が徐々に低減してきていること、ほだ木につきましては、放射性物質濃度が比較的低いといった実態を踏まえまして、放射性物質濃度が低いものについてはその焼却量を減らすために、焼却によらない方法で処理ができないかどうかについて、現在、市において環境省、林野庁と具体的な方策について協議を進めているところでございます。

これまで狐禅寺地区生活環境対策協議会の皆様に対しまして、放射能に汚染された農林業系廃棄物の処理のため国が仮設焼却施設を設置して、1キログラム当たり8,000ベクレルを超える指定廃棄物を国の責任において焼却処分を行い、その後に当組合が当該焼却施設を譲り受けて、1キログラム当たり8,000ベクレル以下の廃棄物を焼却する計画を説明をして、あわせて新施設の整備についても説明をしてきたところでございますが、現施設の老朽化等も念頭に置いて、新施設の整備については早急に計画を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、地域包括支援センターについての質問がございました。

第6期介護保険事業計画においては、地域包括ケアシステムの構築を長期目標に掲げ、地域包括支援センターの機能強化、充実を図ることとしております。

平成27年度は組合の直営によるものが2カ所、法人等への委託によるものが5カ所、合計で7カ所の地域包括支援センターを設置して、10の区域を日常生活圏域と位置づけて分担して、医療、保健、福祉の関係機関と連携し、ひとり暮らしの高齢者などの支援に取り組んでいるところでございます。

法人などに委託している5カ所の地域包括支援センターについては、二次予防対象事業者の増加、あるいは相談件数やサービスの調整に長い日数を要するケースの増加など、認知症対策と在宅医療介護連携の業務が複雑かつその量が増加しているなどから、運営体制の強化が必要と判断しているところであります。

また、現行の委託料は平成23年度に設定した金額でありますことから、平成28年度の業務委託料はこれを見直して、職員の人件費について、現行1人当たり420万円から20万円増の440万円、また、事務費については現行で1人当たり30万円から20万円増の50万円とし、合計で1人当たり40万円を加算した委託料とするものがございます。

次に、「高齢者総合相談センターさくらまち」の委託業務については、現在業務を受託している社会福祉法人つくし会から平成27年5月28日付で、平成27年度末をもって契約終了するという申し出がございましたので、12月に後継となる受託者を公募いたしまして、平成28年の2月に医療法人三秋会を平成28年度からの受託予定者に決定したところでございます。

事務引継につきましては、利用する区域の住民の方々が不安を感じないように進めることを最優先といたしまして、現在、双方の法人で行っているところでございまして、一関地域の一関、真滝、舞川、弥栄の4カ所の民生児童委員協議会においても、地域包括支援センター業務委託法人の変更について、双方の法人から説明を行ったところでございます。

次に、新しい介護予防日常生活総合支援事業、いわゆるこれを新総合事業というふうに呼んでおりますが、これまで要支援1、または2に認定された方を対象に組合が実施しております、1つはホームヘルパーが調理や掃除などの家事の支援を行う介護予防訪問介護、それからもう1つはデイサービスセンターで食事や機能訓練などを行う介護予防通所介護など、これらを介護予防給付というふうに呼んでおりますが、それともう一つは構成市町に委託して実施している介護予防教室や転倒予防教室などの介護予防事業というものがございまして、介護保険制度の改正による新しい総合事業は、これまで以上に高齢者が安心して自立した日常生活を送るための支援をすることなどを目的に、地域の実情に応じたさまざまなサービスの提供を行うため、これまでの介護予防給付及び介護予防事業を合わせた介護予防日常生活支援サービス事業と、新たに65歳以上のすべての高齢者を対象とした一般介護予防事業というふうにするものでございます。

この新しい総合事業は、これまでの給付と事業を介護予防生活支援サービス事業に移行いたしまして、事業者やボランティアなどがサービス提供主体となって日常生活支援を行う訪問型サービスや機能訓練などを行う通所型サービスの実施、また介護予防教室、健康相談、転倒予防教室、認知症予防教室などの予防事業、これを一般介護予防事業として一本化をいたしまして、さらには多様なサービスの提供を行うため、実施主体としてボランティアやNPO、民間企業などが参加できるよう、これまでの人員基準を緩和する、そういう内容を実施するものでございます。

当組合では、この新しい総合事業については、第6期介護保険事業計画で平成27年度及び平成28年度はこれまでの介護サービスの提供を維持しつつ、構成市町や関係機関と十分に協議、検討をして、事業者のほか地域の実情に応じたボランティアなどの住民主体によるサービスの確保を図った上で、平成29年4月から行うこととしております。

平成27年度の取り組みにつきましては、事業実施に向けて検討すべき課題として、在宅医療介護の連携、在宅生活を支えるための基盤整備、それから認知症施策の推進、地域ケア会議の充実、地域包括支援センターの機能強化、介護予防の推進、生活支援サービスの充実強化、この7つの項目について、一関市の健康づくり課、長寿社会課、平泉町の保健センター、当組合の介護保険課、西部・東部地域包括支援センターの職員がそれぞれの課題ごとに協議をしているところでございます。

平成28年度は、事業の導入に当たり予算措置を行うため事業内容の調整が必要となることから、要支援1、または2に認定された方が利用する介護予防生活支援サービス事業のうち、訪問型や

通所型のサービスの内容や生活支援サービスを利用する際の事業者やボランティアなどの住民主体によるサービスの利用基準や単価などを定めるとともに、介護事業所等へのアンケート調査などによりまして、事業者のほか地域の実情に応じたボランティアなどの住民主体による提供可能なサービスの種類、支援対象となる方のニーズ量の把握などを行ってまいりたいと思います。

なお、地域ケア会議及び地域包括支援センターへの3職種の配置につきましては、事務局長から答弁させます。

議 長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 私からは、地域ケア会議について及び3職種の配置についてお答えをいたします。

まず、地域ケア会議についてであります。地域ケア会議は地域包括支援センターが主催し、その構成員を会議の目的に応じ、地域包括支援センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員、住民組織の代表者、行政職員等として、認知症高齢者への個別への対応や施設に入所していない高齢者への対応など、地域の共通課題を関係者間で共有し、課題解決に向け調整やネットワーク化などを図るため開催しているところであります。なお、会議はおおむね2カ月に1回程度開催しているところであります。

また、地域ケア会議は、現在、地域包括支援センターごとに個別のケースを協議する会議と位置づけておりますけれども、平成28年度以降、地域包括支援センターが担当する日常生活圏域での取り組みを協議する会議や、地域包括支援センターが担当する区域を越えた広域的な取り組みを協議する会議としての機能を持たせることとしておりますので、今後それぞれの会議の役割に応じて、認知症高齢者などの対応ケースの積み重ねから見出される課題や新しい総合事業の展開に向けた課題などについて、医療や介護などの関係者による検討を行い、解決に向け取り組んでいくものであります。

次に、地域包括支援センターへの3職種の配置の基本的な考え方についてでありますけれども、包括的支援事業を適切に実施するため、国の基準では、地域包括支援センターには高齢者人口がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに専従常勤の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの3職種の職員を各1名配置するよう努めることとされており、当組合において高齢者人口が3,000人を超えている地域包括支援センターへの職員配置については、現在、直営が西部地域包括支援センターと東部地域包括支援センターの2カ所、委託の地域包括支援センターは高齢者総合相談センターの名称で運営しております「さくらまち」と渋民の2カ所に、国の基準の考え方にに基づき3職種を配置しているところであります。

また、「高齢者総合相談センターふじさわ」は現在2人体制であります。総合相談件数や在宅医療介護連携の業務が複雑かつその量が増加していること、また、認知症についての相談等を行う民間の在宅介護支援センターが藤沢地域に設置されていないことから、運営体制の強化が必要と判断し、平成28年度から新たに3職種の配置を行ってまいります。

なお、「高齢者総合相談センターはないずみ」は現在2人体制であります。民間の在宅介護支援センターが3カ所ございまして、そこで認知症の相談等について業務委託を行っていることから、平成28年度は現行の体制とし、平成29年度に3職種の職員配置を行ってまいります。

このような職員配置について、第6期介護保険事業計画では、平成29年度までに高齢者人口が3,000人を超えているすべての生活圏域の地域包括支援センターに3職種の職員を配置することを検討し、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護などの機能を十分発揮できるよ

うにすることとしているところであります。

平成28年度の職員体制の強化については、組合直営の西部地域包括支援センター及び東部地域包括支援センターは、それぞれ現行の4人から1人増の5人体制に、委託をしている「高齢者総合相談センターさくらまち」については現行の5人から1人増の6人体制に、同じく委託の「高齢者総合相談センターふじさわ」は現行の2人から1人増の3人体制とし、地域包括支援センター全体では現行の24人から4人増の28人とし、体制を強化することとしております。

なお、高齢者人口が3,000人未満の地域包括支援センター等への職員配置については、現在、平泉町に設置している「高齢者総合相談センターひらいずみ」のほか、平成29年度に向け地域包括支援センターの機能強化のため、一関市の東山地域、室根地域、川崎地域については、新たに委託の高齢者総合相談センターの設置を検討する計画としており、これらについては指導的役割を果たす直営の地域包括支援センターが支援を行うとともに、当面、地域包括支援センターの相談業務などの一部を管内20カ所の在宅介護支援センターへの業務委託を継続してまいります。

以上であります。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） それでは、新焼却施設から質問させていただきます。

これまでは丁寧な説明ということは何度も答弁していましたが、ここに来て早急に、新焼却施設、最終処分場について早急にということをおっしゃっています。2年も経過してきているので当然のことかとは思いますが、先ほども、あと1年は狐禅寺地区での協議を進めるという答弁もございました。

この2年間、先ほど壇上でも申し上げましたが、住民の方々の思いというのは明確なのですね。狐禅寺地区にはもう施設は持ってきてほしくない、そういう住民の願いです。こういった2年間のやりとりの中で、今度の施策推進方針に再び狐禅寺地区ということ掲げています。

管理者はそういう住民の思いを、これまで寄せられた意見を十分にくみ取っているのかどうか、その努力をしているのかお伺いしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） これまで地域に入って説明をさせていただいてきました。また、役員の皆様方にも説明をしてまいりました。そういう際にいただいたご意見等については、しっかりと受けとめさせていただき、本日に至っているわけでございます。

残念ながら、まだ大方の賛同が得られていないということは、まだまだ努力不足かなと思いますけれども、今後ともしっかりとご理解いただくための努力はしてまいりたいというふうに考えております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） 住民の思いを受けとめていると。ただ、現在、大方の賛同が得られていないということで、あと1年という答弁も先ほどの菊地議員からの質問で答えていると思うのですが、この狐禅寺地区の住民の方々とのあと1年の協議ですね、さらに続けていくということですが、どういう余地があると思っているのか、協議についてですね、検討の余地がどこにあるのかお教えいただきたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） やはり、今まで住民の方々からのご意見というのはいろいろいただいているわけでございます。やはりその中で、例えば放射性物質による汚染された農林業系廃棄物

の仮設焼却施設というふうなものもございました。それから、そのための放射性物質による健康影響への、いわゆる医師による説明会等も開催をしてきたところでございます。そういうふうなもののためのことといたしましては、やはり農林業系廃棄物の中には放射性物質の濃度の低いものもございまして、これについては焼却をしないような方向での処理ができないかというところで先ほど答弁をさせていただいてございますけれども、環境省、林野庁等との話をしてきているわけでございます。

それから、資源・エネルギー循環型のまちづくりというふうなことで、焼却する量を少なくする、あるいはさらに分別を図りながら資源化を図っていく、そういうふうなもので焼却による負荷を軽減をしていく、そんなふうな説明を昨年からさせてもらってきているわけでございますが、そんなふうなことをさらに説明をさせていただきながら、また、映像による資料等も皆さんにごらんをいただきながら、こういうふうな環境に対する影響、あるいは安全性に対する信頼性、そういうふうなものを、ぜひ住民の皆様にご説明をしてご理解を得ていただければいいなというふうに考えているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） これまで2年間説明してきたことを、またこの1年間、同じことをしていくという答弁でございますが、私はちょうど1年前の組合議会において、一部の地域だけに固執しないで協議を進めるよう提案いたしました。新年度の早い時期に解決すべき課題だということを申し上げましたら、管理者も同じだということをちょうど1年前の組合議会でのやりとりでございます。

焼却炉の老朽化の問題とか、ごみ減量化の問題などというのは全市民の協力と理解がなければ、新しい新焼却施設の建設の問題も解決しないと思っているからそういった提案をしたのですね。

今の答弁によりますと、やはり建設場所ありき、先にありき、こういう視点で進めている、そういう提案だということではまた同じ経緯をたどることになりかねません。

私は先ほど、この2年間の協議、提案の中で、地元住民の思いを受けとめて、この1年間さらにどこに検討の余地があるのか、どのように解決しようとしているのか、もう一度伺いいたします。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 例えば、資源・エネルギー循環型のまちづくりについてでございますが、これにつきましては、一関市が昨年の10月にビジョンを策定しているわけでございます。やはり、議員がお話しのように、やはり一般廃棄物に関する問題というのは、皆さんが全部排出されるわけでございます。そういうことで、やはり全市民の課題でございます。

そして、やはりそういうものをみんなでいろいろな形で取り組んでいくということは必要でございますので、やはりその資源化を図っていく、そんなこともご理解をいただきながら、あるいはいろいろな施設をその地域に持っているといういろいろな負担感というものもあるわけでございますので、そういうものに対するご理解も市民の皆さんにも理解をいただきながら進められるような、そんな努力をしてまいりたいと思っております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

（傍聴人の不規則発言あり）

議長（武田ユキ子君） 静粛に。退席していただきますよ。

2番（岡田もとみ君） 10月にビジョンを策定してきたという、そういった循環型のまちづくりも

あわせて、全市民的に協議していくということを答弁されました。全市民的に協議をしなければならないことを今は狐禅寺地区の方々のところだけに説明をしているというような状況では、やはり覚書があって本当に安心していただいていた住民にとっては、もう2年も経過して、ずっと同じ説明をされるということは脅しですね、精神的なストレスが大変、非常にそういったことが、行政が精神的なストレスを与えているというような状況になっています。狐禅寺地区の住民の方々がこうした行政当局の提案に理解が得られないというのは、当局の説明が不足しているからでしょうか。親切的な説明がないからでしょうか。当初はそうかもしれません。でも、2年がたった今は、私は、狐禅寺地区の方々はこの50年間ですね、迷惑施設を受け入れてきた、十分市民としての責務を果たしてきたのだと、そう理解しているからではないでしょうか。管理者はそういう住民の思い、そのように思いませんか。理解ができないと、先ほど大方の賛同が得られないというのは、地域住民にそういう市民としての責務をもう果たしてきたのだという思いがあるからだ、そう思われませんか。

議 長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 私が一番強く思っているのは、これまで狐禅寺地域の皆様方と約束をしてきた、その地域振興に対する行政としての努力がなされていない。いろいろ調べてみましたが、ほとんどその配慮に欠けていたという部分が結構あるわけでございます。その部分は率直に行政側としても反省すべき点だと思っております。そういうものを含めて、地元の負担感にならないようなものをという観点でいろいろ考えているところでございまして、ご理解をいただいているというのは残念ではございますが、今後とも少しでもご理解がいただけるような努力をしていくということでございます。そのために、さまざまなご意見をいただいた中で改善すべき点は改善して、例えば映像で見ていただくとか、いろいろな工夫をしながらご理解をいただく努力をしていきたいと思っております。

議 長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） 地域振興と新焼却施設は別に考えていかなければならないということを一度管理者は答弁でもしていると思いますが、今、関連づけて答弁したことはどういった真意があるのでしょうか。

議 長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 地域振興の問題は地域振興の問題として、これまでに約束してきたことが果たされていないという点、それはそれでやはり地域振興、地域の振興のためにやっていくべきことは、それはそれとしてしっかりやっていかなければだめだと。それから新しい提案をさせていたしている中には、将来のその地域の発展につながるよう、そういうセンター的な機能を持たせていくということは、すなわちその地域の発展につながるということで、どこまでがどういうふうに関連してくるかというのはなかなか難しいところはあると思いますが、私が前段に申し上げましたのはこれまでの地域振興に対する約束事が果たされてきていなかったと、その部分はやはり切り離して考えるべきだと。新しい提案の中に、提案させていたしている中で地域振興というものは一体としてやっていく、そういうふうにとらえております。

議 長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） これまで狐禅寺地域の方々が果たしてきた役割について、地域振興ということを行政としてやっていく責務だと、それは私もそう思います。ただ、これからの狐禅寺地域の発展、それが今度の新焼却施設等の建設がイコールではないのですよね。ですから、管理者の提

案そのものを地域住民が望んでいないということであれば、この先、説明をし続けることに本当に意味があるのだろうかと思うのですけれども、ここの区別はついているのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 新しい提案をさせていただいた、それが実現することによって地域の振興につながっていくという、私は今まで説明してきているわけございまして、最初から地域振興があって、そして新しい提案があってという順序ではないです。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 狐禅寺地域の方々が望んでいるのは、3つの施設をつくってほしいということではないということを確認したいと思うのですが、地域振興と、これから発展につながるものだ和管理者はおっしゃいますが、これまでも狐禅寺地域の方々の不安ですね、今までの環境負荷、それから新しい施設が狐禅寺地域に1カ所に集約されるということで、1日のトラックの往来は約100台になるという見通しも当局から答弁でいただいています。それから放射能の風評被害ですね。こうしたものについて、一般論とか一方的な否定ではなくて、地域の方々が納得できるような、そういったことに親切な説明はこれまで受けていないのではないかと思いますのですけれども、その点についてはいかがですか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） やはり、なかなかいろいろな形での安全性なり、あるいは環境に対する影響を与えない、そういう施設があるというところの点がまだまだ我々としては説明が足りないのかなと思ってございます。やはり、その施設があることによって、決して不安というふうなものを生じさせるものではないのだというところを重点的に説明をしていかなければならないと思っていますところでございます。そのための方策といたしましては、やはりいろいろな形で目に見えてご理解いただけるような、そういう資料も提供してまいりたい、そういうことで取り組んでいくことが我々としても必要でございますし、それから、また、地域の振興というものについても具体的に今後協議をさせていただきながら、そういうものが目に見えてくるような、そんな形でご説明を申し上げていきたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 先ほど、副管理者は全市民的な協議が必要だとおっしゃいました。今、狐禅寺地域だけに説明していることで地域住民の分断ということも表面化しています。こうしたことに管理者も心を痛めていると思います。

新年度の対応として、私は1年前も提案したのですが、やはり専門家や住民参加、また、私たち議員もですが、適地を選考する検討委員会を設置すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） これまでの説明をさせていただいた中で、さまざまなご意見をいただいてきていまして、そのいただいたご意見に対してのこちらからのさらにその意見に対する対応という部分、例えば文書だけではなかなかわかりにくいから映像というふうなご意見もいただきました。まずはそういうところでのこちらとしての説明責任を果たしていきたいというのが今の状況でございます。その先の今、議員からご提案のあった専門の委員会という設置云々の話についてはご意見として伺っておきます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 管理者は自分の説明責任だとおっしゃっているようだけれども、トップ

ダウンでどこかで決めて押しつけるというようなやり方というのは一番悪いやり方です。全国的に見ても、そういうところは行政に対する不信が強まって、最終的に候補地の撤回や大型焼却炉建設計画が中止になっています。

今議会では平成28年度予算に新焼却炉と最終処分場に関する基本構想策定の委託料が計上されていますが、やはり地元合意がないままの関連予算というのは問題があるのではないかということとを指摘いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

第6期介護保険事業計画についてですが、委託料については増額するということで。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 13番、岩渕善朗君。

13 番（岩渕善朗君） 傍聴人の不規則発言が目に残ります。

注意をお願いします。

議長（武田ユキ子君） 傍聴人に申し上げます。

再三、私のほうからご静粛にというご注意を申し上げております。さらに、今後そのようなことに従っていただかなければ、地方自治法にのっとって退席を命ずることになりますので、重々ご留意いただきたいと思います。

会議規則にのっとってそのような取り計らいをしますので、重々ご承知置きください。

2 番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） 続けさせていただきます。

地域包括支援センターについての委託料について、増額ということで本当にありがとうございます。地域包括支援センターは、今でさえ少ない職員で地域の高齢者の安定的な生活のために奮闘しているところですが、地域包括支援事業において介護予防支援業務に関する業務が本当に負担は大きくなるばかりで、業務にふさわしい委託料の見直しが求められていたところでした。現場の声が届いて本当によかったと思います。

そこで、一つ確認なのですが、答弁の中で今引き継がれている包括の「さくらまち」ですが、人員の確保について6人体制という見通しが答弁でございましたが、この人員確保についてはどのような進捗状況になっているのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 本年の2月に新たな委託法人として医療法人三秋会ということで決定をしたわけですが、3月4日に法人のほうから正式な地域包括支援センター設置届というものが組合のほうに出されております。その中で申し上げますと、社会福祉士は2人、これは経験年数が4年の方と1年の方、保健師については2人、経験年数が13年と10年と、それから主任介護支援専門員、いわゆる主任ケアマネ、これについても2人ということで経験年数が15年と10年の方ということで6人配置するという形で届け出を受けているところであります。

議長（武田ユキ子君） 2 番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） ありがとうございます。

3職種と新総合事業についてはそのような取り組み、答弁のような取り組みをぜひお願いしたいと思います。

ひとつ、地域ケア会議についてなのですが、必要に応じて出席者を調整するというような状況とお伺いしましたが、答弁の中でですね、そうすることで、全国的には市職員とケアマネージャーだけで地域ケア会議を開いているという例があって、そこでは利用者のケアプランの検

討の際に市職員3、4人がケアマネージャー1人を囲んで、ヘルパーによる支援を町内会やボランティアに頼めないかなどという介護保険外しのような進め方の対応が報告されているという記事を目にしましたが、高齢者の状態にふさわしいサービスにつなげられるかが大事な点だと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 現在、各地域ケア会議では、先ほど答弁で申し上げましたけれども、会議、そのときに個別のケースとか、そういうものを主に協議しているわけですが、今ご指摘のような特定の職員だけで協議するというような会議はやっていないというふうに承知しておりますし、当然そういうことはやるべきではない、そのように思っております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） どうぞ、よろしくお願いいたします。
終わります。

議長（武田ユキ子君） 岡田もとみ君の質問を終わります。

次に、菅野恒信君の質問を許します。

菅野恒信の質問は、一問一答方式です。

16番、菅野恒信君。

（傍聴人の不規則発言あり）

議長（武田ユキ子君） 傍聴席の方、退席していただきますか。

静かにしていただきたいのです。

16番（菅野恒信君） 日本共産党、菅野恒信でございます。

通告していたとおり、大きな3点に沿ってご質問をさせていただきますので、ご答弁よろしくお願いいたします。

最初に、介護問題であります。

昨年4月の報酬引き下げ改悪によって地域の事業者や介護職員にどんな影響が出ているのか、同僚議員の質問にも多くの答弁がありましたけれども、改めてそのことをご紹介していただきたいと思います。

国は、在宅重視として軽度の高齢者を施設から除外する、あるいは介護保険から除外をすることが進められております。両磐地域では待機者も多く、施設の充実も、広域行政組合でも毎年努力をされておりますが、私は施設・在宅両面からのニーズにこたえる必要があるかと思いますが、これらの認識についてご答弁をお願いをしたいと思います。

昨年、要支援1、2が介護保険から除外をされました。その方々は受け皿として、自治体が実施する新しい総合事業に移ることになりましたが、市の介護保険計画では何年かをかけて準備をするということになっておりますが、今どのような準備、どのようなスケジュールでその受け皿づくりをされているのか、ご説明をお願いいたします。

介護サービスを一般の市民の方々が受ける最初のスタートは、介護度の認定サービスから始まるわけですが、統計的には今後しばらくは高齢者数は増大を続けますから、最初の介護度を認定する、調査をする認定調査員の体制など増大する高齢者の数に沿ってふやしていかなければならないかと思いますが、そういう体制の強化、増員の検討はされているかどうか伺います。

以前にも質問したことがあります、高齢者虐待防止、これは全国的にも深刻な問題が引き起こされています。この問題を質問したときに組合の答弁は、相談員なりそういったところに相談

が特に来ているわけでもないのに、一関地域では虐待の心配はないというような答弁だったと記憶しております。しかし、事態は表面化してからではもう遅い、大きな問題になるということから、最近では厚生労働省も施設の抜き打ち検査をするという方針を打ち出したようであります。起きてからでは遅い、当広域行政組合ではこれらの問題についてどう対処するか、もちろん市と町との連携が必要かと思いますが、それらについてどのように考えているのかお答えいただきたいと思います。

大きな2つ目、地域経済、労働者に貢献する業務委託料についてであります。

組合ではたくさんの業務委託があるかと思いますが、したがって、焦点を絞って、ごみの収集を受託をしている清掃の事業主と、あるいはそこで働いている労働者の実態についてお尋ねをしたいと思います。

もちろん、言うまでもなく、今日本の経済はかなり深刻な状態になっていまして、昨夜のニュースでもきょうの新聞でも、何年何カ月ぶりにまた悪い状況に陥っているということが出されています。これらの問題の解決策は、一関市議会でも市長が答弁しておりましたけれども、アベノミクスのプラス面が地域には来っていない、実感されていないという答弁をされています。

これらについての打開策というのは、地方の経営体の発展と働いている労働者の所得増による消費購買力のアップ、これが鍵ではないかということでは多くの方々の一致するところだと思います。

したがって、何うわけですが、行政組合がごみ収集を許可している会社に対して支払う業務委託料、これらが安いというような問題はないのかですね、そういったことについて考えをお聞かせ願いたいと思います。

以前指摘したことがあります、実際に私もその清掃の会社で働いている労働者から訴えられたことがあります。今、日本の業種の中では介護職が一番待遇が悪いというようなことを言われて、したがって離職率も高い。その介護職よりも低い賃金水準なのがこの清掃の会社で働いている労働者の方々の実態ではないかと私は思っておりますが、行政組合ではそういった問題を把握し、あるいはそれを改善するために、業務委託料の改善に努力されているということがあるのかについてもお答え願いたいと思います。

大きな3番目、住民の願いにこたえる焼却場建設についてであります。

私は、うちの同僚議員からも溝が深まっているということが指摘をされました。私も全くそのように思っています。

なぜかと言いますと、最近の例で言えば、広域行政組合が旧施設にあった手負沢敷地を一関市に売却し、これは市ですが、更地にする造成工事を実施、そこで生じた残土を狐禅寺の農地に捨てるということ、置かれたということが出たようであります。もちろん、それは農地を持っている方の了解のもとに進めたということは、それは当然のことです。しかし、近隣の方々は、農地に捨てられたそのヒ素が入っているとされた、危険度の低いものでありますけれども、これは心配ないのだろうかというようなことで大きな話題、問題になって、市なり広域行政組合のほうに苦情が出たということがありました。

さらに、聞きますと、私は農業委員会に行ってお尋ねしたのですが、そこの地主なのか、あるいは市なのか、または請け負った業者なのかわかりませんが、農業委員会の許可を取っていなかったということで、そこの土砂の運搬を一時ストップさせられているという状況だと伺いました。これでは、地主の問題であれ、あるいは市であれ、また、ついこの間までその土地を所有してい

た広域行政組合が、またこんなことになるのかということで、狐禅寺の方々からひんしゅく、あるいは信頼を損なう事態になったのではないかというふうに考えております。これは市のことだということかもしれませんが、経過についてお聞かせ願いたいと思います。

もう一つは、私の質問は前から言っておりますが、行政組合として責任を持って建設する焼却場の問題についてですね、もうこれはこのままではいたずらに時間が過ぎるだけだと、このように思います。

私たちが提案しておりますように、白紙に戻して、そして一関全市民、全地域の課題として大事な毎日出るごみの焼却場の問題でありますから、あるいはそれを捨てる問題でありますから、全市民の問題だと、狐禅寺にだけそれをお願いするとか頼むではなくて、そういう白紙に戻して検討をするということが大事なのではないかというふうに思っておりますが、どのようにお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

以上、壇上からの私の質問といたします。

議長（武田ユキ子君） 菅野恒信君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 菅野恒信議員の質問にお答えいたします。

まず、介護報酬の改定による事業者への影響についてのお尋ねがございます。

平成27年度の介護報酬の改定では、介護施設の経営面では全体でマイナス4.48%、介護職員の処遇改善分などの加算分2.21%を加えますと、全体で2.27%の引き下げとなったところでございます。

組合が小規模特養やグループホームなどを対象に、今回の介護報酬改定による管内の事業所への影響について調査を行ったところでございますが、ほとんどの事業所で運営に余裕がないという回答がございました。また、職員の確保につきましては、必要な人員は確保しているものの、求人を行っても応募がない、引き続き募集を行っている、そういった状況にあったところでございます。

また、管内で定員80人規模の特別養護老人ホームなどを運営する社会福祉法人によりますと、今回の改定により、介護職員処遇改善加算を加えても、年間収入は1,000万円ほど減少する見込みということもありました。

また、組合では、管内の地域密着型サービス事業を運営する24の法人から定期的に賃金改善の状況の報告を受けているところでございます。これによりますと、平成27年度の状況は、介護報酬賃金の改善加算を受けるための計画を立てて賃金改善を行う法人は23法人であり、ほかの1法人についても事業所独自の基準で賃金改善を行うというふうにしておりまして、すべての法人で賃金改善に向けて取り組んでいるところであります。

次に、介護人材の確保の問題を指摘されました。

一関市においては、平成27年度に介護職員初任者研修を終了した日から1年以内で市内の介護事業所に一定期間継続して勤務した方を対象として、介護職員初任者研修の受講料に対し5万円を上限に2分の1の額を助成する「介護職員初任者研修奨励事業」や、また、介護保険施設の管理者などを対象とした「介護職員トップセミナー」の開催など、介護職員の確保・育成と職場環境の改善のための取り組みを進めているところであり、さらに、平成28年度から新たに奨学金の貸与を受けて介護福祉士などの資格を取得した方であって、市内の介護事業所に就職し定着した場合、奨学金の返還額の一部を助成する「介護人材確保奨学金返還補助事業」、あるいは介護福

社士の資格の取得を目指す学生に対しまして、介護施設に一定期間勤務した場合に返還義務を免除する修学資金の貸し付けを行う「医療介護従事者修学資金貸付事業」を実施いたしまして、介護職員の確保対策の充実に取り組むこととしているところでございます。

また、平泉町におきましては、新たに平成28年度から一関市と同様の「介護職員初任者研修奨励金事業」に取り組むこととしているところであります。

なお、組合では各事業所に対しまして、実地指導や新規指定事業所の選考の際に職員体制の充実や資質の向上に努めていただくことなどを求めているところでございますが、今後とも構成市町と連携をして介護人材の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、第6期介護保険事業計画による施設整備・充実についてでございますが、第6期計画では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう在宅サービスの充実を図るとともに、特別養護老人ホームへの入所待機者や認知症高齢者に対応するため、施設等の整備を図ることとしており、具体的には、平成27年度から平成29年度までの計画期間において、介護老人福祉施設、いわゆる広域型特別養護老人ホームで50人分、地域密着型介護老人福祉施設、いわゆる小規模特別養護老人ホームで232人分、認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症対応型グループホーム、これで90人分、そのほか介護老人保健施設で20人分、小規模多機能型居宅介護で29人分、看護小規模多機能型居宅介護、いわゆる複合型サービス、これで58人分、そして定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所で2つの事業所分、これを整備する計画としているところであります。

これらのうち、施設・居住系のサービスの定員を合わせて392人でございまして、平成27年度においては小規模特別養護老人ホームが3事業所で87人分、認知症対応型グループホームが3事業所で45人分の整備を決定いたしましたので、合わせて132人分の入所が可能となり、特別養護老人ホームの入所待機者の解消が進むものと考えております。

なお、第6期計画で整備する予定の残り260人分の整備につきましては、平成28年度以降において事業者の公募などを行ってまいりたいと考えております。

次に、新しい介護予防・日常生活総合支援事業、いわゆる新しい総合事業についてでございますが、新しい総合事業は、これまで以上に高齢者が安心して自立した日常生活を送るための支援をすることなどを目的に、地域の実情に応じたさまざまなサービスの提供を行うため、これまでの介護予防給付及び介護予防事業を合わせた介護予防日常生活支援サービス事業と、新たに65歳以上のすべての高齢者を対象とした一般介護予防事業とするものでございます。

当組合では、この新しい総合事業については、第6期介護保険事業計画において、平成27年度及び平成28年度はこれまでのサービスの提供を維持しつつ、構成市町や関係機関と十分に協議検討いたしまして、地域の実情に応じたボランティアなどの住民主体によるサービスの確保を図った上で、平成29年4月から行うこととしております。

平成28年度は、事業導入に当たり予算措置を行うため事業内容の調整が必要となることから、要支援1、または2に認定された方が利用する介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問型や通所型のサービスの内容や、生活支援サービスを利用する際の事業者やボランティアなどの住民主体によるサービスの利用基準や単価などを定めるとともに、介護事業所等へのアンケート調査などにより、事業者のほか地域の実情に応じたボランティアなどの住民主体による提供可能なサービスの種類、支援対象となる方のニーズ量の把握などを行ってまいりたいと思います。

次に、高齢者への虐待防止対策についてでございます。

組合管内では、これまで介護施設職員による虐待の通報などはございませんでした。しかしな

がら、全国的には高齢者の虐待の事案の発覚が報道されていること等も受けとめ、各介護施設管理者に対しまして2月19日付で、介護従事者による高齢者虐待の防止と指導の徹底を求める通知を行ったところでございます。

また、この通知とあわせまして、事業所における職員のストレスの軽減や介護の質を向上させるための取り組み状況について調査をいたしましたところ、その事例として、事業所内の職員会議などにおいて職員相互の情報共有や利用者とのコミュニケーションの大切さの確認を行ったり、虐待防止マニュアルの作成と励行に取り組むなどとして、虐待の早期発見や未然防止に努めているというものや、メンタルヘルスなどの職員研修への派遣、職員の過重な労務負担の改善、ストレスチェックとそのフォローの実施などの事例などが回答されたところでございます。

また、組合の介護保険サービス事業者指導要領に基づきまして、地域密着型サービス事業所への指導を1年に1回行う集団指導会、おおむね3年に1回を目安に介護施設に出向いて行う実地指導を実施しているところであり、実地指導における高齢者虐待防止の指導につきましては、利用者の家族などからの申し出の有無の確認や施設管理者などからの聞き取りなどにより必要な指導、助言を行っているところであります。

また、グループホームなどの地域密着型施設を対象として2カ月ごとに行っております運営推進会議、介護施設を直接訪問する機会をとらえまして状況の把握を行うなど、介護施設における虐待の未然防止に努めてまいりたいと思います。

在宅高齢者に対する家族による虐待についてでございますが、当組合管内の件数は減少しておりますが、虐待の要因としては、認知症に対する家族などの理解と関心の低さ、あるいは経済的な問題などとなっております。

また、在宅高齢者に対する虐待防止対策といたしまして、地域包括支援センターが構成市町で作成いたしました高齢者虐待防止対応マニュアルに基づき、介護サービス事業所などと連携を行いながら虐待の防止に取り組んでいるところであります。

高齢者の虐待の防止は、介護支援専門員や介護サービス事業者などからの相談、通報による早期の発見だけでなく、未然に防止することが重要なことから、平成27年8月には、管内の東西2カ所で、在宅での虐待を発見しやすい訪問介護事業所や通所介護事業所などを対象として、虐待の発生要因や気づきの視点を中心とした、そういう内容の権利擁護研修会を開催しているところであります。

また、本人及び家族等の状況把握や家族の介護負担軽減のためのサービス利用の調整や介護方法に関する相談支援などを継続して実施するため、構成市町の担当者、地域包括支援センター職員などが連携をいたしまして、情報を共有し迅速な対応ができるように取り組んでまいりたいと思います。

介護相談員は、利用者及び介護サービス事業者を訪問して相談に応じているところでございます。現在、2人体制としているところでございます。

家族からの具体的な相談内容といたしましては、在宅サービスの利用方法や生活全般の相談を初め、家族関係や心の健康などに関する相談といった精神的サポートを必要とするものも多いことから、相談内容により地域包括支援センターや構成市町での対応につなげるなど、ケースケースに応じた対応を行っているところであります。

次に、手負沢の分別作業所の土地の問題でございますが、組合が譲渡して一関市が狐禅寺に建設を進めている貸し工場の場合は、以前、組合が手負沢分別作業所として利用していた土地でご

ざいます。市の貸し工場計画に伴い、平成26年度末において土壌調査をいたしました際にヒ素が検出されたところではありますが、その後の詳細な調査によりまして安全性が確認されており、建設発生土として埋立て処理することについては問題なしと考えております。

また、土壌の安全性については、平成27年の4月に貸し工場予定地周辺の住民の皆様にお知らせを配布したところでございます。

また、一関市による貸し工場建設工事に伴い残土の一部を搬出することになったことから、本年2月13日に市が改めてこの残土の安全性について、残土搬出先の周辺住民の皆様にお知らせをしたということでございます。

次に、狐禅寺地区への説明についてでございますが、当組合は平成26年3月8日の狐禅寺地区生活環境対策協議会代議員の皆様への説明会を初めとして、狐禅寺地区内の行政区ごとの説明会の開催及び同協議会役員の皆様との懇談会の開催、これらを重ねてまいりました。現時点でご理解を得られたという認識には至っておりません。

昨年11月に開催した狐禅寺地区生活環境対策協議会の会長、副会長、幹事の皆様との懇談会では、「エネルギー回収型廃棄物処理施設の余熱等の活用イメージ」と一関市が策定いたしました「資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン」について説明をさせていただいたところでございます。

この懇談会では、新焼却施設の建設計画に対して推進すべきであるという趣旨の発言もいただいたところでございますが、文章だけではわかりにくいとの指摘もいただいたところであり、ご理解をいただくために説明方法の工夫が必要であると受けとめたところでございます。

このことから、よりわかりやすい説明に向けて、映像による説明資料を作成しているところでございまして、狐禅寺地区の方々が新施設を十分イメージできる形で説明をして、ご理解をいただけるよう、さらに努力をしてまいりたいと考えております。

また、焼却以外の処理について、3月の一関市議会において、「どうしても燃やさなければならぬという考えを持っているのか、それとも燃やさなくてもよい方法があれば取り入れたいとの考えなのか」とのご質問が議員からございました。これに対して、一関市長としての答弁でございますが、「焼却が唯一の方法であるとは思っていない、焼却以外で適切な処理の方法があれば、それも選択肢として検討していくというのは基本となる」という内容で答弁をさせていただきました。

一関市の「資源・エネルギー循環型まちづくりのビジョン」においては、できるだけ捨てない、できるだけ燃やさない、できるだけ埋めない、この3つにより廃棄物の減量化、資源化を進めることとしているところであります。このうち、できるだけ燃やさないとの具体的方策の一つとして、分別の徹底による可燃ごみの削減を掲げているところであります。

分別の方法については、現在、一般廃棄物は可燃物、不燃物、資源物に分類し、このうち資源物をさらに瓶、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装など9種類に分別してございまして、分別の種類は全部で11種類としております。資源物が可燃物として排出されることのないよう、広報などにより、なお一層の周知に努めてまいりたいと思います。

なお、可燃物として排出される廃棄物は、紙・布類、それからビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類、生ごみなどの厨芥類、この3つに分類されますが、このうち排出量の多い紙・布類については、このリサイクルを進めるため、平成27年度に一関市公衆衛生組合連合会と一関市が共同開催により古着を回収するイベントを市内全域において実施しております。

組合といたしましては、紙については、小さい菓子箱などは可燃物として排出されることが多いことから、紙資源としての出し方について、大きめの紙袋に入れる簡易な方法などを検討するなど、リサイクル、リユースできるものについては、住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、なお一層の取り組みを進めてまいりたいと考えているところであります。

また、一関市の「資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン」との整合性を図りながら、廃棄物の処理方法について引き続き調査検討を行い、資源として活用を図ってまいりたいと思います。

なお、介護認定調査員及び家庭系一般廃棄物収集運搬業務の委託業者の経営の実態の把握、それから従業員の雇用の実態など並びに家庭からの一般廃棄物の収集については、事務局長から答弁をさせますので、よろしくお願いします。

議 長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 私からは、介護認定調査員について及び家庭系一般廃棄物収集運搬業務についてお答えをいたします。

まず、介護認定調査員についてであります。介護認定調査員は、要介護認定の度合いを判定するため、介護認定を申請した方の自宅等を訪問し、心身の状態などを調査する職員であります。

組合では現在16人体制で調査を行っており、平成27年度の調査件数はおよそ1万件になると見込んでおりますが、平成26年度は15人体制で約9,100件の調査を実施したところでありますので、当面、現体制で対応できていると考えているところであります。

なお、組合では、平成29年度から、いわゆる新しい総合事業に取り組むこととしておりますので、今後の調査対象者数の推移を見ながら必要な認定調査員の配置等について検討してまいりたい、このように考えているところであります。

介護認定調査員が調査する件数について、特段国の基準等はありませんが、組合では、対象者の調査時間等を考慮し、1人当たりの調査件数は1週間におおむね10件程度としているところであります。

要介護認定の申請から認定までの日数についてでありますけれども、介護保険法の規定により、原則として、申請があった日から30日以内に申請者に対し認定の結果を通知することとなっております。

なお、認定の更新の場合は、認定の有効期間の60日前から申請が可能であり、その有効期間内に認定結果を通知することとなっております。

組合としては、基本的に介護保険法の規定により認定結果の通知を行っているところでありますが、区分の認定に必要な意見書の到着の遅れなどの事情により30日以内に結果を通知できない場合もございますので、その場合は申請者にお知らせをし、ご理解をいただいているところであります。

次に、家庭系一般廃棄物収集運搬業務の委託業者の経営実態の把握についてでありますけれども、現在、家庭系一般廃棄物収集運搬業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に委託をしているところであります。

委託業者は、一関清掃センター管内が6業者、大東清掃センター管内が2業者の合計8者となっておりますけれども、これまで委託業者から、みずからの経営に関することや委託料について要望をいただいたことはないところであります。

委託業務に関する報告書類については、業務の状況を確認するため、契約に基づき毎月1回、

収集コース、走行距離、収集回数、ごみの種類、収集量、従事者、違反ステッカー使用枚数などの業務実績について報告書を提出いただいているところであります。

また、法律に基づく2年ごとの許可の更新時において、許可業者として一般廃棄物収集運搬業務が適切に行われる状況であるかどうかの経営状況は把握しておりますけれども、委託業務に関する部分のみについて、経営状況に関する書類について提出は求めているところでありますので、組合としては把握はしていないというところであります。

次に、委託業者の従業員の雇用の実態等についてであります。当組合が委託している家庭系一般廃棄物収集運搬業務について、経営状況は把握しているところですが、委託業者の従業員の正規、非正規の比率、あるいは平均賃金等は把握していないところであります。

また、平成28年度の家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託料の予算につきましては、年間の収集回数の変動等により単純に平成27年度との比較はできないところでありますけれども、家庭系一般廃棄物収集運搬業務、この業務を安定的に維持するためには、やはり作業員の処遇の改善が必要だろうと判断をいたしまして、人件費を含む経費を増額し予算計上したところであります。

なお、人件費の単価については、今後入札事務となりますので、支障がありますので、具体的な金額についてはこの場では言及はできないところであります。

次に、家庭からの一般廃棄物の収集についてでありますけれども、高齢者のみ世帯が増加することにより一般廃棄物を自分で収集所に持っていくことが困難な方がふえてくることは予想されるところであります。

自宅まで行って収集できないのかというようなことでありますけれども、個々のお宅から廃棄物の収集を行うなどの個別サービスについては、収集体制や費用、運行ルートなどさまざまな課題があり、現時点においてはなかなか難しいのかなど、そのように考えております。生活に支援が必要な高齢者については、廃棄物を運ぶだけでなく、買い物や見守りなども含めた生活支援を総合的に考えることが必要だろうと、そのように考えております。

そのためには、介護保険事業では新しい総合事業を導入することとしております。平成28年度からは地域における支え合いを推進する生活支援コーディネーターを配置することとしておりますので、この課題も含め自治会などでの取り組みをお願いしてまいりたいと、そのように考えているところであります。

以上であります。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 報酬引き下げによる影響のことについて、当局のほうもいろいろ努力をされて事業所から実態を聞いたりしていることについてはわかりました。

私も、これは一関市議会のこの間終わった予算議会、教育民生常任委員会で、唯一といたらいいですか、一関の市立病院、藤沢病院で介護を結構広くやっております。そこで1年前と今年の1月の状況はどうかということを知りました。そうしたら、1,000万円の減収だということがあります。ただし、1,000万円の減収ではありますけれども、率にすると2%弱だったのですね。どういう内部の努力をしたのかというと、昨年3月に退職する看護師の補充は臨時で行うと、さらに新たに10人の臨時の介護職員も採用する、要するに賃金が下げられる臨時で対応すると、そういう内部努力があって1,000万円の減収で済んでいるという実態なのですね。ですから、やっぱり臨時とか賃金の安いところをお願いするしかなくなるということに藤沢病院でもなったということでもあります。

そこで伺いますけれども、いろいろ努力されておりますが、国が措置している処遇改善加算ですよね。これは岩手県の福祉団体が県内500の事業所にアンケートをとったところ、給与に直接加算の分を回しているというのがあまりないのです。同じ待遇改善にはなるのですけれども、一時金であるとか、そういったところで、待遇改善には変わらないのですけれども、基本給に回すのではなくて一時金に回して、そして来年、再来年には影響しないようにということをやっているというのが約半数になっているのです。したがって、これからも管内のいろいろな事業をされるときに、どういう点の改善なのかというようなことなどについても把握できるようにしたいのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 先ほども答弁したのですが、組合独自で処遇改善についての取り組みは調査をしておりましたし、また、加算金をもらうということで計画書を出していただいて、それがちゃんと適切に反映されているかどうかということを確認していくことになるのかなと、そのように思っております。

手元の資料によりますと、平成27年度での処遇改善加算分というのは、1人当たり直しますと5,159円となっております。それらが適切に反映されているかどうか実態を今後詳細に調査していく必要があると、そのように考えております。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 次に、施設の充実について伺います。

いろいろ努力されていることについてはもちろん認めているところでありますが、先ほどの答弁によりますと、それから介護保険第6期の計画の中でちょっと飲み込めなかったのは、昨年策定した第6期の介護保険計画の中の施設の整備については、平成27年度に広域型特養、これは西部、一関、花泉地区ですよね、平泉ですね、ここにこれは整備といいますか、1カ所増築というよりも改修ということで計画に載っておりますね。これはなされたのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 広域型の介護老人福祉施設の特養、あるいは介護老人保健施設、老健となりますけれども、これはいずれもその事業の認可というものは県が行うものでありますけれども、介護保険事業としては組合の第6期計画の中に位置づけているわけでありまして。これについて、平成27年度については具体的な応募なかったというところでありまして。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） これは県の管轄といえはそういうことなのですからけれども、もしわかればですが、応募がなかったというのはどういう理由なのか、もしわかればお答え願いたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 組合としても、正式には事業者が自分で手を挙げていただくというのが建前でありまして、どうですかということで、取り組んでいただけませんかというようなところで法人にときどき声をおかけをしているところでありまして。その中で聞こえてくるのは、なかなか積み立てに余裕がないというような法人もおられますし、積み立ては余裕はあるのだけれども、法人としてはいわゆる小規模特養のほうで取り組みたいなど、いろいろ事情があるようです。

そうした中で、平成29年度までの3カ年計画ではありますけれども、今後手を挙げていただく法人があることを期待しているわけですからけれども、気持ちだけ期待してはだめなので、何ら

かの形で具体的になるように働きかけというか、そういったことはやっていきたいなと、そのように考えております。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 同じく施設の関係なのですが、グループホームですね、これは先ほど管理者の答弁ですと、西部地区にユニットで2つ、そして今18人ですね、これは決定したと、けれども、建設は平成28年度というふうに答弁したというふうにお聞きしたのですが、そういうことなのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 平成27年度で公募はしているのですが、これは3カ年度中に、平成27、28、29の3カ年のどの部分でやりますかということで応募しているわけです。必ず平成27年度に事業をやるから平成27年度に応募しなければならないということではなくて、平成28年度にやりたいということを平成27年度に手を挙げていただいたということでもあります。もちろん、12月という時点での、平成27年度2回目の公募ですので、12月の時点では平成27年度に事業、建物の工事を完了するということは事実上不可能ですので、平成28年度の整備ということになったところであります。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） それはちょっと市民の理解はなかなか、市民といいますか、管内の人たちの理解を得るのはちょっと困難だと思いますよ

というのは、第6期介護保険計画、皆さんがつくったものの中には、3カ年でというのではなくて、平成27年度に西部に2つのユニットで18人定員のものをつくるという、こういう周知ですよ。私が持っているものはそのコピーなのですが、それが3カ年の間につくればいいのだというふうなことではないのではないですか。もしそうだとすると、この年度別に建築というのがちょっとおかしいですよ。いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） ご指摘のとおり私の勘違いというか、言い方が悪かったと思いますけれども、今、菅野議員がおっしゃられたとおりであります。ちょっと認識の勘違いであります。訂正させていただきたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） いずれ、努力するということについては私も認めているところですし、それから法人であれ建物をつくるというときは、ただでさえも今は資材の高騰であるとか、つくっても介護職員が集まらないということがあるので、計画したからといってそう簡単に進むものではないというふうに思っております。

ただ、平成27年度について、ユニット2つで18人の場合、2回公募したというふうに伺っているのですね。今、事務局長答弁は12月に2回目の手を挙げてもらうことにしたと、最初は去年の6月か7月に手を挙げてもらっているのではなかったのでしょうか。だから、やっぱり単純に12月だから年度内、平成27年度建設無理だということではなくて、さまざまな資金繰りの問題であれ人材の確保のこと、いろいろな問題があると思いますので、早くとにかく組合のほうでは建築を急がせるというような意味で、そのようなスケジュールでやらなければこれからは遅れてしまうのではないかとということだと思っておりますが、そのように考えていただけませんか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 平成27年度の7月ですか、1回目の公募をしました。しかし、その中で採択というか、最終的に事業所としてふさわしい事業所、取り下げとか、採択に至らなかったようなものもありまして、それで2回目を12月にやったという経過であります。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 次に、同じ介護なのですけれども、新しい総合事業の準備の関係について、先ほどご答弁をいただきました。

実は厚生労働省はもう既に2年後の第7期の介護保険事業計画、国でいえば介護保険制度の改定といいますか、改悪をもう検討を始めていると。それは、要支援1、2を外すだけではなくて、今度は要介護1、2を介護保険制度から外すというようなことがもう既に検討されているということが新聞でも報道されています。ということになりますと、この新しい総合事業というものがもっとふえるし、あるいは介護度1の人たちもこちらに来るということになりますので、相当やっぱり構えて、それらをもう頭に入れながらこの第6期介護保険事業計画の中での新しい総合事業の受け皿づくりというものをしっかりした考えでいかなないと、もちろん、こういう改悪はさせないということはもちろん前提としてはあるのですけれども、こういう動きがあるということで、しっかりした準備とスケジュールを立ててやっていかなければならないのではないかと思います。

先ほど私、紹介しました岩手県内の福祉団体、県内の500カ所の事業しているところにアンケートをとったところで、新しい総合事業についてどんな準備かといったら、どこの事業所からの回答も自治体からの説明がない、だから準備のしようがないのだということが多く回答されているということだそうです。ですから、そういう意味では、広域行政組合はそれらについて準備を進めてほしいと思いますが、事業主たちに対するそういった考え方を説明するという場などはお持ちなのでしょう。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 先ほどの答弁でも、新しい総合事業の平成29年度の導入に向けて、平成27年度にはこんなことをやっています、平成28年度ではこんなことをやりますというふうな説明をいたしました。市内の既にやっている介護の事業者からもそういうことを、事業者に対する説明等についてどういうふうなスケジュール感を持っているかというような問い合わせもあるところでもあります。具体的なところはこれからになりますけれども、いずれ必要な時期に早めに対応していかないうまくいかないかなと、そのように考えているところであります。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） よろしく願いいたします。

もう一つは、やっぱり先ほどの答弁の中で、サービスのスタートは介護度の認定から始まると、その中で15人から16人に認定調査員をふやして、今のところはこれで大丈夫ではないかという答弁がございました。

実はこれも、第6期介護保険制度の広域行政組合でつくった冊子の後ろのほうに、民生児童委員の皆さんと広域行政組合の皆さんが懇談した際に、民生委員のほうから出ている声が紹介されています。それを2つ3つ紹介いたしますが、この中で、申請から認定に関するということで公平な審査判定は重要ですが、結果通知までの期間はなるべく早くしてほしい、民生委員からです。それから、別な方ですね、申請から認定までの日数を短縮してほしい、早めてくれという意味ですね、という声、それから認定の調査はしっかりとやってほしい、認定までの期間が長いと感じる、4人ぐらいがこの問題について、民生委員たちが声を出しているわけですね。したが

って、私が十分な体制、あるいは職員の確保ということを質問したのは、ここに根拠を置いていたわけです。ですので、ぜひ、もう一度本当に十分にこなせるかということについて、十分な検討をしていただきたいと思います。いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 去年までは、平成26年度までは15人体制で、平成27年度から16人体制でやっていると、認定調査の件数もふえていることも確かではあります。今の状態で回らないというような方向になれば当然ふやしていくということで、柔軟に対応していきたいというふうを考えております。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 管理者から虐待についての答弁もありました。減っているということは、確かに当局のつくった資料によりますと、ここ3年間の高齢者虐待の件数ですね、当局が確認したのでは。平成24年度、147件、平成25年度は、これはいろいろ含まれているかもしれませんが、168件ですね、そして平成26年度は55件と3分の1ぐらいに減っていることは事実だと思います。でも、平成24年、25年と150件前後をいっていたわけですね。だから、五十何件に減ったというのがずっと減るものなのか、あるいはまた何かふえたりするということがあるのかということを考えてときに、これは前も私、質問なり要望で申し上げましたけれども、今広域行政組合では2人の介護相談員がいて、3人にする予定だと、たしか3月のこの議会で3人にする計画なのだが、事情があって2人になっていると、早急に3人にしたいと思っているという答弁があったように記憶しております。これについては、今の方針はどのようなのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） それでは、介護相談員の人数についてでございますが、現状が2人ということでさまざまな対応をしているというところでございますが、現状としますとハローワーク等に公募をしたところではございますが、なかなか応募がないというふうなことで、平成28年度も2人体制ということで進めてまいりたいというふう考えております。

なお、平成28年度から新しく認知症の支援推進員を配置するというのもございますので、そちらの推進との連携もとりながら、包括、それから構成市町との連携もとりながら、情報の共有を図りながら2人体制で行ってまいりたいというふう考えております。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） そのご努力をお願いをしたいと思います。

地域経済と労働者の問題について、ひとつ確認しておきたいと思います。

いろいろ情報が出るけれども、企業主のほうからは、いろいろな経営をやっている中のトータルでの報告はあるけれども、許可をした委託料の分野での報告というのは特に限定して出されているわけではないので、それらの実態把握は無理だということのようです。

そこで伺いますけれども、各企業からは就業規則及び給与規定などは提出されておりますか。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） 就業規則、そういったものについては提出になってございません。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） やっぱり就業規則、給与規定は最低のその会社が定めたものなのですね。これは労働基準監督署に届けなければならないものなのですね。なので、そういったことも出し

てもらって、そして適正な労務管理、人事管理がなされているか、人事管理の中には当然給与の問題も入るわけですので、そういったものなどについても提出してもらうような努力をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） こちらのほうから、そういったものについての資料の提供についての要請というか、協力といいますか、そういった形での検討はしてまいりたいというふうに思います。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 時間もなくなりましたので、最後の焼却場問題についてであります。

私の同僚議員2人がもう既にいろいろなことを質問しておりますので、重ねてということにはなりません、私はこのようなことを求めたいと思います。

約束をした、協定書を結んだということです。これは重く受けとめていると再三当局は答弁しております。

一般市民の感覚の問題で、私もいろいろ尋ねられます。焼却場どうなっているの、どのようにするというふうになったときに、一般市民の言うことは、一番最初はこうなのです。どこでもいいから早く安心させてくれということなのですね。そのときに説明をいたしますと、実はこういう協定書、覚書があるのだよと言うと、いや、それならば、やっぱりいくら理屈つけてもそれを推し進めるといのは無理なのではないのかと多くの市民の人たちが、初めから賛成、反対という立場ではないのです。さっき言っていましたように、正直な話、一般市民の人たちはどこでもいいから早くつくってくれ、古くなっているから壊れたらどうするのだということで、どこでもいいからつくってくれということを最初言います。しかし、この中にこういう経過があるのだと言うと、一般市民の感覚とすれば、約束、それは守らなければならないだろう、役所から約束守らないとなったら市民はだれも役所を信用しなくなるし、約束守らなくなるぞというふうな考えが出てくるのです。これが私は一般市民の感覚ではないかと思います。やっぱり市民を代表する我々市議会、あるいは広域行政組合の議会も約束は守る、憲法と同じくらい重要なものだということを私は大事に大事に尊重して、市と一緒にあって市の発展、あるいは広域行政組合の発展を願うという立場に立たざるを得ないのではないかと私は思います。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） ただいまの議員のそういうご意見をしっかり受けとめさせていただき、今後の対応をしてまいりたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

議長（武田ユキ子君） 菅野恒信君の質問を終わります。

午後3時25分まで休憩いたします。

休憩 午後3時08分

再開 午後3時25分

議長（武田ユキ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、議事の運営上あらかじめ会議時間を延長します。

日程第5、議案第1号、一関地区広域行政組合行政不服審査会等条例の制定についてを議題と

します。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 議案第1号、一関地区広域行政組合行政不服審査会等条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、行政不服審査法に基づく一関地区広域行政組合行政不服審査会の設置と審理手続における書類等の写しの交付の手数料などについて規定しようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 議案第1号、一関地区広域行政組合行政不服審査会等条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、新しい行政不服審査法が平成26年6月13日に公布されたことに伴い、地方公共団体に執行機関の附属機関として、行政不服審査会を置くこととされたことから、法の規定により条例を制定しようとするものであります。

行政不服審査制度は、行政処分に関し、国民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる制度であり、行政不服審査法は、昭和37年の制度制定以来、実質的な法改正は行われてきませんでしたが、その間、国民の権利利益に関する意識や関連制度を取り巻く環境も変化し、時代に即した見直しが課題となっていたことから、国では行政不服審査制度の見直しに係る検討を行い、1つ、公正性の向上、2つ、使いやすさの向上、3つ、国民の救済手段の充実・拡大の観点、以上の3点から見直しを行い、新しい行政不服審査法が公布され、政令で施行期日が平成28年4月1日とされたところであります。

法改正のポイントとしては、現状では、行政不服審査を請求した場合、その審理を行う者の規定がないことから、行政処分を行った部署の職員が行うことも可能となっている中で審理を行い、その結果を裁決という形で審査請求人に告知しておりますが、改正後は、原則として行政処分に関与しない部署の職員が審理員となって審理を行うこととなります。

また、新たに設置する第三者機関の行政不服審査会は、審理員が行った審理手続が適正であったか、審査請求についての判断が妥当であったかをチェックし、裁決の客観性、公正性を確保するため、審理員が審理した内容について地方公共団体の長が裁決の案を作成した場合には、その案を行政不服審査会に諮問しなければならないとされ、その答申結果に基づいて審査結果を裁決という形で審査請求人に告知することになるものであります。

議案書をお開き願います。

条例で規定する内容については、第2条の組織、第3条の委員については、既に条例が制定されている一関地区広域行政組合個人情報保護条例並びに個人情報保護・情報公開審査会条例の規定により設置している個人情報保護審議会並びに個人情報保護・情報公開審査会の委員、各6名について、委員として委嘱することを想定しているところであります。

第4条の合議体、第5条の合議体の会議については、審査会を常設の組織として、実際の運用として、審議案件ごとに3人の委員を指名し、合議を行うことを想定しているところであります。

第6条の手数料等については、審査請求される方が、審査に係る書類等の写しの交付を求める場合の手数料を無料とするものでありますが、いわゆる書面のコピー料金として実費を負担していただくものであります。

第8条の罰則については、事前に盛岡地方検察庁に対し条例案について審査をお願いしておりますが、特段問題はないものと思料しますとの回答を受けております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 今の提案説明で了解いたしました。質問はいたしません。

議長（武田ユキ子君） 質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第1号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（武田ユキ子君） 日程第6、議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、行政不服審査法の改正により、不服申立ての審査請求への一元化及び第三者機関による調査審議の手続の新設などに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

まず、条例制定の趣旨であります。平成26年6月に行政不服審査法の全部改正など行政不服審査法関連3法が制定公布され、新しい行政不服審査法では、不服申立てを審査請求に一元化すること、審理員制度を導入すること、第三者機関による調査審議の手続が新設されたほか、審理手続における書類等の写しの交付が規定されるなど、審査請求人などの手続保障が拡大されたところであります。

また、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等を行う必要があるため、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が公布されたところであります。

これらの法律は、その施行日が政令で平28年4月1日とされましたことから、本条例案は、関係する3件の条例の一部改正を一括して行おうとするものであります。

議案書をごらん願います。

整備条例第1条は、一関地区広域行政組合個人情報保護条例の一部改正であります。行政不服

審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、以下、整備法と言いますけれども、おおむね整備法による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に準じる改正内容となっております。

表中の第25条につきましては、開示請求に伴う公文書の写しに係る費用負担に関する規定であります。議案第1号の行政不服審査会等条例第6条の規定に合わせ、開示請求の行為そのものの手数料が無料であることを規定し、これに伴い、見出しの名称を変更するものであります。

なお、これまでと同様、開示請求に伴う公文書の写しの交付に要するコピー料金など実費負担の取り扱いについては、変更はありません。

2ページをお開き願います。

表中第40条第1項の各号列記以外の部分につきましては、開示決定等の行政処分だけでなく、不作为、いわゆる当然すべきことをしなかったことについての審査請求も一関地区広域行政組合個人情報保護・情報公開審査会への諮問の対象とするものであり、さらに整備法では、原則として行政不服審査法の法律名の引用を削除することとされたため、本条例においても削除するものであります。

第1項の第2号から第4号までについては、審査請求の対象に不作为を含めることに伴う文言整理であります。

第2項につきましては、審査請求がされた日について定義するものであります。

第3項につきましては、既に条例で規定されている第三者機関の一関地区広域行政組合個人情報保護・情報公開審査会が公正かつ慎重な判断を行う制度として担保されていることから、国と同様に、審理員により審理手続に関する規定を適用除外とすることを規定するものであります。

3ページの表中、第41条及び第42条につきましては、文言整理であります。

4ページをお開き願います。

次に、整備条例第2条は、一関地区広域行政組合情報公開条例の一部改正となります。整備条例第1条の一関地区広域行政組合個人情報保護条例の一部改正と同様の趣旨、構成となっておりますことから、説明は省略させていただきます。

6ページをお開き願います。

次に、整備条例第3条は、一関地区広域行政組合個人情報保護・情報公開審査会条例の一部改正となります。整備法による情報公開・個人情報保護審査会設置法の一部改正に準じる改正となっております。

審査請求への一元化に伴う文言整理以外の改正といたしましては、7ページの表中、第10条の改正となりますが、まず、第1項につきましては、現行の情報公開・個人情報保護審査会設置法において、運用上行われている不服申立人等から提出された意見書や資料の写しの送付について、整備法による法改正により、この取り扱いが法律でも明確に規定されたことに伴い、同様の取り扱いを規定するものであります。

7ページから8ページとなりますが、第2項につきましては、電磁的記録を含む提出資料の閲覧方法を明確に規定し、さらには閲覧の求めへの対応を原則義務とする改正を盛り込んで、従前の第1項から項を移動するものであります。

第3項につきましては、提出資料の写しの交付に関する規定を新設したものであり、写しの交付に当たっては審査請求人等の意見を聴取することとするものであります。

第4項につきましては、従前の第2項の移動であります。

なお、本整備条例の施行期日は、行政不服審査法の施行期日である平成28年4月1日とするものであります。

以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第2号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議長（武田ユキ子君） 日程第7、議案第3号、一関地区広域行政組合職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 議案3号、一関地区広域行政組合職員の退職管理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、退職した職員による働きかけの規制などの退職管理に関し必要な事項を定めようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 議案第3号、一関地区広域行政組合職員の退職管理に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

まず、第1条の趣旨についてであります。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成26年5月14日に公布され、平成28年4月1日から施行されます。

同法による改正後の地方公務員法では、地方公務員の退職管理の適正を確保するため、2つの規定が新たに設けられました。

1つは、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して現職職員への働きかけの禁止、2つ目は、離職した日の直近下位の内部組織の長の職、組合であれば事務局長に相当いたしますけれども、これについている者に対し、その職務に関し、離職後2年間、現役職員への働きかけの禁止であります。

改正後の法第38条の2第8項の規定では、営利企業等に再就職した元職員のうち、離職した日の5年前の日よりも前に国の部長・課長相当職、これは組合では次長、課長、所長に該当いたしますけれども、これらの職についていた者に対し、その職務に関し、離職後2年間、現役職員への働きかけを禁止することについて、また、改正後の法第38条の6第2項の規定では、再就職し

た元職員に対して、再就職情報の届け出を義務づけすることについて、それぞれ地方公共団体が必要と認める場合は条例により定めることができるとされております。

組合としては、今回の地方公務員法の改正趣旨である退職管理の適正の確保のため、働きかけ規制及び再就職情報の届け出の義務づけについて、条例で定める必要があると判断し、新たに条例を制定しようとするものであります。

第2条は、具体的な規定について、この条例は一関市職員の退職管理に関する条例の例によることとするものであります。

その内容であります、一関市の条例により説明いたしますので、参考資料をお開き願います。

第2条の再就職者による依頼等の規制についてであります、営利企業等に再就職した元職員のうち、離職した日の5年前の日よりも前に国の部長、課長相当職についていた者は、その職についていたときに在籍していた執行機関の組織等の職員等に対し、契約等事務については、離職した日の5年前の日よりも前の職務に属するものに関して、離職後2年間、職務上の行為をするよう、またはしないように要求し、または依頼してはならないことを定めたものであります。

次に、第3条の任命権者への届け出についてであります、管理、または監督の地位にある職員であった者は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位についた場合、この場合は報酬を得る場合に限りますけれども、または営利企業の地位についた場合は、再就職情報を届け出なければならないことを定めたものであります。

なお、この場合、日々雇い入れられる者となった場合を除くものであります。

第4条は、規則への委任規定であります。

議案書にお戻り願います。

条例の附則については、今般の改正後の法の施行日と同日である平成28年4月1日とするものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

議長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第3号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議長（武田ユキ子君） 日程第8、議案第4号、一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第9、議案第5号、一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一

括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 議案第4号、一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による地域密着型通所介護の基準等の改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、議案第5号、一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による介護予防認知症対応型通所サービスの運営推進会議の設置に関する基準について、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 議案第4号、一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

まず、条例制定の趣旨であります。平成28年4月1日から介護保険法及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されることに伴い、これまで県が事業所指定を行ってきた通所介護、いわゆるデイサービスのうち、利用定員18人以下の小規模通所介護事業所及び利用定員9人以下の療養通所介護について、市町村が事業所指定をする地域密着型サービスへ移行することから、一関市及び平泉町における当該事務を共同処理しております当組合において、新たに創設される地域密着型通所介護等の基準を定めようとするものであります。

また、この通所介護及び療養通所介護が地域密着型サービスとして位置づけられることから、新たに地域との連携や運営の透明性を確保するため、運営推進会議の設置を義務づける規定を設けるとともに、これまで市町村が指定していた指定介護予防認知症対応型通所介護事業者についても、新たに運営推進会議の設置を義務づける規定を設けるものであります。

なお、この運営推進会議については、指定地域密着型通所介護事業者及び指定認知対応型通所介護事業者においては、おおむね6カ月に1回以上、指定療養通所介護事業者については、おおむね12カ月に1回以上開催することを義務づけるものであります。

議案書をお開き願います。

目次につきましては、第3章の2として、地域密着型通所介護分を加えるものであります。

2ページをお開き願います。

第15条から3ページの第55条までは、介護保険法等の改正に伴う引用条項等の整理であります。

第60条の2から25ページの第60条の38までは、新たに組合が事業所を指定することとなります。

ことから、利用定員18人以下の通所介護及び利用定員9人以下の指定療養通所介護に係る基本方針及び人員、設備、運営などの必要な基準を定めるものであります。

なお、戻りまして、13ページの第60条の17、地域との連携等につきましては、指定地域密着型通所介護事業者の運営推進会議の設置について規定するもので、指定認知症対応型通所介護事業者、指定療養通所介護事業者については、本条を、この条を読みかえて適用するものであります。

このほかの改正については、介護保険法の改正に伴う引用条項等の整理であります。

本条例の施行期日につきましては、介護保険法及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行期日である平成28年4月1日とするものであります。

次に、議案第5号、一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、介護保険法及び地域密着型介護予防サービスの事業の人員等を定める厚生労働省令の改正に伴い、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が平成28年4月1日から運営推進会議を設置することとされましたことから、その基準などについて定めようとするものであります。

運営推進会議につきましては、指定介護予防認知症対応型通所介護事業が少人数で生活圏域に密着したサービスを提供するものでありますことから、1つ、地域との連携や運営の透明性を確保すること、2つ、市町村が地域包括ケアの構築を図る上で整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があること、この2つについて設置が義務づけられたものであります。

本条例の施行期日につきましては、介護保険法及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行期日である平成28年4月1日とするものであります。

以上であります。よろしく願いを申し上げます。

議長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、議案第4号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長（武田ユキ子君） 日程第10、議案第6号、平成28年度一関地区広域行政組合一般会計予算及び日程第11、議案第7号、平成28年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 議案第6号、平成28年度一関地区広域行政組合一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

本案は、一般会計予算について、歳入歳出予算の総額を23億1,258万6,000円と定めようとするものであります。また、一時借入金の借り入れの最高額は1億円といたしました。

4ページをお開き願います。

目的別歳出額は第1表のとおりで、議会費213万3,000円、総務費6,219万2,000円、衛生費20億9,413万9,000円、公債費1億4,412万1,000円、諸支出金1,000円、予備費1,000万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、2ページとなりますが、分担金及び負担金18億5,327万4,000円、使用料及び手数料1億9,441万6,000円、国庫支出金1,643万8,000円、財産収入615万3,000円、寄附金1,000円、繰入金7,363万9,000円、繰越金1,000円、諸収入1億6,866万4,000円を見込みました。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、5ページをお開き願います。

議案第7号、平成28年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険事業に要する経費として、事業勘定につきましては歳入歳出予算の総額を145億7,392万5,000円、また、サービス勘定につきましては歳入歳出予算の総額を3,677万8,000円と定めようとするものであります。

また、一時借入金の借り入れの最高額は10億円といたしました。

事業勘定の歳入歳出予算の款項ごとの金額は6ページから8ページまで、サービス勘定の歳入歳出予算の款項ごとの金額は9、10ページ、それぞれ第1表のとおりであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

以上であります。よろしく願いいたします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 議案第6号、平成28年度一関地区広域行政組合一般会計予算について、補足説明を申し上げます。

初めに一般会計予算であります。13ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金につきましては、一関市及び平泉町からの分担金及び負担金であります。分担金及び負担金の合計について、構成市町ごとの額及び構成比は、一関市が17億2,830万1,000円で93.26%、平泉町が1億2,497万3,000円で6.74%であります。

14ページ、15ページをお開き願います。

2款1項衛生使用料は電柱敷地料等であり、総務使用料は、これまで整理科目としていたとこ

ろですが、収入の見込みがありませんので廃目としたところであります。

3 款 1 項国庫補助金は、各清掃センターにおける排ガス等の放射性物質濃度測定に対する補助金、3 款 2 項委託金は、原子力発電所事故由来の指定廃棄物の保管に伴う放射線量測定等に係る委託金であります。

16ページ、17ページをお開き願います。

4 款 2 項 1 目不動産売払収入は整理科目としており、組合が普通財産として管理しておりました狐禅寺字手負沢等の土地を、平成27年度に一関市へ売却した分が減となったものであります。

4 款 2 項 2 目物品売払収入は、これまで資源物や再生品の売払収入を計上していたところですが、平成28年度決算から国の統一的基準により財務書類を作成することとなりましたことから、より適切な収入科目であります諸収入に計上したことによる減であります。

6 款 1 項基金繰入金は、一関清掃センター及び大東清掃センターの補修工事のほか、ごみ処理施設整備基本構想等の策定、国の統一的基準により財務書類を作成するための固定資産台帳整備等の財源とするものであります。

これにより、平成28年度末の財政調整基金残高は1億2,159万円ほどとなる見込みであります。

18ページ、19ページをお開き願います。

8 款 2 項受託事業収入は牧草焼却受託収入であります。管内の放射性物質に汚染された牧草の焼却経費であります。牧草ペレット供給装置設置工事受託収入は、牧草を減容化等のためにペレット状にしてありますけれども、これを焼却炉に安定供給するための装置設置経費であり、国の予算措置が平成27年度から平成28年度へ変更となりましたことから、平成27年度予算を減額し、平成28年度予算に計上し直すものであります。

20ページ、21ページをお開き願います。

2 款 1 項 1 目総務管理費については、21ページの説明欄の下から6行目、固定資産台帳作成委託料とその下の公会計システム導入委託料は、国の統一的基準による財務書類作成に係る委託料であり、下から2行目の総合行政情報システム用機器購入費は、5年ごとに行う端末機号の更新であります。

24ページ、25ページをお開き願います。

3 款 1 項 1 目衛生総務費、説明欄の下から4行目、一般廃棄物処理施設整備基本構想策定委託料とその下の行の最終処分場整備基本構想策定委託料は、新施設整備に向けて施設の規模や処理方法等について、基本構想を策定するものであります。

26ページ、27ページをお開き願います。

3 項 1 目一関清掃センター費は、ごみ処理施設、リサイクルプラザ及び用水施設の管理並びにごみ収集運搬事業費等であり、ごみ処理施設にありましては、焼却炉の補修等を計画的に実施するものであります。

28ページ、29ページをお開き願います。

2 目大東清掃センター費は、ごみ焼却施設及びリサイクル施設の管理費、ごみ収集運搬事業費等であり、ごみ焼却施設にありましては焼却炉の補修等、リサイクル施設にありましては破碎物搬送コンベア整備等を計画的に実施するものであります。

30ページ、31ページをお開き願います。

5 目東山清掃センター費は、埋立て地下の部分の最終覆土工事、上部のり面及び最終覆土工事を実施する計画であります。

32ページ、33ページをお開き願います。

4 款公債費は、既存のごみ焼却施設及びし尿処理施設の整備並びに災害復旧費に係る地方債の償還金であります。

なお、平成28年度末の未償還元金につきましては、42ページに記載しておりますけれども、3億6,973万円ほどとなる見込みであります。

次に、議案第7号、平成28年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

45ページをお開き願います。

事業勘定でありますけれども、1 款保険料は、被保険者数の増により増額を見込んだところであります。

2 款1 項分担金、3 節介護保険料軽減強化費分担金は、構成市町の規約変更議決により軽減額割を定めたところでありますが、平成28年度分にありましては算出根拠となる軽減実績がないことから、経過措置により第1 号被保険者数割としたところであります。

分担金の構成市町ごとの額及び構成比は、一関市が20億3,150万1,000円で94.37%、平泉町が1億2,119万8,000円で5.63%であります。

49ページをお開き願います。

8 款1 項介護給付費準備基金繰入金は、介護保険料の年度間調整による取り崩しであります。

51ページをお開き願います。

次に歳出でありますけれども、1 款1 項1 目の総務管理費は、介護保険事務の全般的な経費であります。

説明欄の下から2 行目、パソコン等備品購入費は、5 年ごとに行う端末機等の更新であります。

53ページをお開き願います。

1 款3 項1 目認定調査費は、説明欄の一番上の介護認定審査会委員報酬につきましては、延べ248回の審査会を見込んだところであります。

54ページ、55ページをお開き願います。

2 款1 項介護サービス費につきましては、1 目介護サービス費は要介護1 から5 の方に対する給付分、2 目介護予防サービス費は要支援1 及び2 の方に対する給付分、3 目審査支払手数料は、国民健康保険団体連合会への介護報酬請求内容の審査及び介護サービス事業者への支払業務委託料であります。4 目高額介護等サービス費は、利用者負担が一定額を超えた場合に給付するものであります。5 目高額医療合算介護等サービス費は、介護保険と医療保険の自己負担の合計額が著しく高額となる場合に、負担を軽減するために給付するものであります。6 目特定入所者介護サービス費は、介護保険施設等の食費、居住費につきまして、所得に応じた負担額を超えた場合に給付する低所得者対策分であります。

4 款1 項介護予防事業費は、介護予防事業を構成市町へ委託し、通所型事業、介護予防教室を実施するものであります。

4 款2 項包括的支援等事業費は、介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援などを行うもので、説明欄2 行目、生活支援コーディネーター報酬につきましては、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を担うため、新たに設置するものであります。

56ページ、57ページをお開き願います。

説明欄の中ほどとなりますけれども、包括的支援事業委託料は、高齢者の生活状況の把握や介護に関する相談等を在宅介護支援センター20カ所に委託するものであり、その下の地域包括支援センター業務委託料は、地域包括支援センター5カ所分について委託するものであります。

任意事業構成市町委託料は、家族介護者支援事業、配食・給食サービス事業などを構成市町に委託し、実施するものであります。

次に、68ページ、69ページをお開き願います。

サービス勘定であります。

サービス勘定は、地域包括支援センターの予防給付に係るサービス事業費であり、介護予防ケアプラン作成等を行うものであります。

以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの説明の中で、誤って読んだところがあります。

53ページの1款3項1目認定審査費と読むべきところを認定調査費と読みましたので、審査費に訂正をお願いいたします。

議長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

12番、小野寺道雄君。

12 番（小野寺道雄君） それでは、私からは議案第6号の一般会計予算の説明書24ページ、3款1項1目衛生総務費の一般廃棄物処理施設整備基本構想策定委託料についてお伺いをいたします。

現在の一般廃棄物処理施設は稼働から35年が経過し、耐用年限の20年を大幅に超え、かなり老朽化が進んできているというふうに思っております。維持管理や安全面、環境面でも問題があると考えております。この行政組合として、施設の更新整備は喫緊の課題であり、一関が課題としている仮設焼却施設と切り離して整備に向けた予算化をしたことに対しては一定の評価をするものであります。

その上で、何点か質問いたします。

1点目は、一関市の市議会の一般質問に対して、平成31年、32年の2カ年で施設整備工事を行い、平成33年には新施設での稼働を開始したいと答弁されております。計画の実施に当たっては、基本構想から基本計画、実施計画等の整備計画の策定が必要であり、施設の稼働までかなりきつい、タイトなスケジュールのように思いますが、建設までの作業スケジュールはどのように想定しているか伺います。

2点目は、建設予定地を決める際は環境影響調査、アセスメント調査も必要になってくると思いますが、いつの時点で何年かけての実施を予定しているのか伺います。

3点目は、私は、新施設の建設候補地は、現在の施設が所在する行政区域以外のところで必要とする面積が確保できる場所、そして法的な規制、農振等の所定の手続が容易な場所、それから、住宅地から離れた幹線道路からのアクセス道路が確保され、搬入を効率よくできる場所、そして用地の造成コストがあまりかからないところで十分な説明がなされれば、地域の理解が得られるところを選定すべきと考えますが、今後、構想策定の予算執行に当たってどのように考え、建設候補地を含め地元との協議を進めようとしているのかお伺いします。

4点目は、最終処分場の整備基本構想の策定委託料も同様に予算化しておりますが、どのような位置関係、処理施設の隣接地なのか、ある程度距離を置くのか、どのように想定しているのか、委託経費を実施するのか、その辺をお伺いします。

5点目は、エネルギー回収型の施設整備としていますが、一関市が目指している一般廃棄物やバイオマス等をエネルギー源とした資源・エネルギー循環型まちづくりとの関係について、施設の整備に当たっての建設時期等の整合はどのように図る考えなのか伺います。

6点目は、一関市の資源・エネルギー循環型まちづくり事業との事業費の負担区分の調整が必要になってくると思われますが、組合としてどのように整備する考え方なのかについて伺います。

7点目は、この件に関して構成団体である平泉町との協議はどの程度進んでいるのか伺います。
以上でございます。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 小野寺議員の質問にお答えをいたします。

まず、新たな廃棄物処理施設の建設に向けた進め方でありますけれども、一般廃棄物処理施設整備基本構想の策定作業は、新施設の建設に係る地元への説明と並行して進めてまいりたいと考えております。

地元の皆様のご理解をいただき、地権者の同意が得られた時点から、環境アセスメントと測量、地質調査、基本設計を並行して進め、その後、造成工事、建設工事と進めていくことになるかなと、そのように想定しておりますが、他の自治体を視察した例によりますと、環境アセスメントの着手から施設の完成まで5年から6年程度の期間を要するものと想定しております。

予算に計上いたしました一般廃棄物処理施設整備基本構想については、現在、新施設の建設場所は決定しておりませんが、施設の規模や処理方式等についてあらかじめ検討を進める必要がある、このことからこれを策定するものであります。

環境アセスメントの調査期間につきましては、1年半から2年程度と考えているところであります。

次に、狐禅寺地区の住民の皆様との協議の進め方についてであります。現在、真滝2区から真滝6区の住民の皆様には仮設焼却施設、新焼却施設、新最終処分場の建設に関し施設の安全性などについてご理解をいただけるよう、狐禅寺地区生活環境対策協議会との意見交換を行っているところであります。

新たな廃棄物処理施設の建設場所については、今後、基本構想の策定を通じ適地を選定してまいりたいと思っておりますけれども、新施設は、組合管内全域の可燃性一般廃棄物を処理の対象とすることから、各地域からの交通アクセス等についても検討しなければならないと考えているところであります。

次に、新最終処分場の建設でありますけれども、これまで狐禅寺地区の住民の皆様への説明会においては、新最終処分場は新焼却施設と距離的に近い場所が望ましいとの考えを説明しているところであります。これは、焼却施設内で処理したあとに排出する焼却灰や不燃残渣となる陶器、ガラス類などの運搬が容易であること、また、最終処分場の監視についても人が日常的に巡視、点検することが容易になることで、機器による24時間体制の施設監視とあわせ管理体制の強化につながるものと考えているところであります。

建設場所については、地形上の望ましい条件等も含め、今後、基本構想の策定を通じ地元の皆さんと協議しながら、適地を選定してご理解をいただいてまいりたいと考えております。

次に、一関市の資源・エネルギー循環型まちづくりとの関係についてでありますけれども、平成27年11月に狐禅寺地区生活環境対策協議会の会長、副会長、幹事の皆様との懇談会では、一関市が策定した「資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン」及び「エネルギー回収型廃棄物処

理施設の余熱等の活用イメージ」について説明いたしました。

このビジョンでは、エネルギーの有効活用のため廃棄物の燃焼による発電、熱、蒸気の利用について、具体的な方法を定め速やかに実施するとしており、組合にありましてもこのビジョンに呼応し、エネルギー回収型廃棄物処理施設の建設を検討し整合性を図ってまいりたいと考えております。

また、施設建設の財源となる国の循環型社会形成推進交付金でありますけれども、エネルギー効率が高い先進的な施設の整備に対する交付率、これが高いことから、エネルギー回収型廃棄物処理施設の処理方法等において、エネルギーの有効活用を図るよう検討してまいりたいと考えております。

次に、一関市と組合との一般廃棄物処理施設整備を含む事業費の負担区分についてであります。一関市の地域づくり基盤整備事業のうち、エネルギー回収型廃棄物処理施設とその余熱等の活用施設の整備事業費は、185億円ほどと試算しているものであります。このうち、組合が負担する事業費は、エネルギー回収型廃棄物処理施設、最終処分場、し尿処理施設及びリサイクルプラザの整備並びに清掃センター施設解体に係る事業費と合わせて163億円ほどになると試算しております。この額は他の自治体における同規模の施設の建設費等をもとに、東日本大震災の復旧復興事業の影響により建設費が割り増しになっていること等を勘案して試算しているところであります。

組合と一関市との事業の実施区分については、エネルギー回収型廃棄物処理施設等の建設は組合で、道路整備事業等は22億円ほどと見込んでおりますけれども、一関市で実施する方向で調整したいと考えているところであります。

また、構成市町との協議については、これまで一関市及び平泉町と事務レベルで情報共有と調整を行いながら事前協議を重ねた上で、管理者、副管理者会議において決定いただいているところであり、構成市町の事業負担については、当組合規約で定めている割合、人口割により負担いただくことになると考えているところであります。

以上であります。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12 番（小野寺道雄君） 建設までの作業スケジュールなのですが、今の答弁をお聞きしても、かなり厳しいのかなというふうに理解するのでありますけれども、いずれ環境アセスメント調査から稼働まで5、6年ぐらひはかかると、先進事例、そうすると、もう既に環境アセスをいつやるかによってその5年先というふうな組み立てになるのかなというふうな思いをするところでございますし、今、答弁ありました国の循環型社会形成推進交付金制度を活用してこの施設を整備するということになりますと、基本構想、基本計画のほかに、循環型社会形成推進地域計画というものの作成が必要となってくるわけでございますけれども、そういった地域計画の策定の時期はいつごろを想定しているのか、また、市の、一問一答方式ですね。循環型まちづくりのアクションプランとの関係で地域計画は……。

議長（武田ユキ子君） 一問一答方式を選択しているのでございますので。

金野事務局長。

事務局長（事務局長君） 議員ご指摘のとおり、一般質問でもさまざま質問等いただいているところでありますけれども、スケジュール的には厳しいという認識は持っております。

環境アセスメントについては、やっぱり省略はできないというふうに思っておりますけれども、

その上での地域計画というご質問でございましたけれども、まずは整備基本構想を策定した上で次に進んでいくという考え方で現時点では考えております。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12 番（小野寺道雄君） それで、地域計画の策定なのですけれども、一関市では循環型まちづくりのアクションプランを平成28年度で予算化しているわけですし、行政組合では基本構想の策定を予算化していると、そういった中で事業主体は行政組合になるのか、セットの事業になっているわけですけれども、両方で地域計画を立てるような組み立てなのか、その辺の関係はどのように考えているのかお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 具体的に到達点が見えないような状態でありましてけれども、先ほど申し上げましたとおり、基本構想の策定を進めながら次の段階の計画の策定期間等を決めていきたいという考えでありますので、現時点でいつとは考えていないところであります。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12 番（小野寺道雄君） それから、今回の市のまちづくりビジョンとの関係で、総体では185億円のうち組合で負担する分が165億円というふうなお話があったわけですが、その差額が20億円程度の差しかないわけですけれども、その差額の事業費で地域振興施設を整備しようとしているのかどうか、その辺を確認しておきたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） これについては、まだ場所も特定していない段階で精査はできないということで、あくまでも概算ということで計上しているわけですけれども、この差額の22億円については道路整備というふうに考えております。

以上であります。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12 番（小野寺道雄君） 最近というか、去年稼働した岩手中部行政組合の一般廃棄物処理施設のスケジュールを見ますと、あそこでは施設整備工事費が3カ年の事業で規模も多少違うのかなと思いつつながら、それくらいのスケジュールで整備されているわけですけれども、そうすると今の段階では、33年度稼働というのは、あくまでも希望的というか目標であって、必ずしも実施の年度とはとらえられていないというふうに理解してよろしいですか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 今、岩手中部で3カ年、整備にかかったと。造成も含んでのことかなとは思いますが、いわゆるこのプラント整備については、環境省では各このメーカーでも仮設焼却施設の建設、あるいは他の施設の建設が全国で行われておりまして、作業の習熟度といいますか、そういう組み立てとかそういったものが大分慣れてきて早くなっているということで、その点では施設そのものの工期については短縮できるような指導もお話としては承っております。現時点では平成33年度の稼働に向けて努力してまいるというところであります。

以上であります。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12 番（小野寺道雄君） 最後にしますけれども、組合負担が165億円というふうな事業費を現在想定しているということでございますが、当然平泉町の負担も出てくるわけですけれども、この件に関して平泉町民への説明を組合として行う考えを持っているのかどうか確認しておきたいと思

います。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 今は一つの財政計画というか、見通しとしてこういう数字を示したわけですが、やっぱり確定というか、金額がある程度精査できる段階を見据えて、当然やっていかなければならないかなと、そのように考えておりました。

議長（武田ユキ子君） 小野寺道雄君の質疑を終わります。

5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 私は3点聞きます。すべて24ページ、3款1項1目にかかわる問題です。

第1点目は、狐禅寺地区生活環境対策協議会との懇談会出席謝礼、それから一般廃棄物最終処分場地区協議会との懇談会出席謝礼と大東並びに東山清掃センター公害防止協定対策協議会委員謝礼、この別々に計上されているわけでありましてけれども、違いがあるのかどうか端的にお答えをいただきたいと思います。

次は、大東・東山清掃センター施設周辺住民健康調査委託料637万2,000円の計上があるわけですが、一関並びに舞川清掃センター周辺住民の分の予算計上がない、計上しなかった理由、これも端的に紹介をいただきたいと思います。

3つ目は、今、小野寺議員のほうからあった件と重複しますので、通告は重複しますが、重複はできるだけ避けて何点かお聞きします。

1つは、今の質問の中で耐用年数20年という表現があったのだけれども、この種のプラント、可燃物焼却施設に限定して、法定耐用年数というのは何年だったでしょうか。

2つ目、2市町の正副管理者会議で決定をしたという答弁があるわけですが、一体いつの正副管理者会議のことを指して言っているのか答弁をいただきたい。

3つ目、前者も発言したように、スケジュール的には無理かなと思うようなスケジュールであります。どうしても平成33年度稼働ということ、めどだとか何とかと私の一般質問についても答弁してあるわけだけれども、平成33年度というものが多少ずれたにしても、それが平成38年とか平成39年ではないはずなので、そういう限りで言えば、今のようない地元の関係を見た場合に、これらのアセスも含めて、これらのスケジュールでやっていくといえ、見切り発車、アセスについては見切り発車をするというふうなことでもしない限りは土台無理なスケジュールだろうと思うのですが、見切り発車もありなののでしょうか。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） お答えをいたします。

会議、懇談会の出席謝礼についてでありますけれども、大東清掃センター公害防止対策協議会委員謝礼と東山清掃センター公害防止協定委員会委員謝礼については、組合規定により、それぞれの会議を開催した際に出席した委員に対して支払う謝礼であります。

また、狐禅寺地区生活環境対策協議会との懇談会出席謝礼と一般廃棄物最終処分場地区協議会との懇談会出席謝礼についても、それぞれの協議会が、狐禅寺地区の生活環境保全に関する協定書や一般廃棄物最終処分場地区協議会規約に基づいて、組合と懇談や協議を行ってきていることから、大東清掃センター公害防止対策協議会及び東山清掃センター公害防止協定委員会における委員の会議出席謝礼と同様に、平成28年度から懇談会出席者に対して支払う謝礼であります。

次に、健康調査委託料の内容についてでありますけれども、健康調査は、大東清掃センター及

び東山清掃センターにおいてダイオキシン類の影響が問題になった際、周辺住民と取り交わした公害防止協定を受けて実施することとなったものであります。現在は、放射性物質に汚染された牧草の焼却処分を行っておりますことから、健康不安の解消等を目的にこれもあわせて実施しているものであります。

その内容は、血圧や尿などの基礎検診、赤血球や白血球などの血液学的検査、胸部X線撮影などの各種検査と保健師による事後指導会となっております。

一関清掃センターについては、施設稼働以来、排ガス中のダイオキシン類が国が示す基準値以下となっておりますことから、これまで健康調査は実施していないところであり、また、放射性物質に汚染された牧草等の焼却は行っていないことから、健康調査は実施していないところでもありますけれども、今後とも地元協議会の要望をお伺いしながら対応してまいりたいと考えているところでもあります。

次に、法定耐用年数についてご質問ございました。ちょっと手元に資料がないので、調べさせていただきますので、少々お時間、お願いいたします。

それから正副管理者会議の件ですけれども、私も手元に手帳がないのですけれども、2月の半ばに開催をしております。その前に平泉町には事前に調整、説明と申しますかをやっているところであります。

それから、環境アセスメントについて見切り発車でやるかというようなお尋ねもありましたけれども、現時点ではそのような考えはないところであります。

以上であります。

議 長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） 法定耐用年数のご質問でございましたけれども、焼却施設の法定耐用年数ということについては、定まったものはございません。ただし、これは環境省の調査ということで以前にやったものによりますと、大体20年から25年稼働というものが多いというふうな調査も多分、統計的なことだと思いますが、そういったことは出てはおります。

以上でございます。

議 長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） それでは順次質問してまいります。

1番目の謝礼だとか何かの関係なのですけれども、そうすると両方とも公務であるという理解でよろしいのですか、いやそうではないということなのですか。

議 長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） そのように認識しております。

議 長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 私も大東の協定委員、何期かやらせていただいた経過あるのですが、あの場合は準公務みたいなものですね、実態としては。ただ、一関清掃センターなり舞川清掃センターに関していえば、協定書が、私、協定書そのものを見たことはないのだけれども、協定書に基づく協議会というところがどうもあいまいだというふうな理解しかしていないのです。したがって、大東、東山清掃センターが準公務というふうな理解をした場合に、準々公務ぐらいなのかしらと思っているのですが、どうですか。

議 長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 組織についてでありますけれども、狐禅寺地区の生活環境対策協議会は、

同協議会の規約により、一関清掃センター周辺の真滝2区から真滝6区までの住民によって組織されているところであります。舞川清掃センターに係る一般廃棄物最終処分場地区協議会は、同協議会の規約により、舞川7区から舞川9区までの行政区長及び各区3人の委員をもって組織されているところであります。大東清掃センターについては、公害防止対策協議会は公害防止協定により明確に設置が規定されておりますし、それを受けた形で組合規定で委員について定めているところであります。東山清掃センター公害防止協定委員会、これについても公害防止協定により設置されておまして、これについては、組合の設置要綱により委員について定めているところであります。

これらと比べますと、狐禅寺地区生活環境対策協議会の協定の中身は、そういう協定委員会を置くということは明確には文言としては載っておりませんが、管理者が、組合が協議をすると、必要に応じて、あるいは定期にというような規定がございますので、管理者が招集した場合にはやはり報酬というか、謝礼については支払うべきだというふうに理解しておりますので、それが準公務なのか準々なのかというあたり、線引きはちょっと今のところ明確にはとらえておりませんが、謝礼ということで扱っている、同じ同列に扱うものであります。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 最後の答弁は、これは事務局長のお気持ちだろうと思いますから、その限りで聞いておきます。明らかに性質は違うというふうに思います。

先ほどの一般質問の中で岩渕議員のほうから、それぞれの組織に対して、大東清掃センターのように構成員に議員も入れるべきではないかという提起がありました。私は以前からこの提起をいろいろなテーブルで話をさせていただいて、これについては答弁を求めませんが、やっぱり真剣に検討すべきだと思いますよ、真剣に。何となれば、午前中からの議論の中でも既に尽くされていると思うのですけれども、反対をなさっている住民の人たちの思い、なぜ反対するのか、現状はどうなっているか、それはほとんど相当わかっているわけです、はっきりしているわけです、そのことは。しかし、対策協議会という各行政区から3人ずつ出て15人で構成している、このところが本当にあの地域の住民意思を集約しているのかどうか全く判断できないのです、議会は。何となれば、議会からだれもいっていないからですよ。当局経由の情報しかないのですよ。だから、議会サイドでもこのところは努力して直接情報を取るべきだと、この対策協議会と接触すべきだということでこの間提起もしてきたし、昨年12月19日と記憶しているのですが、9日だったでしょうか、そういうことをやるということになっていたのだけれども、いまだに実施していない。したがって、この予算審議がわからない中でやらざるを得ないと、こういう状況なのです。そういう意味からも、これからでも時期が多少ずれても、やはり提起のあった構成員に議員を入れるということで、構成しているところに当局からも提起をしていくという努力をしてほしいものだなというふうに思います。これは答弁求めません。

大きい2つ目に移ります。

舞川なり一関清掃センター周辺住民の健康調査委託料を計上しない理由が、放射性物質に汚染されたものを処理していないからだ、それはおかしいですね、これは。

大東清掃センターに関して言えば、放射性物質の関係を扱う前から健康診断をしています。それは先ほど来言っているように、ダイオキシンがとんでもない数値でとても迷惑をかけた、それをその地域にまたつくらせていただいたのだから当然のことではあるのですけれどもやると。しかし、一関清掃センターについては、バグフィルターも設置しない中で、当初汚染された草だと

か何かを焼却していますね。それでとんでもないベクレルのものが出たわけですから、万単位。そういうふうな経過を地元の人たちは知っているわけですね。環境省のホームページにもきちんと載っているし、知っているわけです。そういう状況の中で、この健康診断の予算を計上しない、それで理解してくださいと言っているわけです。土台無理ではないでしょうか。いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 健康調査については、これまでの説明会、あるいは懇談会でもやる方向で説明してまいりました。具体的なところを今後、それぞれの協議会とお話をしながら進めていきたいというところであります。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） その答えであるならば了解します。できるだけ早く、やはりご理解をいただくというのは、言葉だけではなくて、そういうものの一つ一つの積み重ねが説得力を持ってくるわけですから、できるだけ早く、補正予算を組んででも実施すべきだというふうに思いますから、努力をいただきたい。

この関係で、さらに踏み込んで健康問題でお聞きしたいのは、何でも何でも濃度規制ではだめなのだと、総量規制すべきではないかと、こういうことについてきょうの議会でも引き続き説明がされていない、変な言い方だけれども。いいですか、濃度規制でクリアしているという答弁をしております、しかし、岡田議員を中心にしてこの間主張してきたのは、それではだめではないかと、総量規制、環境負荷という表現をしていますけれども、こういうものに対して噛み合った議論をしていないですね。なぜ濃度規制だけでこと足りなのかという説明がされていない。健康診断もしていないし、ということなのです。この部分の、先ほど私のかなりしつこい一般質問の中で管理者は、今年1年かけてとにかく合意いただけるように努力するという発言がありました。だとするならば、噛み合った議論、すぐ賛成いただけなくても噛み合った議論をしなければだめだと、その一つが今話したことだと思うのです。いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 今ご提案のありました濃度規制、これらについても今の時点で具体的ところは検討しておりませんでした、正直に申し上げまして。今後勉強しながら研究、検討してまいりたいと思っております。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） これについても了解しました。

次は同じ健康問題で、福島県内で18歳未満の児童生徒の大規模な調査をされていますね。私の記憶が間違いなければ30万人規模、30万人を超える規模でこの間、調査をされて、そのデータに基づいて、特にこれの関係で所見を述べているのは県立福島医大ですね。甲状腺がんの検査で陽性が通常の50倍から80倍になっているという分析がされたのに対して反論する形で福島医大は、これは調査を要するに全部調査したから、調査サンプルが多いからこういう件数が出てきたのだとか、それから甲状腺がんが福島原発事故に伴うものかどうか、それについては立証できないとか、そうであると限定するだけの資料がないとか、いろいろ言っているのです。

私はいろいろなテーブルで、これもこの議会含めて言ってきたはずなのですが、やはり健康問題で特に心配なのが女性と子供たちなのです。これは狐禅寺の人たちも同じ気持ちだと思います。そういう人たちに対して、尿検査でこと足りなのだという答弁をされてきたのです。こ

この組合はそこまで踏み込んだかどうか分からないけれども、市議会なんかではそうだと。しかし、それではわからないのです、甲状腺がんは。この部分についてもやはり検討されたらどうですか。

例えば、出席いただいている青木町長のもとで、平泉については甲状腺がんも検査に入っているわけでしょう。やっぱりそういうふうな具体的な踏み込みがないと、健康問題その他で説得力がないのですから、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） この放射能の影響について、私も去年、東京大学の先生が地元で2回来て講演をされました。その方は福島事故発災以来ずっと入ってやっているということで、そういう部分については認識をしておりますけれども、そういう甲状腺がん、こういったあたりについては、まだ十分私自身が認識が足りませんので、そこらあたりも含めて研究、検討してまいりたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） もう一度繰り返しますけれども、悉皆調査というのはですか、対象する人たち全員を対象にしてやったわけでしょう、2回やったでしょう、福島で。30万人以上の規模です。その一つの分析、そのデータに基づく分析を岡山大の先生だったか、全国のそういう専門の人たちが何人か手がけて既にコメントを出しているのですね、インターネットその他で。明らかに疫学的には爆発との因果関係ははっきりしているのではないかと。ただ、バックデータがない。なぜならば原発は絶対安全だといってそのバックデータをきちんと取るという体制になっていなかったから、逆に今度はそれを理由にして検証できない、されていないと、こういう言い方しているのです。ただ、一般の住民の人たちから見るとはっきりしているわけですが、一般常識として。

それと、福島医大だとか、あるいは福島県当局が言っているようなことを引き続きこの組合が対住民との関係で言っていたなら、これは協調にならないのです。原発事故は関係2市町、あるいはこの組合の責任ではありませんから、被害者ですから、逆に。そのこのところを割り切って、必要な部分、必要な調査、必要なことはすべて最大限努力しますと、こういう姿勢で臨むのと従来からの姿勢で臨むのとでは受け取る住民は全く違うのです。私はその部分も真剣な取り組みを引き続きお願いをしたいというふうに思います。

最後の3つ目ですけれども、見切り発車は今考えていないと、こういうことであります。見切り発車を考えていなかったら無理ではないでしょうか。いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 具体的にいつからというものは、環境アセスメントですね、先ほども申し上げましたとおり、地元の合意が得られたとか場所がある程度特定された段階ということになりますので、それ以前に環境アセスメントということは入れないだろうなということでお答えしたつもりであります。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 一番最後の答弁は大切な視点だと思います、そのことは、それは。しかし、スケジュールを、先ほど小野寺議員が改めて指摘したことを聞いていて改めて思ったのは、これは無理だなということです、俗な言い方をさせてもらえれば無理だろうと。平成33年度をめどに、あるいは平成33年度という形でやった場合には土台無理でしょう。一番制約される環境アセス、この関係が通常形で発注をし、いただくということになれば土台無理でありましょう。明日か

らすぐ入るなら別ですけれどもね、土台無理なのでありましょう。しかし、そのところを大切にしていきたいというその視点は私は大切だと思います。

実は少し余談になるのですが、10日ぐらい前ですか、2週間ぐらい前ですか、後で私お聞きしたのですが、大東清掃センターを改築するに当たって、自治体でいえば寺崎前という地区の了解が得られなかったのですね。でも、まさにそういう意味では見切り発車せざるを得なかったのです、事情が事情ですから。しかし、そこに対しても、地元の議員を中心にしてこの間、何とか経過としてはそういうものもあるのだけれども、同じように地元なのだからということで理解をいただくという、同意いただく努力がずっとされてきていて、大東清掃センターの人たちも、それから公害防止協定委員の人たちも出席して、改めてこの寺崎前に対する説明だとかご理解をいただく努力をしているということを聞きました。貴重な取り組みだと思います。

どうも一関清掃センターについていえば、そういう大東なり東磐井がこの間やってきた努力、そういうものがほとんどないかと、これは当局もだし議会側も。そういう汗をかいていない。したがって、今日のような事態に陥っても不思議はない。そこまで言っても言い過ぎではないと思いますよ、私は。やっぱりもっともっと真剣な努力を、せっかく先進事例があるのだから、組合管内に。教訓にして住民合意をいただくという努力についても、少しそういう実践に学んでいたということが必要でないかと、こういう思いがしてなりません。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 菊地善孝君の質疑を終わります。

10番、金野盛志君。

10 番（金野盛志君） 第6号の2点について伺います。

まず、24ページの前者がお話しになった大東清掃センターの周辺の健康調査、これについてはつい先日、今お話のあったように、寺崎前の自治会の中でその稼働状況の説明会を行いました。その際に、ペレットがこの冬から焼却開始になると、健康調査というのはいつまでやってくれるのですかと、ペレットが2年で焼却終わればそれで終わりだということでは困りますよという話がありましたので、やっぱりこの辺は大事なことです、はっきり何年間とは言えないまでも、当面は継続するとか、そういうことが1点目として伺いたい。

そして、その際にその健康調査、そういうことをいうのは、もう一つは水銀の問題で、水銀が焼却場で処理されていると、蛍光管とかいろいろなところに水銀が使われて、その水銀の問題について健康調査の中に加えてもらえないかという話がありましたので、この点についても答弁をお願いしたいと思います。

それから、もう1つは27ページの一関清掃センターの修繕費、施設等修繕料、今までいろいろな話がありましたけれども、もういわゆる耐用年数というのは過ぎている状況なわけですね。こうした中において、やはり新しい施設ができるまでの間は稼働させなければならない、この1,453万5,000円というお金については専門家とかそういうところの調査を行った上で計上しているのか、この根拠についてお伺いをしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 金野盛志議員の質問にお答えいたします。

大東清掃センターにおける健康調査、あるいは各種測定調査についてであります。私も先般の寺崎前地区の稼働説明会には出席をいたしまして、直接お話を伺ったところであります。新施設が稼働し大東清掃センターでの焼却処理が終了となった場合、その後の各種調査の取り扱いにつ

いて、排ガス測定のように測定する対象物がなくなることによって必然的に測定が不要となる、測定ができなくなるものもありますけれども、焼却終了までにまだ一定の期間がありますことから、健康調査も含めて、今後周辺住民の皆様のご意見やご要望をお伺いし、公害防止対策協議会、ここに具体的な考えなどをお諮りしながら対応方針を検討してまいりたいという現在の考えであります。

また、水銀については、今のところは測定のガイドラインに入っていないというか、測定をしていないところでもありますけれども、東京都においてはこれについて測定している例があるということを経営的に調査して把握しておりましたので、測定する方向で検討している段階であります。

次に、一関清掃センターの施設補修等工事費であります。修繕料及び補修工事費について、平成27年度は焼却炉及び排ガス設備の定期補修工事のほか、ごみクレーン整備工事、処理水噴霧ポンプ更新工事などを行い、その費用は約1億4,646万円となっているところであります。平成28年度の修繕料及び補修工事費については、1億7,474万円を計上しているところであり、その内訳でありますけれども、毎年実施している焼却炉及び排ガス設備の定期補修工事1億2,650万円のほか、焼却プラント制御装置の更新工事3,369万円及び施設整備の緊急修繕に対応する部分として500万円を見込んでいます。

現在の焼却施設は稼働から35年が経過し、施設の老朽化が進んでおりますが、新施設が稼働するまでは日常点検による各機器の保守のほか、確実に定期補修工事を実施することにより施設の性能を維持するように努めてまいります。

精密検査についてであります。安定した稼働確保をするために整備計画を定めて行っておりますけれども、平成28年度については一関清掃センターの精密機能検査を行うこととしておりますので、検査結果をもとに整備計画を見直すなど必要な補修計画を計画的に実施してまいります。

大東清掃センターの精密機能検査については大東清掃センター所長のほうから答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10 番（金野盛志君） 今、答弁があった1点目の健康調査、あるいは水銀のことについては、大東の公害防止対策協議会、そういうところで話をしていくと思うのですが、やっぱりこの前、質問を受けて、そのときに明確な答えが出せなかった点だと私は思いますので、至急安心していただくためにも、公害防止対策協議会を開いて、こういう方針でいきますよということを伝えなければならないと思うのですけれども、これはその時期というのはいつごろと考えていますか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 時期であります。定期の協議会は7月を予定しております。毎年。それに間に合うように内部協議等をしてまいりたいと、そのように思っております。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10 番（金野盛志君） 定期ではなくて、せっかくそういう質問が出て、協力いただいている地域に対しての誠意ということになれば、その前に私はそういうことを伝えなければならないのではないかなと思うのです。ぜひ前倒しといたらいいか、早めにそういう健康調査については、今言ったような答弁を伝えなければならないと思いますので、よろしくお願いします。

それから、2点目の一関清掃センターの、私はここで万が一、一関清掃センターが焼却がとまるという事態になったら、それを受けてもらえるというところがないのです。大東でもそれは

容量的に無理ですので、私は決してそんなことは考えてはいないでしょうけれども、やっぱりしっかりと新しいものができるまでの間、しっかりと対応できるような、そういう点検、精密検査といますか、それを早めにやって、やっぱり必要なところにはそれ相応のお金をかけるべき必要があると思うのですけれども、そのスケジュールについてセンターの所長、お願いいたします。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 先ほど事務局長から答弁をさせましたが、平成28年度は精密機能検査をやることになってございます。やはり今後とも新しい施設ができるまでは稼働を確保していかなければいけないものですから、なるべく精密機能検査を早めに実施しまして、今後、支障にならないような形で必要な予算等を計上しながら対応してまいりたいと。

議長（武田ユキ子君） 金野盛志君の質疑を終わります。

4番、岩渕優君。

4番（岩渕優君） 私のほうからは、議案第7号、予算説明書の55ページ、4款2項1目の認知症地域支援推進員報酬について、まず質問いたします。

これは、この推進員の業務内容について、まずはお伺いします。

それから2つ目は、同じく第7号、議案説明書の55ページ、同じく4款2項1目の生活支援コーディネーター報酬、このコーディネーターの業務内容についてお伺いします。

以上、2点についてお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 岩渕優議員にお答えをいたします。

まず、認知症地域支援推進員についてであります。全国において少子高齢化が今後さらに進むと予想される中、組合管内における65歳以上の高齢者人口、ピークとなる平成32年には、平成27年末と比較して1,256人増の4万4,546人となり、また、後期高齢者はピークとなる平成42年には平成27年末と比較して1,353人増の2万6,002人となる見込みであります。これは他の地域と同様に高齢化が進む傾向にあります。特に、介護の必要が高くなる75歳以上の高齢者人口が増加しているところであります。

このような状況を踏まえ、認知症高齢者に対する取り組みについては、これまでも地域支援事業における介護予防事業として行ってきたところでありますが、当組合管内の要介護認定者の認知症高齢者、これが平成24年度が4,300人、平成25年度が4,600人、平成26年度が4,900人と増加しており、要介護認定者に占める割合はおおよそ5割となっている状況であります。

このことから、今後とも重点的にこの認知症対策に取り組まなければならないととらえているところであります。

第6期介護保険事業計画では、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる平成37年度を見据え、中長期的な視野に立った施策の展開を図るため、介護が必要になっても尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる、このことを基本理念として、高齢者が要介護状態や認知症となっても、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護、医療、生活支援、介護予防等を充実させ、地域全体で高齢者を支え、切れ目なくサービスを提供できる地域包括ケアシステムの仕組みづくりを目指すこととしております。

認知症地域支援推進員は、この地域包括ケアシステムの仕組みの一つとして新たに配置しようとするものであり、その役割としては、認知症の方々の状態に応じた適切なサービスが提供されるよう地域の医療機関、介護サービス事業者や社会福祉協議会などの地域の支援機関との連携支

援などを担うものであります。

その具体的な業務としては、認知症の方やその家族を支援する相談業務、認知症の方や家族を支える地域の人材などの情報提供、情報収集、在宅介護サービス事業者などに対する認知症研修の実施、認知症の相談などについて業務委託している管内20カ所の在宅介護支援センターなどとの連携、認知症の方を介護する家族会等のネットワークづくりを目的とした交流会の実施などがあります。

また、平成28年度の認知症地域支援推進員の配置については、直営の西部並びに東部地域包括支援センターに各1人、委託でありますけれども、地域包括支援センターには高齢者相談センターさくらまちに1人、合わせて3人を配置してまいります。

次に、生活支援コーディネーターについてでありますけれども、全国的に介護の必要が高くなる75歳以上の後期高齢者人口は、平成37年度まで増加を続ける一方で、15歳から64歳までの生産年齢人口は減少すると見込まれております。また、高齢者世帯の増加とともに施設介護、在宅介護のニーズも増加する中、これを支える介護事業の専門職は、要介護者の増加に対応するまでの増員が見通せない状況にあり、今後、中度から重度の要介護者に対する支援、介護に重点を置いた対応に移行せざるを得ない状況にあるとされております。

このような状況を踏まえ、国では、要支援に相当する比較的軽度の高齢者に対する支援方法を地域づくりの中での取り組みとすることを目指し、地域の方々が主体となった多様な生活支援により高齢者を支える仕組みづくりを進めるため、地域支援事業の中の包括的支援事業として地域の方々との接点となる生活支援コーディネーターを市町村に配置することとされたものであります。

当組合における65歳以上の高齢者人口は、先ほど申し上げましたように、ピークとなる平成32年には平成27年末と比較し1,246人増、4万4,546人となります。また、生産年齢人口にありましては平成32年には平成27年と比較し7,895人減の6万2,525人となり、同じく平成42年には1万8,127人減の5万2,293人と見込まれております。

組合といたしましても、平成28年度に生活支援コーディネーターを新たに配置し、高齢者が自立した生活が維持できるよう住民の支え合いによる地域づくりを行うなど、自治会などと連携して地域の多様なニーズにこたえられる新たなサービスの提供に向けた取り組みを進めていくこととしております。

生活支援コーディネーターの役割としては、地域づくりの中核となる自治会などの協力をいただきながら、地域で必要とされる生活支援サービスのニーズを地域で検討していただき、そのニーズに対応する取り組みを高齢者の方が利用可能なサービスとして調整を図ることであり、具体的な業務としては、地域づくりの中核となる団体等への事業説明と協力依頼、高齢者に対する見守り、家事支援、居場所づくりなどの取り組みの現状把握、必要なサービスと提供が不足しているサービスの状況調査とその把握、今後サービスを提供するために必要とされるボランティアなどの担い手の発掘、サービスの提供にかかわる団体の支援及びネットワーク化などであります。

なお、平成28年度については、一関市には市役所の長寿社会課に2人配置し、西地区、東地区それぞれの担当とし、平泉町には平泉町保健センターに1人配置し、町内を担当することとし、地域における取り組みの進捗状況に応じて職員の増員や担当地域の変更などを検討していくこととしております。

以上であります。

議長（武田ユキ子君） 4番、岩渕優君。

4番（岩渕優君） それでは、生活支援コーディネーターのことでお聞きしますが、非常に今、事務局長のお話を聞きますと、地域のことをある程度熟知した方といいますか、よく知っている人、それからさまざまなものを含めて、そういう方が非常に適当であろうと思うのですが、どういう方々をこの5名ということで想定をされているのかお伺いをしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 具体的なところは、今、介護保健課のほうで調整というか、人選等に向けて進めているところでありますが、福祉の経験者なり看護師、あるいは保健師のOB、そういう専門的な、ある程度知識を持った方を想定しているところであります。

議長（武田ユキ子君） 4番、岩渕優君。

4番（岩渕優君） 別に予算の概要のほうをちょっと見ますと、今2つの推進員、それからコーディネーターのところは、目的は地域包括支援センターの人的体制強化というのが目的の中にこの2つが含まれていると私は見ました。そういう意味で、現在ある直営なり委託の地域包括支援センターとの調整、話し合い、いかにしたらこの推進員とコーディネーターが来年度以降、有効に仕事ができる住民の皆さんへの行政サービスが向上されたか、するかと、そういうところが非常に大事だと思いますが、地域包括支援センターとの話し合い、合意といいますか、その辺の調整についてはどのようなスケジュールになっているのかお伺いをしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） この件については、昨年度からある程度の情報共有と考え方をそろえるという取り組みはやってまいりました。でありますので、具体的な業務、あるいは連携については直ちに人が決まり次第やっていくという考えであります。

議長（武田ユキ子君） 4番、岩渕優君。

4番（岩渕優君） 4月以降という言い方がいいのでしょうか、5月以降となるのでしょうか、その人選がいつ決まるかわからないのですけれども、この業務についてはいつからスタートする計画になっているのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 4月早々からやりたいと思っております。

議長（武田ユキ子君） 岩渕優君の質問を終わります。

質疑を終わります。

討論の通告がありますので、これより討論を行います。

議案第6号に反対者の発言を許します。

5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 日本共産党一関市議団の菊地善孝でございます。

議案第6号、平成28年度一関地区広域行政組合一般会計予算に反対する立場から討論に参加をします。

全体として本会計で行おうとしている事務は、相当努力していると判断はするものでありますけれども、一関清掃センター建てかえに係る事態は深刻であり、実現可能な着実な業務執行が求められているはずであります。

同施設は築後35年を迎え、能力の50%まで処理量が低下している現状からも一刻の猶予もできない状況だと認識するものであります。にもかかわらず、基本的な姿勢に変化はなく憂慮するも

のであります。

一関清掃センター周辺住民健康調査委託料が未計上であることは理解できません。大東、東山清掃センター周辺住民については637万2,000円計上されています。

大東清掃センターは放射能汚染物処理以前から健康調査を実施しています。当然です。同センターは、活性炭を噴霧し、これで一回捕捉をし、それを二重のバグフィルターで対策を講じているものであります。国の基準のダイオキシンについて言えば、100倍厳しい規制値をクリアしているものであります。

一方、一関清掃センターは、バグフィルターは設置できない構造のため、さまざまな心配がなされています。5年前の東電福島第一原発事故は、直後の汚染した野草の焼却灰から数万と記憶していますけれども、驚くような数値が確認され、大きな社会問題となった経過があります。関係住民の健康確保というならば、要求されるまでもなく、即健康診断を行い継続すべきが責任ある態度ではないでしょうか。到底このような処理は理解できるものではありません。努力を期待したいと思います。

今予算の中に一般廃棄物処理施設整備基本構想策定委託料と最終処分場整備基本構想策定委託料が計上されています。設置場所は、反対意見が多い現施設をお願いしている狐禅寺地区に特定しての構想であります。納得できるものではありません。場所を特定しないものであるならば、平成12年、組合がそれまでの約束に反して再び施設設置をしないとの約束、覚書を交わし、ダイオキシン問題発生後も継続して操業させていただいているものです。さらに、関係住民との溝は深まり、深刻となるものではないでしょうか。

行政は法理を踏まえた実務をすべきであります。

一般質問でもる指摘したように、覚書に至るまでの経緯を踏まえること、約束は守るという当然のルールを尊重すべきであります。これを守って行政需要が満たされないとするならば、代替策検討経過を含めて事情変更の法理にかなう合理的な理由を開示すべきであります。これさえせず、ただ狐禅寺のみありきの姿勢、予算は認められません。

以上を述べ反対討論といたします。

ありがとうございました。

議長（武田ユキ子君） 次に、賛成者の発言を許します。

9番、岩渕一司君。

9番（岩渕一司君） 一関市議会関新会の岩渕一司であります。

平成28年度一関地区広域行政組合一般会計予算並びに介護保険特別会計予算について、賛成の立場から討論に参加するものであります。

まず、平成28年度予算については、先の予算説明会において、広域行政組合が取り組むべき極めて重要な課題として、1番として一般廃棄物の安全かつ安定的で円滑な処理及び放射能に汚染された農林業系廃棄物の安全な焼却処理、そして2番目としてエネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び最終処分場の建設、3番目として第6期介護保険事業計画の着実な推進などがあり、特にこうした課題に対する施策を推進していくための予算と位置づけるとの説明でありました。

今、大東清掃センターにおいては、放射能に汚染された牧草の焼却が行われているところであり、平成28年度の後半からはペレット化した牧草の焼却を進めることにより、放射能に汚染された農林業系廃棄物の安全な焼却処理を一日も早く行うことを願うものであります。

また、一般廃棄物処理施設及び最終処分場については、現施設が老朽化していること、また、

埋立て残容量がひっ迫していることは、これまでの説明などから明らかであり、新施設の建設を早急に進めていかなければならないとの思いは共感できるところであります。

そうした中で、広域行政組合では、一関市が策定した「資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン」に呼応した技術的に最先端のエネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び最終処分場の建設を進めるとのことであり、そのために平成28年度において基本構想を策定することとあります。

ご案内のとおり、当局の説明によりますと、現時点において狐禅寺地区の方々からの理解を得られたとはいえない状況とのこととありますが、地元の方々から映像による説明や先進地視察の要望等があり、当局においては、平成28年度においてもさまざまなご要望等にこたえながら、引き続き説明を行っていくとのこととあり、住民皆様のご理解をいただくため、より一層丁寧な説明と取り組みを期待するところであります。

次に、介護保険については、高齢化と人口減少が進む中で高齢者の暮らしを社会全体で支える仕組みであり、第6期介護保険事業計画では、介護が必要になっても尊厳を保持し、その有する能力に応じた日常生活を営むことができることを基本理念とされております。

組合当局は、今後介護の必要が高くなる75歳以上の高齢者の割合が増加していくことを見込み、安定的な事業運営に努めるとしており、その上で第6期介護保険事業計画の着実な推進を図るとしております。

今、住民が不安に感じていることは老後の暮らしであり、その不安の解消のために介護保険事業が果たす役割は大きく、介護保険施設の着実な整備が望まれております。

特別養護老人ホームなどの入所待機者の解消を図るための施設の整備や、住み慣れた地域で可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、在宅サービスの充実などを図ることが肝要であります。介護サービス事業者の人材の確保、介護職員の定着支援が求められております。

平成28年度においては、第6期計画の2年目に当たり、事業者の取り組みに必要な支援を検討するための事業者や関係機関との話し合いの場を設けるなどあり、入所待機者の解消並びに介護サービスの充実が図られるよう期待するものであります。

また、認知症高齢者は増加傾向にあることから、一関市と平泉町で徘徊高齢者SOSネットワーク事業を合同設置し、多くの目による情報を共有し、社会全体で支えていかなければならないとしております。

そうした中、広域行政組合では、平成28年度において地域包括支援センターの体制強化、認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームを設置していくとのこととあり、また、平成29年度から始まる新たな総合事業を見据え、平成28年度より生活支援コーディネーターを設置し取り組んでいくとのこととあります。これらの施策は、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みとして大いに期待できるものであります。

以上、平成28年度広域行政組合予算は、住民の暮らしに欠くことのできないものであり、組合当局の施策の方針と予算の位置づけについては共感を持ち、賛同すべきものと思っているところであります。

議員各位におかれましては、ただいま申し上げましたことを踏まえ、一関地区広域行政組合の予算執行による事業推進を期待し、予算の成立に賛同されることを願い、賛成討論といたします。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長（武田ユキ子君） 以上で通告による討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、議案第6号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(武田ユキ子君) 起立多数。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(武田ユキ子君) 起立満場。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議長(武田ユキ子君) 日程第12、議案第8号、平成27年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第2号)及び日程第13、議案第9号、平成27年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第3号)、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者(田代善久君) 議案第8号、平成27年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、国の予算措置年度の変更に伴う牧草ペレット供給装置設置工事費の減額及び財政調整基金積立金の増額など、所要の補正をしようとするものであります。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正額は、579万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を22億4,413万4,000円といたしました。

2ページをお開き願います。

目的別補正額は第1表のとおりで、歳出につきましては衛生費9,663万8,000円を減額し、総務費2,084万4,000円を増額いたしました。

また、歳入につきましては、諸収入7,605万5,000円を減額し、財産収入26万1,000円を増額いたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、3ページをお開き願います。

議案第9号、平成27年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第3号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、事業勘定において、介護給付費準備基金積立金の増額について、所要の補正をしようとするものであります。

事業勘定の歳入歳出予算の補正額は、148万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を145億8,502万8,000円といたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長(武田ユキ子君) 金野事務局長。

事務局長(金野富雄君) 議案第8号、平成27年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第2号)

について補足説明を申し上げます。

まず、歳出についてご説明いたします。

予算書の7ページをお開き願います。

2款1項1目総務管理費の財政調整基金積立金につきましては、財政調整基金の積み立てにより生じました利子及び東京電力原子力発電所事故損害賠償金を積み立てするものであります。

これにより、財政調整基金の平成27年度末残高は1億9,500万円ほどとなる見込みであります。

3款3項2目大東清掃センター費の牧草ペレット供給装置設置工事費につきましては、一関市からの受託事業費の一部であり、減容化のためにペレット状にした利用自肅牧草を焼却炉に安定供給するための装置設置であります。国の予算措置が平成27年度から平成28年度へ変更となったことから、平成27年度予算を減額し、平成28年度予算に計上し直ししようとするものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。

6ページとなりますが、4款1項財産運用収入、8款2項受託事業収入につきましては、ご説明いたしました歳出に係るものであります。

8款3項雑入の東京電力原子力発電所事故損害賠償金につきましては、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんを申し立て、先の定例会で和解について議決をいただきました平成23年度分及び平成24年度分の損害賠償金1,200万円と、東京電力が国のガイドラインにより支払いに合意した平成25年度分の損害賠償金858万3,000円であります。

次に、議案第9号、平成27年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第3号）について補足説明を申し上げます。

まず、事業勘定の歳出についてご説明いたします。

予算書の10ページをお開き願います。

3款1項1目基金積立金の介護給付費準備基金積立金につきましては、介護給付費準備基金の積み立てにより生じました利子を積み立てするものであります。

これにより、介護給付費準備基金の平成27年度末残高は、6億4,770万円ほどとなる見込みであります。

次に、歳入についてご説明いたします。

7款1項財産運用収入につきましては、ご説明いたしました歳出に係るものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

議長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、議案第8号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(武田ユキ子君) 起立満場。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(武田ユキ子君) 起立満場。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議長(武田ユキ子君) 日程第14、議案第10号、あっせんの申立てについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者(田代善久君) 議案第10号、あっせんの申立てについて、提案理由を申し上げます。

本案は、平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した東京電力株式会社原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用で、東京電力に損害賠償を請求したもののうち、いまだ賠償を受けていない額について、原子力損害賠償紛争解決センターに対し損害賠償の支払いのあっせんの申し立てをしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長(武田ユキ子君) 金野事務局長。

事務局長(金野富雄君) 議案第10号、あっせんの申立てについて、補足説明を申し上げます。

平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した東京電力株式会社原子力発電所事故の放射性物質による影響対策として、平成25年4月1日から平成27年3月31日までに発生した当組合の費用について、東京電力株式会社に対して5,593万3,536円の損害賠償請求を行ってきたところであり、このうち東京電力が支払いに合意し、賠償金を受領した858万3,413円を除き、合意に至っていない4,735万123円を原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申し立てをしようとするものであります。

文部科学省に設けられた原子力損害賠償紛争審査会は、平成23年8月以降、原子力発電所事故による被害者と東京電力との損害賠償に関する円滑な話し合いと合意形成のため、賠償すべき損害として類型化が可能な賠償項目や範囲等の中間指針、いわゆるガイドラインを順次示しておりますが、東京電力は、ガイドライン等に賠償すべき損害として明記されているもの以外は賠償対象としておらず、依然として自治体の損害賠償請求に応じる姿勢は消極的であります。

申立先である原子力損害賠償紛争解決センターは、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、原子力損害の賠償に関する紛争についての和解の仲介を行うことを目的として、原子力損害賠償紛争審査会のもとに設置された紛争解決機関であり、和解の仲介は、中立・公正な立場の弁護士である仲介委員が、申立人と相手方の双方から事情を聞き取って、損害の調査、検討を行い、双方の意見を調整しながら和解案を提示するなどして、双方の合意による紛争解決を目指すものであります。

参考資料をお開き願います。

参考資料は、損害賠償請求項目と請求額を示したものであり、請求項目につきましては、表に記載の4つの項目としておりますので、その内訳を説明いたします。

1、検査・測定費用は、各清掃センターにおける空間線量、主灰・飛灰、原水・放流水・脱水汚泥等の放射性物質濃度測定に要した費用であります。

2、放射線測定機器購入費は、作業員が使用する積算線量計3台の購入に要した費用であります。

4、その他放射線影響対策に要した費用は、放射能汚染廃棄物、焼却飛灰となりますけれども、保管に要する原材料費及び工事費、飛灰遮水層敷設工事、焼却灰埋土工事等に要した経費であります。

なお、今後、原子力損害賠償紛争解決センターへの申し立てまでの間に、東京電力が賠償に合意したものについては、申し立て額から除くものであります。

以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第10号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議長（武田ユキ子君） 以上で、議事日程の全部を議了しました。

議長（武田ユキ子君） 管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 第30回一関地区広域行政組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、平成28年度に係る予算議会でもあり、議員各位におかれましては、提案させていただきました各種議案につきまして、慎重なるご審議を賜りました。平成28年度当初予算として、関連議案とともに認めいただきましたことに対しまして、衷心より御礼を申し上げたいと思います。

本定例会で賜りました一般廃棄物処理、介護保険事業に対する貴重なご意見など、これらにつきましては、一関市及び平泉町との連携を一層図りながら、今後の組合運営の参考にさせていただきたいと考えているところでございます。

今後とも議員各位の一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、第30回定例会の閉会に当たりましての御礼のごあいさつとさせていただきますと思います。

どうもありがとうございました。

議長（武田ユキ子君） 第30回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、平成28年度一般会計及び介護保険特別会計予算などが付議されましたが、終始真剣な審議をいただき、すべて議決決定を見るに至りました。

これもひとえに、議員各位のご協力と管理者を初め職員の皆様の誠意ある対応によるものと厚

くお礼申し上げる次第であります。

定例会の冒頭、管理者より施策推進方針の表明がされたところでありますが、これを受けての一般質問、または議案審議の質疑において、議員から出された意見、提言につきましては、今後の広域行政組合の運営にしっかりと生かされ、当組合のさらなる充実強化を図られるよう念願するものであります。

衛生事業にありましては、エネルギー回収型廃棄物処理施設等の建設、そして放射性物質に汚染された農林業系廃棄物の処理の取り組みなどが示されましたが、現施設の老朽化を踏まえてぜひ安心安全を最優先とした取り組みをお願いするとともに、いずれにいたしましても地域住民の皆様のご理解、ご協力が最重要であり、信頼関係をしっかりと構築していただき、事業を推進していただきますようお願いするものであります。また、介護保険事業にありましては、第6期介護保険事業計画の着実な推進を図られ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、具体的な取り組みを確実に進めていただくことを念願します。

当議会にありましては、これら諸課題に対して果たすべき役割の重大さを認識しつつ、一関市及び平泉町の住民の福祉増進のため全力を注いでまいる所存であります。

結びに、今定例会の運営にご協力を賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に衷心より感謝を申し上げまして、閉会に当たってのごあいさつといたします。

議長（武田ユキ子君） 以上をもって、第30回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会します。
ご苦労さまでした。

閉会 午後5時52分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 武 田 ユキ子

一関地区広域行政組合議会議員 那 須 茂一郎

一関地区広域行政組合議会議員 岩 渕 一 司